

### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (地域特性)



## 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (地域特性)

対象事業実施区域及びその周囲の概況は、既存資料等により把握した。

調査範囲は、「第5章 方法書関係地域の範囲」に示すとおり、工作物の供用・稼働（可燃ごみ処理施設の稼働）において排出される大気汚染物質及び悪臭物質の最大着地地点を考慮し、対象事業実施区域から半径約3kmの範囲を基本とし、市町単位の統計等については半径約3kmにかかる伊勢市、明和町、玉城町に加え構成市町である度会町も対象とした。

### 3-1 自然的状況

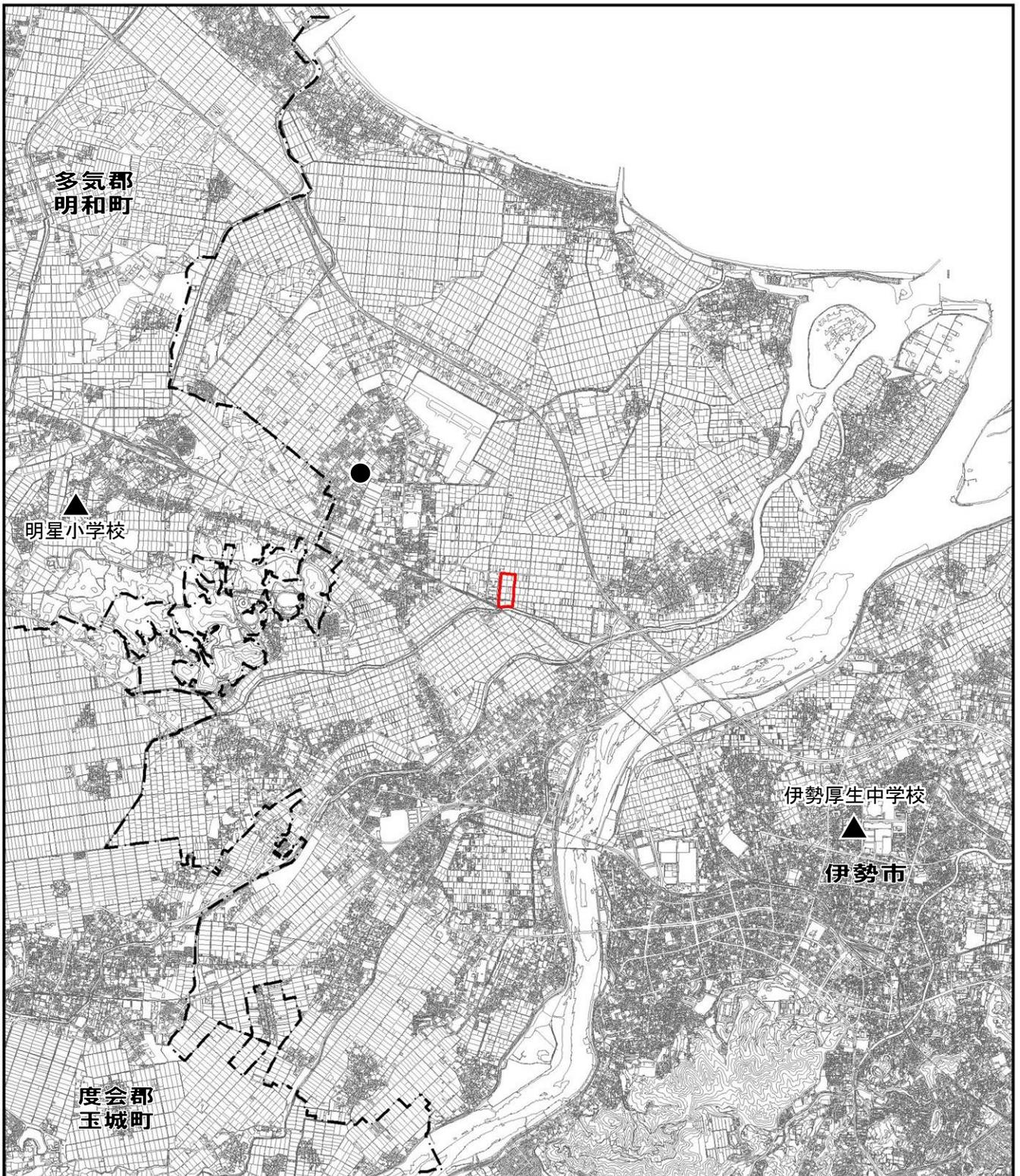
#### 3-1-1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

##### 1. 気象の状況

三重県の地勢は、県土が南北に長く、西側は山地、東側は太平洋から伊勢湾に面していることから、気象の特徴は伊勢平野地域、熊野灘沿岸地域及び伊賀盆地地域に分けられる。対象事業実施区域は伊勢平野地域に位置しており、南北に長く広いため気候に地域差が出ている。また、冬期には鈴鹿おろしと呼ばれる鈴鹿山脈から北西の季節風が強く吹き、寒くなるのが特徴である。

対象事業実施区域から北西側約1.2kmの位置にある小俣気象観測所の観測結果により、気温、降水量及び風向・風速を把握した。

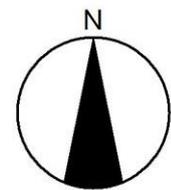
小俣気象観測所の位置は、図 3-1に示すとおりである。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 小俣気象観測所
- ▲ 一般環境大気測定局

出典：「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)  
「令和元(2019)年版 環境白書」(令和元年11月 三重県)



1:50,000



図 3-1 気象観測所及び一般環境大気測定局位置図

(1) 気温・降水量

小俣気象観測所における平成27年～令和元年の月別平均気温は表 3-1に、月別降水量は表 3-2に示すとおりである。また、月別平均気温及び降水量の変化は、図 3-2に示すとおりである。平成27年～令和元年の5年平均値は、年間平均気温が16.0℃であり、月別平均気温は8月が27.7℃で最も高く、1月が4.9℃で最も低くなっている。また、降水量については、5年平均値は年間降水量が1,993.6mmであり、月別降水量は9月が354.5mmで最も多く、2月が52.0mmで最も少なくなっている。なお、平成29年10月、平成30年9月及び令和元年10月は1日の降水量が100mm以上の記録的な大雨を観測しており、大型台風上陸等の影響により降水量が多くなっている。

表 3-1 小俣気象観測所における月別平均気温（平成27年～令和元年）

単位：℃

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 平均値
平成27年	5.1	5.6	8.8	14.4	20.1	21.0	25.6	27.3	22.5	17.5	13.7	8.9	15.9
平成28年	5.6	5.9	9.4	15.3	19.7	22.2	26.3	27.8	24.4	19.0	12.1	7.7	16.3
平成29年	5.0	5.0	8.0	13.9	19.5	21.5	27.4	27.5	22.9	17.6	10.9	5.6	15.4
平成30年	3.9	4.3	10.2	15.7	18.9	22.5	28.2	28.0	23.2	18.0	13.2	7.9	16.2
令和元年	5.1	6.5	9.4	13.3	19.1	22.3	25.2	27.8	25.5	19.7	12.9	8.4	16.3
平均値	4.9	5.5	9.2	14.5	19.5	21.9	26.5	27.7	23.7	18.4	12.6	7.7	16.0

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

表 3-2 小俣気象観測所における月別降水量（平成27年～令和元年）

単位：mm

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 降水量
平成27年	95.5	40.0	140.0	111.5	59.0	195.5	289.0	239.5	411.5	27.0	133.0	87.0	1,828.5
平成28年	76.0	89.5	87.0	173.5	151.0	201.0	78.5	106.0	320.5	116.5	110.5	102.5	1,612.5
平成29年	34.0	39.5	105.0	112.0	96.0	144.0	146.0	208.5	220.0	888.5	58.0	56.0	2,107.5
平成30年	65.5	26.0	289.5	138.5	220.0	226.0	209.0	261.0	668.0	74.0	82.5	65.0	2,325.0
令和元年	21.5	65.0	99.0	154.0	185.5	179.0	333.5	212.5	152.5	604.0	21.5	66.5	2,094.5
平均値	58.5	52.0	144.1	137.9	142.3	189.1	211.2	205.5	354.5	342.0	81.1	75.4	1,993.6

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

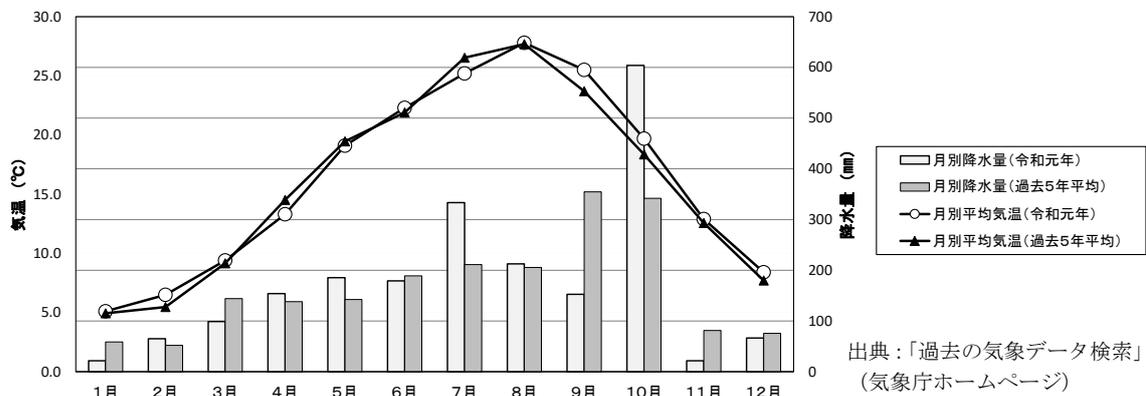
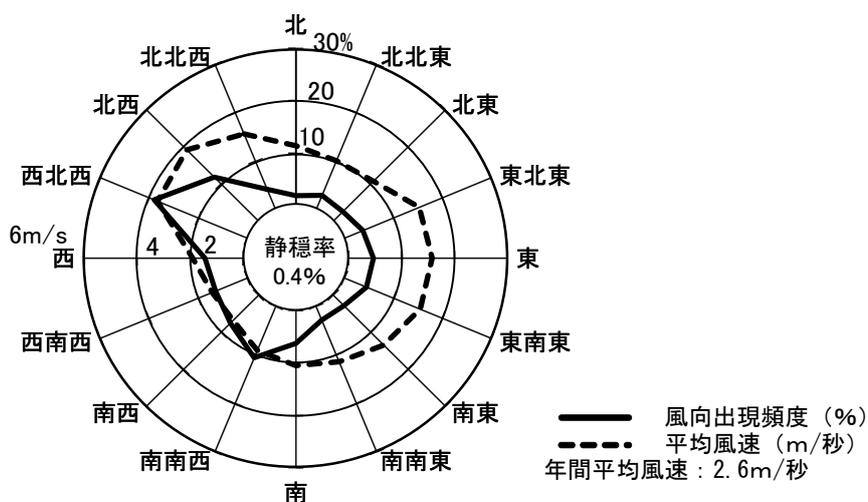


図 3-2 小俣気象観測所における月別平均気温及び降水量（平成27年～令和元年）

(2) 風向・風速

小俣気象観測所における令和元年の風配図（各風向の出現頻度と平均風速）は、図 3-3 に示すとおりである。

令和元年の風配図をみると風向出現頻度は西北西の風が19.0%と最も多く、年間平均風速は2.6m/秒となっている。



風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
出現頻度 (%)	1.9	3.0	2.6	3.7	4.7	4.5	2.9	2.8
平均風速 (m/秒)	2.3	2.0	2.2	3.1	3.2	3.1	2.7	2.3
風向	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
出現頻度 (%)	6.3	10.6	7.5	6.5	7.2	19.0	11.8	4.2
平均風速 (m/秒)	2.1	1.8	1.4	1.4	1.9	3.7	3.8	3.1

備考 静穏 : 0.2m/秒以下。

出典 : 「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

図 3-3 小俣気象観測所における風向・風速及び出現頻度（令和元年）

## 2. 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周辺の大気質については、一般環境大気測定局2局（明星小学校測定局、伊勢厚生中学校測定局）における大気質の測定結果を用いて把握した。これらはいずれも一般環境大気測定局である。各測定局における測定項目は表 3-3に、各測定局の位置は図 3-1に示すとおりである。

なお、自動車排出ガス測定局、有害大気汚染物質測定地点及び降下ばいじん測定地点は存在しない。

表 3-3 各測定局における測定項目

測定局名	所在地	測定項目						対象事業実施区域からの距離
		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素	ダイオキシン類	
明星小学校	明和町明星1553		○	○	○			西北西約3.7km
伊勢厚生中学校	伊勢市一之木 5-5-3	○	○	○	○	○	○	南東約3.5km

出典：「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）

### 【大気質の測定局、測定地点の種類について】

大気汚染防止法では、大気の汚染状況を常時監視することとされており、その目的に応じて以下の種類がある。

・一般環境大気測定局：

住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握することを目的に設置される測定局。

・自動車排出ガス測定局：

交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に設置される測定局。

・有害大気汚染物質測定地点：

「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」として選定された234種類のうち、優先取組物質として指定されている22種類の物質（ベンゼンやアクリルニトリル、アセトアルデヒド等）を測定している地点。

・降下ばいじん測定地点：

「燃料の燃焼などで発生し大気中に放出されたばいじんや、地表から舞い上がったちり、ほこりなどの粒子状物質のうち比較的大きいものが、重力や雨によって地上に降下したものである降下ばいじんを測定している地点。

(1) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局における平成30年度の二酸化硫黄の測定結果は表 3-4に、過去5年間の経年変化は表 3-5及び図 3-4に示すとおりである。

平成30年度の日平均値の2%除外値の測定結果は、0.002ppmであり、環境基準を達成していた。また、過去5年間に於ける年平均値は横ばいで推移している。

表 3-4 二酸化硫黄の測定結果 (平成 30 年度)

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最大値	環境基準の長期的評価 <sup>注)</sup>		
				時間数	割合%	日数	割合%		日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	○:達成 ×:非達成
伊勢厚生中学校	358	8,640	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	無	○

注) 環境基準の長期的評価は年間をわたる日平均値の測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外して行う。

備考 環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

出典:「令和元(2019)年版 環境白書」(令和元年11月 三重県)

表 3-5 二酸化硫黄年平均値の経年変化 (平成 26 年度～平成 30 年度)

測定局名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
伊勢厚生中学校	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

単位: ppm

出典:「令和元(2019)年版 環境白書」(令和元年11月 三重県)

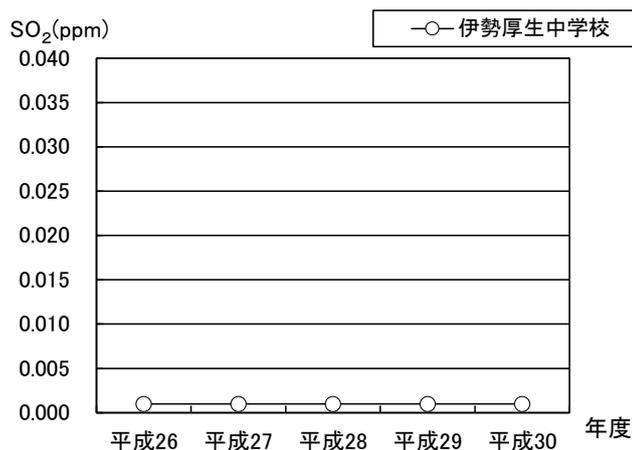


図 3-4 二酸化硫黄年平均値の経年変化 (平成 26 年度～平成 30 年度)

(2) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局における平成30年度の二酸化窒素の測定結果は表 3-6に、過去5年間の経年変化は表 3-7及び図 3-5に示すとおりである。

平成30年度の日平均値の98%値の測定結果は0.015ppmであり、環境基準を達成していた。また、過去5年間に於ける年平均値は横ばいで推移している。

表 3-6 二酸化窒素の測定結果 (平成 30 年度)

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最大値	環境基準の長期的評価 <sup>注)</sup>	
				日数	割合%	日数	割合%		日平均値の98%値	○：達成 ×：非達成
	日	時間	ppm	日数	割合%	日数	割合%	ppm	ppm	
伊勢厚生中学校	348	8,432	0.006	0	0.0	0	0.0	0.042	0.015	○

注) 環境基準の長期的評価は年間にわたる日平均値の測定値の小さい方から98%に相当するもので行う。

備考 環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：「令和元(2019)年版 環境白書」(令和元年11月 三重県)

表 3-7 二酸化窒素年平均値の経年変化 (平成 26 年度～平成 30 年度)

測定局名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
伊勢厚生中学校	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006

単位：ppm

出典：「令和元(2019)年版 環境白書」(令和元年11月 三重県)

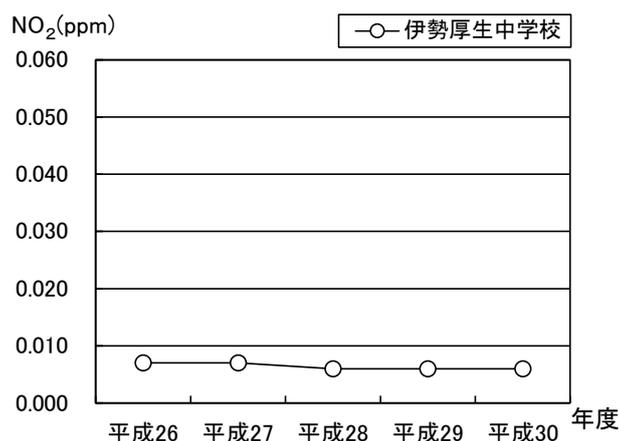


図 3-5 二酸化窒素年平均値の経年変化 (平成 26 年度～平成 30 年度)

### (3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局における平成30年度の浮遊粒子状物質の測定結果は表 3-8に、過去5年間の経年変化は表 3-9及び図 3-6に示すとおりである。

平成30年度の日平均値の2%除外値の測定結果は、明星小学校で0.045 mg/m<sup>3</sup>、伊勢厚生中学校で0.038mg/m<sup>3</sup>であり、いずれの測定局においても環境基準を達成していた。また、過去5年間に於ける年平均値はいずれの地点においても、おおむね横ばい傾向で推移している。

表 3-8 浮遊粒子状物質の測定結果 (平成 30 年度)

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最大値	環境基準の長期的評価 <sup>注)</sup>		
				時間	割合%	日	割合%		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	○: 達成 ×: 非達成
明星小学校	362	8,687	0.019	0	0.0	0	0.0	0.104	0.045	無	○
伊勢厚生中学校	359	8,657	0.015	0	0.0	0	0.0	0.117	0.038	無	○

注) 環境基準の長期的評価は年間にわたる日平均値の測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外して行う。

備考 環境基準は1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

出典:「令和元(2019)年版 環境白書」(令和元年11月 三重県)

表 3-9 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化 (平成 26 年度～平成 30 年度)

測定局名	単位: mg/m <sup>3</sup>				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
明星小学校	0.020	0.016	0.018	0.017	0.019
伊勢厚生中学校	0.023	0.022	0.018	0.014	0.015

出典:「令和元(2019)年版 環境白書」(令和元年11月 三重県)

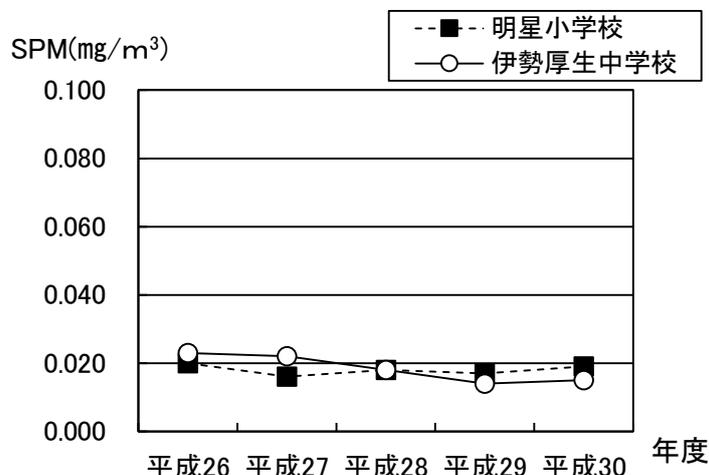


図 3-6 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化 (平成 26 年度～平成 30 年度)

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局における平成30年度の微小粒子状物質の測定結果は表 3-10に、過去5年間の経年変化は表 3-11及び図 3-7に示すとおりである。

平成30年度の測定結果は、年平均値が明星小学校で $10.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、伊勢厚生中学校で $9.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、日平均値の98パーセンタイル値<sup>注)</sup>が明星小学校で $28.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、伊勢厚生中学校で $20.9 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であることから、いずれの測定局においても環境基準を達成していた。また、過去5年間における年平均値はいずれの測定局においても減少傾向で推移している。

注) パーセンタイルとは、計測値が小さい値から並べ変えパーセント表示をする(最小値を0%、最大値を100%とする)ことによって、任意の数値が計測値においてどこに位置するのかを測定する単位である。98パーセンタイル値であれば、計測値として100個ある場合、小さい方から数えて98番目に位置する値のことである。

表 3-10 微小粒子状物質の測定結果 (平成 30 年度)

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値の98パーセンタイル値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		○: 達成 ×: 非達成
	日	時間			日	割合%	日	割合%	
明星小学校	362	8,687	10.6	28.1	74	20.4	0	0.0	○
伊勢厚生中学校	354	8,611	9.4	20.9	58	16.4	0	0.0	○

備考 環境基準は1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

環境基準の評価は、測定値の1年平均値を長期基準(1年平均値)、1日平均値の年間98%パーセンタイル値を短期基準(1日平均値)と比較する。

出典:「令和元(2019)年版 環境白書」(令和元年11月 三重県)

表 3-11 微小粒子状物質年平均値の経年変化 (平成 26 年度～平成 30 年度)

測定局名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
明星小学校	14.9	12.6	10.5	10.9	10.6
伊勢厚生中学校	13.8	12.4	10.8	10.7	9.4

出典:「令和元(2019)年版 環境白書」(令和元年11月 三重県)

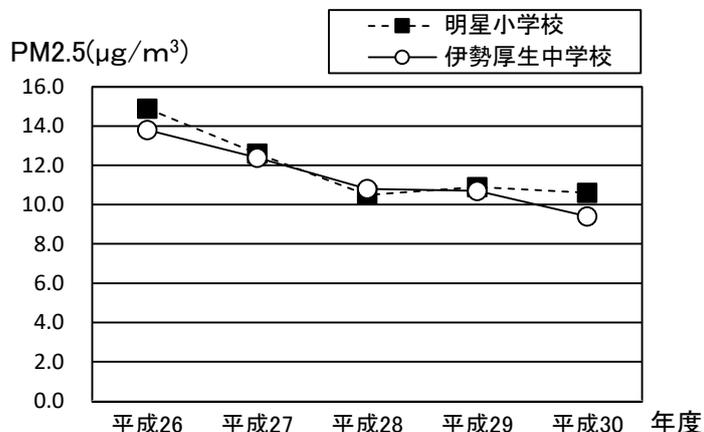


図 3-7 微小粒子状物質年平均値の経年変化 (平成 26 年度～平成 30 年度)

(5) 光化学オキシダント (Ox)

対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局における平成30年度の光化学オキシダントの測定結果は表 3-12に、過去5年間の経年変化は表 3-13及び図 3-8に示すとおりである。

平成30年度の昼間の1時間値の最高値は明星小学校で0.110ppm、伊勢厚生中学校で0.107ppmであり、いずれの測定局においても環境基準を達成していなかった。

また、昼間の1時間値の最高値の経年変化をみると、過去5年間において、すべての測定局で環境基準非達成の状況であり、増加傾向となっている。

なお、光化学オキシダントの環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 3-12 光化学オキシダント（昼間値）の測定結果（平成30年度）

測定局名	有効測定日数	昼間測定時間数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数とその割合			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数及び時間数とその割合			昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均値
	日数		時間	日数	時間数	割合%	日数	時間数	割合%	ppm
明星小学校	365	5,435	67	354	6.51	0	0	0.0	0.110	0.047
伊勢厚生中学校	362	5,420	62	291	5.37	0	0	0.0	0.107	0.046

備考1. 環境基準は1時間値が0.06ppm以下であること。  
備考2. 昼間の1時間値とは5時から20時までの時間内の測定値をいう。  
出典：「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）

表 3-13 光化学オキシダント（昼間の1時間値の最高値）の経年変化（平成26年度～平成30年度）

単位：ppm

測定局名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
明星小学校	0.095	0.102	0.090	0.098	0.110
伊勢厚生中学校	0.075	0.094	0.093	0.097	0.107

出典：「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）

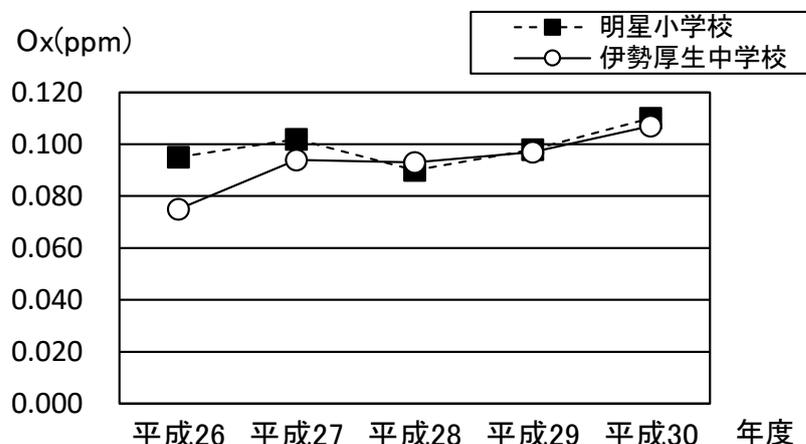


図 3-8 光化学オキシダント（昼間の1時間値の最高値）の経年変化（平成26年度～平成30年度）

## (6) ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺において、平成30年度はダイオキシン類の調査は実施されていない。

参考として、平成29年度に伊勢市内の1地点で測定が行われており、測定結果は表 3-14 に示すとおりである。

測定結果をみると年平均値は環境基準を達成している。

表 3-14 ダイオキシン類の調査結果（平成 29 年度）

調査地点	単位	年平均値	春季	夏季	秋季	冬季
伊勢厚生中学校	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0097	—	0.0096	—	0.0097

備考 環境基準は、年間平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

出典：「平成 30（2018）年版 環境白書」（平成 30 年 11 月 三重県）

## (7) 苦情等の状況

「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）によると、平成29年度における大気汚染に関する苦情は、三重県全体で356件報告されており、対象事業実施区域が位置している伊勢市では50件、隣接する明和町を含む多気郡では0件、玉城町及び度会町を含む度会郡では3件報告されている。

### 3. 騒音の状況

#### (1) 環境騒音

対象事業実施区域周辺における環境騒音の調査結果は表 3-15に、調査地点は図 3-9に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では伊勢市内の1地点で調査されており、平成30年度の調査結果をみると夜間の等価騒音レベルは環境騒音の環境基準を超過しているが、昼間の等価騒音レベルは環境騒音の環境基準を達成している。

表 3-15 環境騒音の調査結果（平成30年度）

番号 <sup>注1)</sup>	環境基準類型	用途地域	測定地点	時間区分 <sup>注2)</sup>	等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (デシベル)	環境基準 <sup>注3)</sup>	
						基準値	適合状況
1	B	第2種住居地域	伊勢市岩淵2丁目6	昼間	53	55	○
				夜間	50	45	×

注1) 表中の番号は、図 3-9中の番号と対応する。

注2) 時間区分は、昼間：午前6時～午後10時まで、夜間：午後10時～翌日の午前6時まで

注3) 環境基準の内容は、環境基本法に基づき定められている騒音に係る環境基準（p3-84）参照。

出典：「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）

#### (2) 道路交通騒音

対象事業実施区域周辺における道路交通騒音の調査結果は表 3-16に、調査地点は図 3-9に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では伊勢市内の3地点で調査されており、平成30年度の調査結果をみると道路交通騒音の環境基準が適用される地点2については環境基準を達成している。

表 3-16 道路交通騒音の調査結果（平成30年度）

番号 <sup>注1)</sup>	環境基準類型	道路名	用途地域	測定地点	車線数	時間区分 <sup>注2)</sup>	等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (デシベル)	環境基準 <sup>注3)</sup>		要請限度 <sup>注4)</sup>	
								基準値	適合状況	基準値	適合状況
1	-	伊勢多気線	未指定	伊勢市上地町	2	昼間	64	-	-	-	-
						夜間	54	-	-	-	-
2	B	伊勢南島線	第2種住居地域	伊勢市岩淵2丁目6	2	昼間	66	70	○	75	○
						夜間	58	65	○	70	○
3	-	伊勢南島線	未指定	伊勢市大倉町	2	昼間	67	-	-	-	-
						夜間	58	-	-	-	-

注1) 表中の番号は、図 3-9中の番号と対応する。

注2) 時間区分は、昼間：午前6時～午後10時まで、夜間：午後10時～翌日の午前6時まで

注3) 環境基準の内容は、環境基本法に基づき定められている騒音に係る環境基準（p3-84）参照。

注4) 要請限度の内容は、騒音規制法等に基づき定められている自動車騒音に係る要請限度（p3-95）参照。

出典：「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）

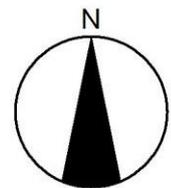
#### (3) 苦情等の状況

「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）によると、平成29年度における騒音に関する苦情は、三重県全体で150件報告されており、対象事業実施区域が位置している伊勢市では3件、隣接する明和町を含む多気郡では0件、玉城町及び度会町を含む度会郡では2件報告されている。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 環境騒音調査地点
- ▲ 道路交通騒音調査地点
- 対象道路
- 評価区間



1 : 50,000



出典：「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）  
 「全国自動車交通騒音マップ（環境GIS自動車交通騒音実態調査報告）」（国立環境研究所ホームページ）

図 3-9 騒音調査地点

#### 4. 振動の状況

##### (1) 環境振動

「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）によると、三重県では環境振動調査は、実施されていない。

##### (2) 道路交通振動

対象事業実施区域周辺における道路交通振動の調査結果は表 3-17に、調査地点は図 3-10に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では伊勢市内の1地点で調査されており、平成30年度の調査結果をみると要請限度以下の値となっている。

表 3-17 道路交通振動の調査結果（平成30年度）

番号 <sup>注1)</sup>	区域区分 <sup>注2)</sup>	道路名	用途地域	測定地点	時間区分 <sup>注3)</sup>	要請限度 <sup>注4)</sup>		
						測定結果 (デシベル)	基準値 (デシベル)	適合 状況
1	第1種区域	岩渕線	近隣商業地域	伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所	昼間	33	65	○
					夜間	31	60	○

注1) 表中の番号は、図 3-10中の番号と対応する。

注2) 区域区分は、振動規制法に定める指定地域の区域の区分（p 3-98）参照。

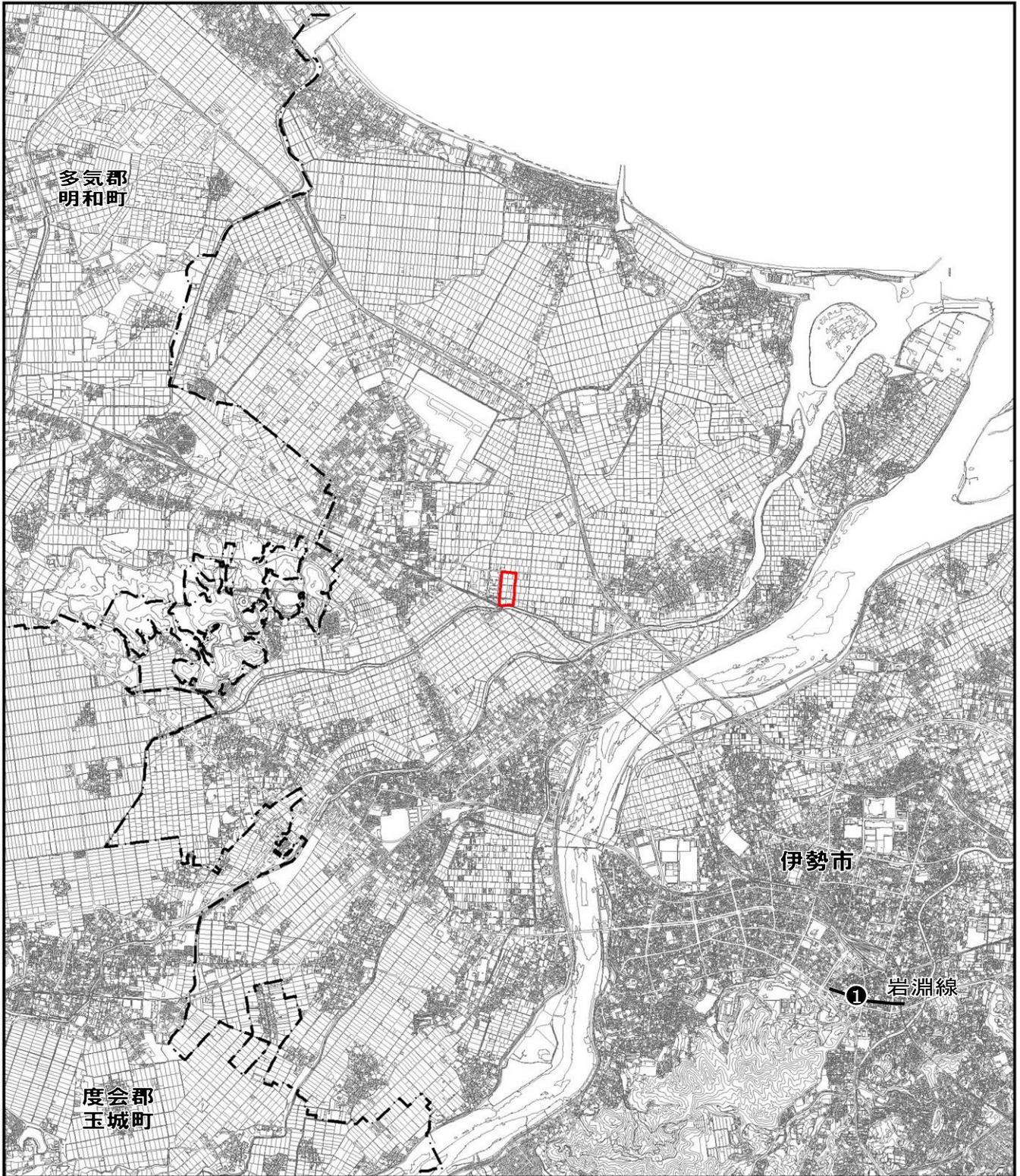
注3) 時間区分は、昼間：午前8時～午後19時まで、夜間：午後19時～翌日の午前8時まで

注4) 要請限度の内容は、振動規制法等に基づき定められている道路交通振動に係る要請限度（p 3-98）参照。

出典：「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）

##### (3) 苦情等の状況

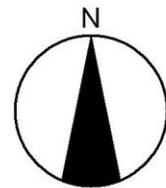
「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）によると、平成29年度における振動に関する苦情は、三重県全体で18件報告されているが、対象事業実施区域が位置している伊勢市、隣接する明和町を含む多気郡、玉城町及び度会町を含む度会郡では報告されていない。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 道路交通振動調査地点
- 対象道路

出典：「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年 11 月 三重県）  
「伊勢市認定路線網図」（伊勢市ホームページ）



1:50,000



図 3-10 振動調査地点

## 5. その他の大気に係る環境の状況

### (1) 悪臭の状況

対象事業実施区域が位置する伊勢市及び隣接する明和町及び玉城町は、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度規制が行われている。

なお、「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）によると、対象事業実施区域周辺では悪臭の測定は行われていない。

### (2) 苦情等の状況

「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）によると、平成29年度における悪臭に関する苦情は、三重県全体で198件報告されており、対象事業実施区域が位置している伊勢市では7件、隣接する明和町を含む多気郡では0件、玉城町及び度会町を含む度会郡では3件報告されている。

### 3-1-2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

#### 1. 水象の状況

対象事業実施区域周辺における主要な河川の分布状況は図 3-11に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要な河川として、対象事業実施区域の東側には、流域面積及び流路延長が三重県内最大の河川である宮川（一級河川）が流れており、河口付近で分派し伊勢湾に注いでいる。また、対象事業実施区域の南側には伊勢湾に注ぐ二級河川である外城田川が流れており、その支流である相合川が対象事業実施区域南側に隣接している。

#### 2. 水質の状況

##### (1) 水質の状況

対象事業実施区域周辺における三重県が実施している河川の水質調査結果は表 3-18に、伊勢市が実施している河川の水質調査結果は表 3-19に、調査地点は図 3-11に示すとおりである。また、ダイオキシン類の調査結果は、表 3-20に示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの調査地点である近鉄ガード下の調査結果（地点番号9）は、類型指定はされていないが、参考として環境基準（類型AA）と比較してみると、大腸菌群数以外の項目で環境基準を満足している。<sup>注)</sup>

また、ダイオキシン類については対象事業実施区域周辺では野依橋（地点番号3）の1地点で調査されており、環境基準を達成している。

注) BODについては、75%水質値が公表されていないため環境基準との比較は行っていない。

表 3-18 河川の水質調査結果（三重県等：平成 29 年度）

番号 注1)	水域名	環境基準 点名	測定 機関	類型	項目	平成29年度			環境基準
						平均値 注2)	範囲	達成 状況 注3)	
1	宮川 (下流)	度会橋	中部 地整	AA	pH	7.6	7.5~7.7	—	6.5以上8.5以下
					DO (mg/L)	10.2	8.7~12.5	—	7.5mg/L以上
					BOD(mg/L)	0.6 (0.7)	0.5未満~0.8	○	75%水質値が1mg/L以下
					SS(mg/L)	3.3	1未満~23	—	25mg/L以下
					大腸菌群 (MPN/100mL)	983	70~2,200	—	50MPN/100mL以下
2	外城田川 (上流)	大野橋	三重 県	B	pH	7.5	7.1~8.0	—	6.5以上8.5以下
					DO (mg/L)	10	7.8~13.0	—	5mg/L以上
					BOD(mg/L)	1.9 (2.2)	0.9~3.9	○	75%水質値が5mg/L以下
					SS(mg/L)	8	1~26	—	50mg/L以下
					大腸菌群 (MPN/100mL)	34,052	330~170,000	—	—
3	外城田川 (下流)	野依橋	三重 県	C	pH	7.5	7.2~7.9	—	6.5以上8.5以下
					DO (mg/L)	9.8	7.6~14.0	—	5mg/L以上
					BOD(mg/L)	1.6 (1.7)	0.8~4.0	○	75%水質値が5mg/L以下
					SS(mg/L)	9.1	1未満~43	—	50mg/L以下
					大腸菌群 (MPN/100mL)	50,507	490~220,000	—	—

注1) 表中の番号は、図 3-11中の番号と対応する。

注2) BODの平均値の( )は75%値である。

注3) 環境基準の達成状況について、BODは75%水質値で評価し、それ以外の項目については、日間平均値で評価する。

備考 ■: 環境基準を超過している項目を示す。

出典: 「河川の水質測定結果個票」(三重県ホームページ)

表 3-19 河川の水質調査結果（伊勢市：平成 30 年度）

番号 <sup>注</sup>	水域名	測定地点	時間	項目	平成30年度		環境基準 (参考)
					平均値	範囲	
4	勢田川	姫之橋	干潟	pH	7.3	7.0~7.9	6.5以上8.5以下
				DO (mg/L)	8.3	6.2~11.0	7.5mg/L以上
				BOD(mg/L)	4.0	3.2~5.7	75%水質値が1mg/L以下
				SS(mg/L)	5.0	1.0~20	25mg/L以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,748	40~6,900	50MPN/100mL以下	
			満潮	pH	7.4	6.9~7.7	6.5以上8.5以下
				DO (mg/L)	7.2	4.5~9.5	7.5mg/L以上
				BOD(mg/L)	3.4	1.0~6.0	75%水質値が1mg/L以下
SS(mg/L)	7.3	1未満~53		25mg/L以下			
5	北新橋	干潟	pH	7.1	6.7~7.4	6.5以上8.5以下	
			DO (mg/L)	6.0	1未満~7.7	7.5mg/L以上	
			BOD(mg/L)	5.7	1.3~21.0	75%水質値が1mg/L以下	
			SS(mg/L)	9.0	1未満~21	25mg/L以下	
		大腸菌群数 (MPN/100mL)	19,299	590~150,000	50MPN/100mL以下		
		満潮	pH	7.1	6.6~7.7	6.5以上8.5以下	
			DO (mg/L)	6.3	4.4~8.8	7.5mg/L以上	
			BOD(mg/L)	4.2	2.2~6.7	75%水質値が1mg/L以下	
SS(mg/L)	4.4		2~20	25mg/L以下			
大腸菌群数 (MPN/100mL)	12,671	210~64,000	50MPN/100mL以下				
6	宮川	水源地	—	pH	7.1	6.7~7.6	6.5以上8.5以下
				DO (mg/L)	9.2	8.5~10.0	7.5mg/L以上
				BOD(mg/L)	2.4	2.1~3.1	75%水質値が1mg/L以下
				SS(mg/L)	2.0	1未満~2	25mg/L以下
				大腸菌群数 (MPN/100mL)	3,445	240~12,000	50MPN/100mL以下
7	江川	有滝橋	—	pH	6.6	6.2~6.8	6.5以上8.5以下
				DO (mg/L)	6.4	5.6~7.0	7.5mg/L以上
				BOD(mg/L)	1.6	0.5~2.5	75%水質値が1mg/L以下
				SS(mg/L)	6.0	1未満~7	25mg/L以下
				大腸菌群数 (MPN/100mL)	5,903	610~20,000	50MPN/100mL以下
8	大堀川	大堀川橋	—	pH	6.6	6.5~6.8	6.5以上8.5以下
				DO (mg/L)	7.7	5.8~9.9	7.5mg/L以上
				BOD(mg/L)	7.3	0.9~22.0	75%水質値が1mg/L以下
				SS(mg/L)	5.0	2~11	25mg/L以下
				大腸菌群数 (MPN/100mL)	5,885	240~17,000	50MPN/100mL以下
9	相合川	近鉄ガード下	—	pH	7.1	6.8~7.5	6.5以上8.5以下
				DO (mg/L)	8.8	6.2~12.0	7.5mg/L以上
				BOD(mg/L)	2.5	2.0~3.6	75%水質値が1mg/L以下
				SS(mg/L)	20	3~58	25mg/L以下
				大腸菌群数 (MPN/100mL)	4,338	770~14,000	50MPN/100mL以下
10	汁谷川	野垣外橋	—	pH	6.9	6.7~7.0	6.5以上8.5以下
				DO (mg/L)	8.7	8.0~9.5	7.5mg/L以上
				BOD(mg/L)	3.3	2.1~5.7	75%水質値が1mg/L以下
				SS(mg/L)	12.0	1未満~16	25mg/L以下
				大腸菌群数 (MPN/100mL)	4,650	1,700~9,700	50MPN/100mL以下

注) 表中の番号は、図 3-11中の番号と対応する。なお、地点番号 4~10については、環境基準の類型指定はされていない。

備考 1. 環境基準の達成状況について、BODは75%水質値で評価し、それ以外の項目については、日間平均値で評価する。

備考 2. BODの75%水質値は公表されていない。

出典：「河川、海域（公共用水域）の水質調査結果」（伊勢市ホームページ）

表 3-20 ダイオキシン類環境調査結果（伊勢市：平成 30 年度）

河川名	地点名	水質		底質	
		結果	環境基準	結果	環境基準
		pg-TEQ/L		pg-TEQ/g	
外城田川	野依橋 (地点番号3)	0.10	1以下	2.3	150以下

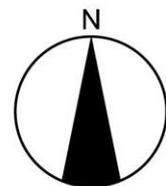
出典：「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年 11 月 三重県）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 水質調査地点

出典：「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）  
「河川、海城（公共用水域）の水質調査結果」（伊勢市ホームページ）



1:50,000



図 3-11 水質調査地点

## (2) 苦情等の状況

「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）によると、平成29年度における水質に関する苦情は、三重県全体で140件報告されており、対象事業実施区域が位置している伊勢市では1件、隣接する明和町を含む多気郡では0件、玉城町及び度会町を含む度会郡では1件報告されている。

## 3. その他の水に係る環境の状況

### (1) 地下水の状況

対象事業実施区域周辺では、地下水の水質常時監視を1地点で実施している。地下水の水質調査結果は、表 3-21に示すとおりである。テトラクロロエチレンの調査結果は環境基準を超過していたが、それ以外の項目においては、環境基準を満足している。

表 3-21 地下水の水質調査結果（平成 29 年度）

項目	伊勢市二俣	環境基準
カドミウム (mg/L)	－	0.003以下
全シアン (mg/L)	－	検出されないこと
鉛 (mg/L)	－	0.01以下
六価クロム (mg/L)	－	0.05以下
砒素 (mg/L)	－	0.01以下
総水銀 (mg/L)	－	0.0005以下
アルキル水銀 (mg/L)	－	検出されないこと
PCB (mg/L)	－	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)	－	0.02以下
四塩化炭素 (mg/L)	－	0.002以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	－	0.002以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	－	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002以下	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004以下	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	－	1以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	－	0.006以下
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001以下	0.01以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.032	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	－	0.002以下
チウラム (mg/L)	－	0.006以下
シマジン (mg/L)	－	0.003以下
チオベンカルブ (mg/L)	－	0.02以下
ベンゼン (mg/L)	－	0.01以下
セレン (mg/L)	－	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	－	10以下
ふっ素 (mg/L)	－	0.8以下
ほう素 (mg/L)	－	1以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	－	0.05以下

出典：「地下水の水質測定結果個票」（三重県ホームページ）

### 3-1-3 地盤及び土壌の状況

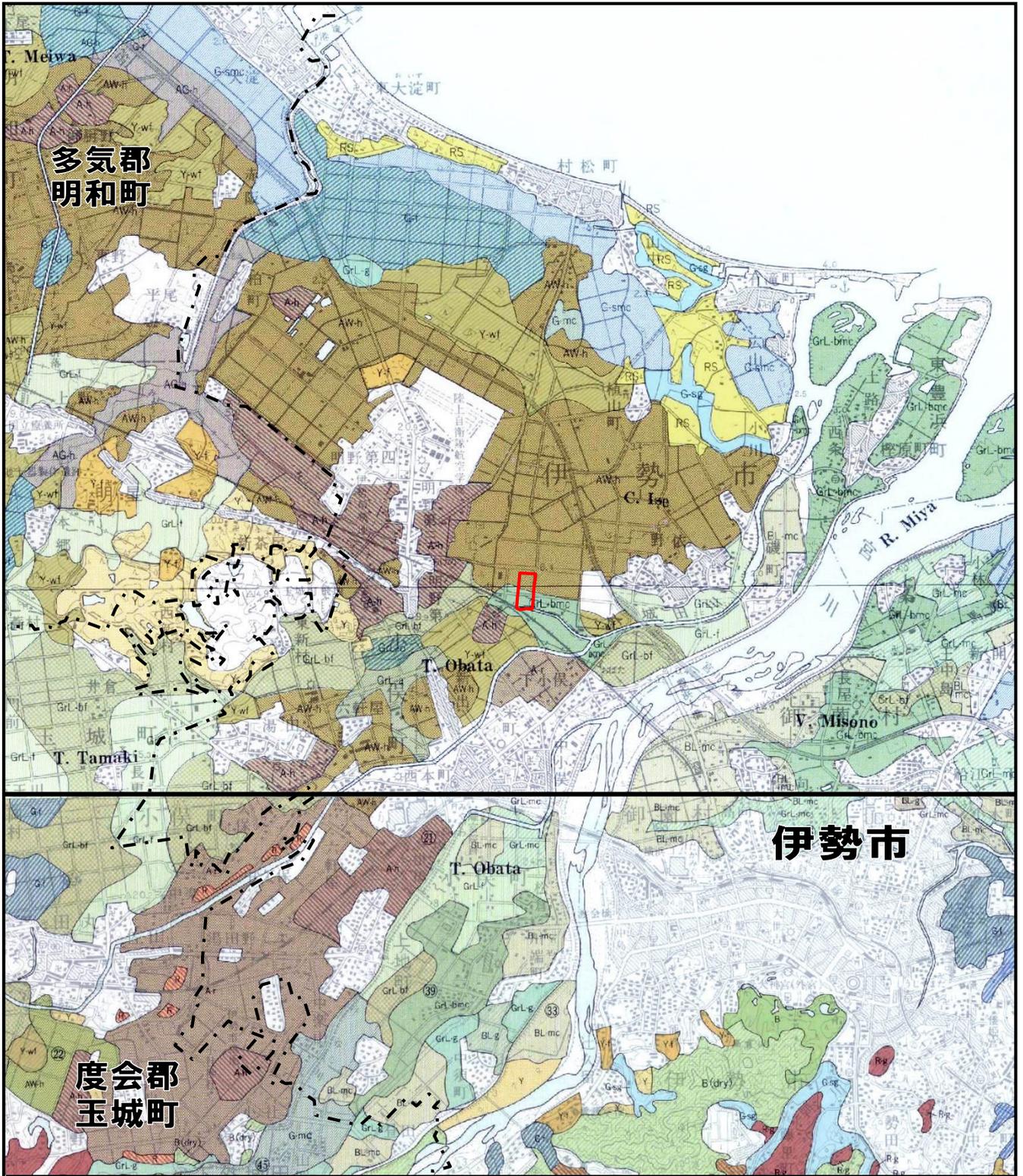
#### 1. 土壌の状況

##### (1) 土壌

対象事業実施区域及びその周辺の土壌図は、図 3-12(1)、(2) に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、表層腐植質多湿黒ボク土壌や中粗粒灰色低地土壌・灰褐色、細粒黄色土壌・斑紋ありなどが分布しており、対象事業実施区域内は、表層腐植質多湿黒ボク土壌及び中粗粒灰色低地土壌・灰褐色となっている。

また、黒ボク土や多湿黒ボク土は伊勢市、玉城町、度会町に広く分布し、普通畑、樹園地として多く利用されている。



凡 例

対象事業実施区域

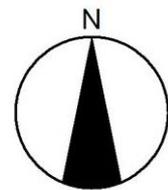
----- 市町境

松阪
伊勢・豊浦

出典：

(上段)「土地分類基本調査(松阪)(土壤図)」  
(平成3年3月 三重県)

(下段)「土地分類基本調査(伊勢・豊浦)(土壤図)」  
(平成5年3月 三重県)



1:50,000

0 500m 1km 2km

図面境界

図 3-12(1) 土壤図

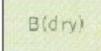
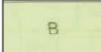
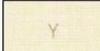
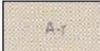
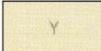
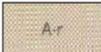
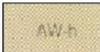
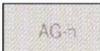
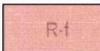
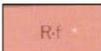
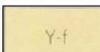
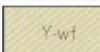
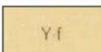
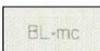
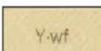
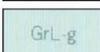
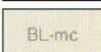
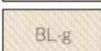
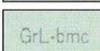
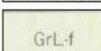
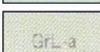
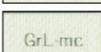
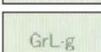
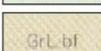
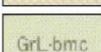
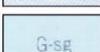
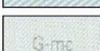
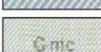
凡例	
松阪	伊勢・贅浦
 RS 砂丘未熟土壌	 B(dry) 乾性褐色森林土壌
 R 赤色系褐色森林土壌	 B 褐色森林土壌
 Y 黄色系褐色森林土壌	 R 赤色系褐色森林土壌
 A-r 表層多腐植質黒ボク土壌	 Y 黄色系褐色森林土壌
 A-h 表層腐植質黒ボク土壌	 A-r 表層多腐植質黒ボク土壌
 AW-h 表層腐植質多湿黒ボク土壌	 A-h 表層腐植質黒ボク土壌
 AG-h 腐植質黒ボクグライ土壌	 AW-h 表層腐植質多湿黒ボク土壌
 R-f 細粒赤色土壌	 R-f 細粒赤色土壌
 Y-f 細粒黄色土壌	 R-g 礫質赤色土壌
 Y-wf 細粒黄色土壌・斑紋あり	 Y-f 細粒黄色土壌
 BL-mc 中粗粒褐色低地土壌	 Y-wf 細粒黄色土壌・斑紋あり
 GrL-f 細粒灰色低地土壌・灰色系	 Y-wg 礫質黄色土壌・斑紋あり
 GrL-g 礫質灰色低地土壌・灰色系	 BL-mc 中粗粒褐色低地土壌・斑紋なし
 GrL-bf 細粒灰色低地土壌・灰褐色系	 BL-g 礫質褐色低地土壌・斑紋なし
 GrL-bmc 中粗粒灰色低地土壌・灰褐色系	 GrL-f 細粒灰色低地土壌・灰色系
 GrL-a 灰色低地土壌・下層黒ボク	 GrL-mc 中粗粒灰色低地土壌・灰色系
 GrL-o 灰色低地土壌・下層有機質	 GrL-g 礫質灰色低地土壌・灰色系
 G-st 細粒強グライ土壌	 GrL-bf 細粒灰色低地土壌・灰褐色系
 G-smc 中粗粒強グライ土壌	 GrL-bmc 中粗粒灰色低地土壌・灰褐色系
 G-sg 礫質強グライ土壌	 GrL-a 灰色低地土壌・下層黒ボク土
 G-f 細粒グライ土壌	 G-st 細粒強グライ土壌
 G-mc 中粗粒グライ土壌	 G-sg 礫質強グライ土壌
	 G-f 細粒グライ土壌
	 G-mc 中粗粒グライ土壌

図 3-12(2) 土壌図 (凡例)

## (2) 土壌汚染

対象事業実施区域及びその周辺では、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されている区域はない（令和2年4月28日現在）。

「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）によると、対象事業実施区域周辺において、平成30年度は土壌のダイオキシン類調査は実施されていない。

なお、平成29年度においては、対象事業実施区域周辺では、伊勢市立御菌第二保育園及び明星地内で調査が実施されており、いずれの地点においても環境基準を満足している。平成29年度の調査結果は表 3-22に示すとおりである。

表 3-22 ダイオキシン類環境調査結果（土壌：平成29年度）

市町名	調査地点名	調査結果	環境基準
		pg-TEQ/g	pg-TEQ/g
伊勢市	伊勢市立御菌第二保育園	1.0	1,000 以下
明和町	明星地内	89	

出典：「平成30（2018）年版 環境白書」（平成30年11月 三重県）

## (3) 苦情等の状況

「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）によると、平成29年度における土壌に関する苦情は、三重県全体で4件報告されているが、対象事業実施区域が位置している伊勢市、隣接する明和町を含む多気郡、玉城町及び度会町を含む度会郡では報告されていない。

### 3-1-4 地形及び地質の状況

#### 1. 地形及び地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺の地形分類図は図3-13(1)、(2)に、表層地質図は図3-14(1)、(2)に示すとおりである。

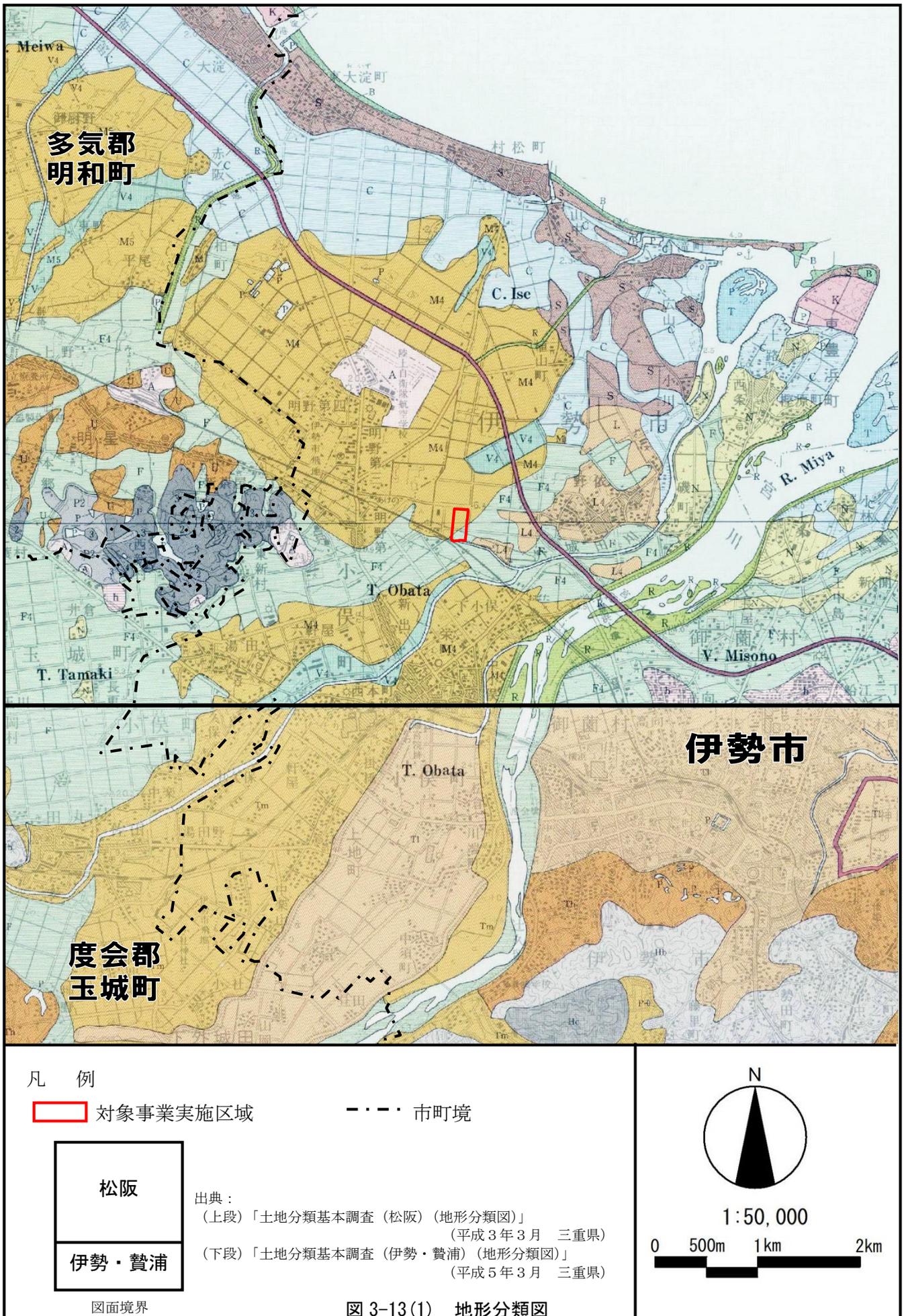
対象事業実施区域及びその周辺の地形は、低平な台地と低地の地形が大半を占めており、丘陵の間を流れる河川によって、数段の段丘が形成されている。また、対象事業実施区域は中位段丘及び谷底平野・氾濫平野となっている。

対象事業実施区域東側を流れる宮川沿岸には段丘や沖積低地が発達しており、伊勢湾に沿って三角州、海岸平野及び砂洲などが広がっている。

対象事業実施区域及びその周辺の表層地質は、氾濫原、後背湿地及び谷底低地堆積物や低位段丘堆積物が広く分布している。

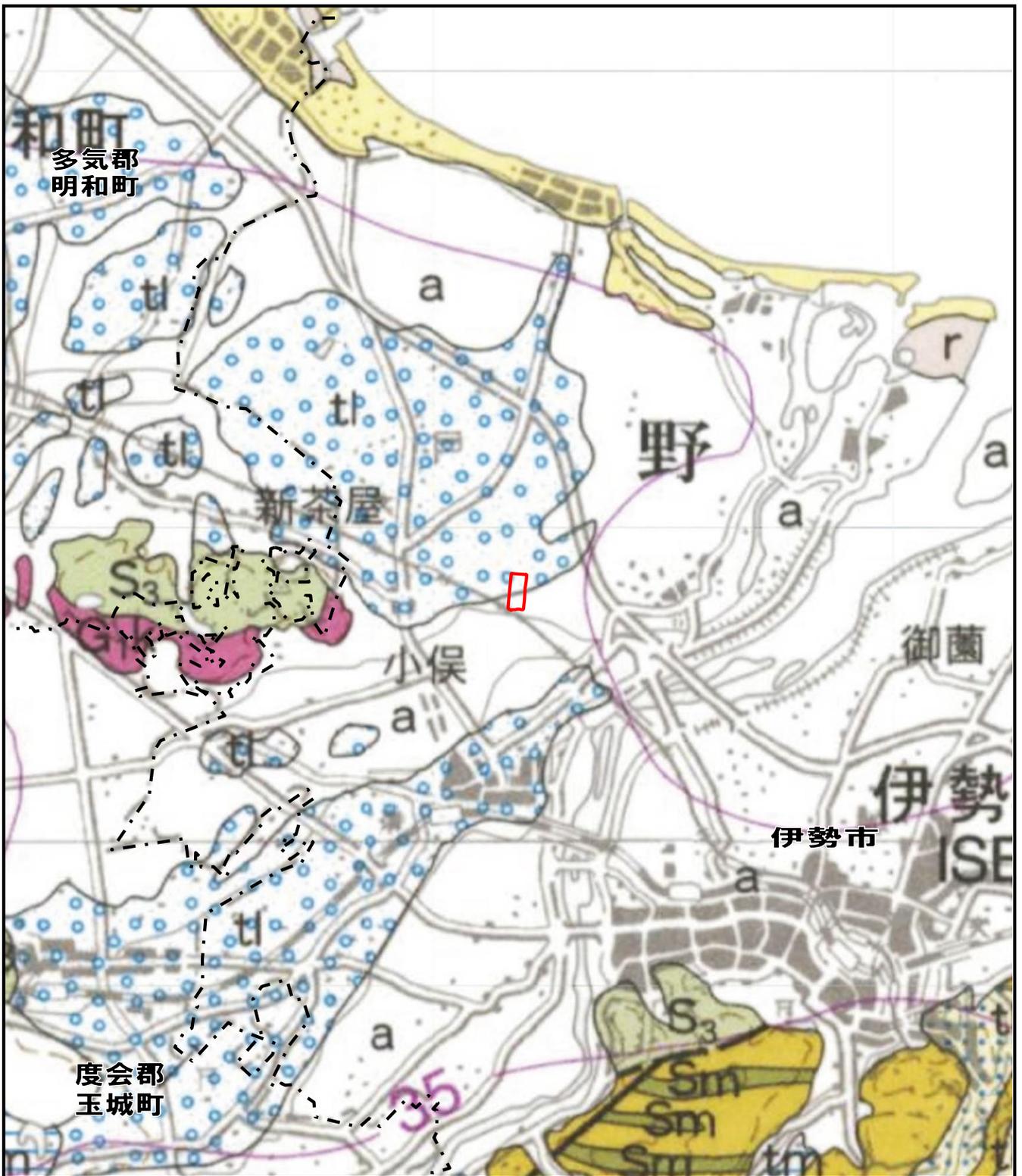
「自然のレッドデータブック・三重-三重県の保護上重要な地形・地質及び野生生物-」(1995年 三重自然誌の会)によると、対象事業実施区域北東側に位置する宮川河口の三角州が重要な地形・地質とされている。

なお、「三重県レッドデータブック2015」(2015年3月 三重県)や、「日本の地形レッドデータブック 第1集」(1994年2月 日本の地形レッドデータブック作成委員会)、「日本の地形レッドデータブック 第2集-保存すべき地形-」(2002年3月 古今書院)、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 三重県」(平成元年 環境庁)においては、対象事業実施区域及びその周辺には重要な地形・地質は存在していない。



凡例	
松阪	伊勢・贄浦
丘陵	
P2 谷部緩傾斜 一般斜面 (2:3~8°, 3:8~15°, 4:15~30°)	Hb 傾斜面 IIc 一般傾斜
台地・段丘	
U 上位段丘 M 中位段丘 L 下位段丘	Th 上位段丘 Tm 中位段丘 Tl 下位段丘
低地	
F 谷底平野・氾濫平野 C 三角州・海岸平野 N 自然堤防 S 砂州・浜堤 R 河原 B 海浜 T 干潟	F 谷底平野・氾濫平野
その他	
V4 浅い谷 K 干拓地 h 盛土地 A 人工改変地 P 河川・池 主要道路	P 河川・池 主要道路

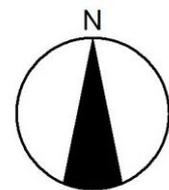
図 3-13 (2) 地形分類図 (凡例)



凡 例

対象事業実施区域

----- 市町境



1:50,000



出典：「20 万分の 1 地質図幅「伊勢」」（産総研地質調査総合センターホームページ）

図 3-14 (1) 表層地質図

凡例	
	埋立地
	砂州
	氾濫原、後背湿地及び谷底低地堆積物
	低位段丘堆積物
	中位段丘堆積物
	高位段丘堆積物
	櫛田層・田丸層
	君ヶ野花崗閃緑岩
	三波川結晶片岩類（泥質片岩、苦鉄質片岩、石英片岩を伴う）
	三波川結晶片岩類（苦鉄質片岩）
	等重力線

图 3-14 (2) 表層地質図（凡例）

### 3-1-5 日照及び電波の状況

#### 1. 日照の状況

対象事業実施区域近傍には、畑や農地が広がっており、日照阻害の要因となる高層の人工構造物は存在しない。

#### 2. 電波の状況

対象事業実施区域近傍には、電波障害の要因となる高層の人工構造物は存在しない。

### 3-1-6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### 1. 動物相

対象事業実施区域及びその周辺の動物相の状況について、既存文献等を整理した。

確認した文献等は表 3-23に、重要な動物種の選定根拠は表 3-24に示すとおりである。

表 3-23 動物種の確認文献等

文 献 名	整理の対象とした種
「三重県レッドデータブック 2015 ～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」 (2015年3月 三重県農林水産部みどり共生推進課)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、昆虫類、貝類・底生動物）のうち伊勢市、明和町、玉城町を含むメッシュ内で確認された種。（海洋生物、絶滅および情報不足に指定されている種については除いている。但し、貝類については調査範囲内に河口域及び河川区域が含まれることから、汽水域に生息する種についても調査対象とした。）
「いきものログ」 (環境省 生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、昆虫類、貝類・底生動物）のうち伊勢市、明和町、玉城町を含むメッシュ内で確認された種。（「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」で海洋生物、絶滅および情報不足に指定されている種については除いている。但し、貝類については調査範囲内に河口域及び河川区域が含まれることから、汽水域に生息する種についても調査対象とした。）

表 3-24 重要な動物種の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令による指定	① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天)
	② 「三重県文化財保護条例」(昭和32年12月28日 三重県条例第72号)	・県指定天然記念物(県天)
	③ 「伊勢市文化財保護条例」(平成17年11月11日 条例第201号)	・市指定天然記念物(市天)
	④ 「三重県指定希少動植物種の指定」(平成16年5月11日 三重県告示)	・指定希少野生動植物種(○)
	⑤ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成4年6月5日 法律第75号)	・国内希少野生動植物種(国内) ・国際希少野生動植物種(国際) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特一) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特二) ・緊急指定種(緊急)
文献による指定	⑥ 「環境省レッドリスト2019」(平成31年1月24日改訂 環境省)	・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧I類(CR+EN) ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
	⑦ 「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」 (2015年3月 三重県農林水産部みどり共生推進課)	・野生絶滅生物(EW) ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT)

備考 表中の①～⑦は表 3-25～表 3-29の番号と対応する。

(1) 哺乳類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている哺乳類のうち重要種は、表 3-25に示すとおり、5目10科16種である。

表 3-25 重要種一覧（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	食虫目(モグラ目)	トガリネズミ科	トガリネズミ							CR
2			カワネズミ							VU
3		モグラ科	ヒメヒミズ							VU
4	翼手目(コウモリ目)	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ							NT
5			ヒナコウモリ科	ヒメホオヒゲコウモリ						
6		ノレンコウモリ								VU
7		ウサギコウモリ							LP	VU
8		ユビナガコウモリ								NT
9		テングコウモリ								NT
10		オヒキコウモリ科	オヒキコウモリ						VU	EN
11	げっ歯目(ネズミ目)	リス科	ニホンリス							NT
12			ホンドモモンガ							VU
13		ヤマネ科	ヤマネ	国天						NT
14		ネズミ科	ヤチネズミ							VU
15	食肉目(ネコ目)	クマ科	ツキノワグマ				○			EN
16	旧偶蹄目(旧ウシ目)	ウシ科	カモシカ	特天						VU
合計	5目	10科	16種	2	0	0	1	0	2	16

備考 表中の①～⑦は表 3-24の番号と対応する。

(2) 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている鳥類のうち重要種は、表 3-26(1)、(2)に示すとおり、11目26科61種である。

表 3-26(1) 重要種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	キジ目	キジ科	ヤマドリ							NT		
2	カモ目	カモ科	コクガン	国天					VU	VU		
3			オシドリ						DD	NT		
4			トモエガモ						VU	EN		
5	ハト目	ハト科	カラスバト	国天					NT	CR		
6	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ						NT	NT		
7			ミゾゴイ						VU	VU		
8			ササゴイ							VU	VU	
9			チュウサギ							NT	VU	
10		クロサギ								NT		
11			トキ科	クロツラヘラサギ						EN	CR	
12	ツル目	ツル科	ナベヅル					国際	VU	VU		
13		クイナ科	クイナ							NT		
14			ヒクイナ						NT	VU		
15	チドリ目	チドリ科	タゲリ							NT		
16			イカルチドリ								VU	
17			コチドリ								NT	
18			シロチドリ					○		VU	CR	
19			ミヤコドリ科	ミヤコドリ							NT	
20			セイタカシギ科	セイタカシギ						VU	CR	
21			シギ科	ダイシャクシギ							VU	
22				ホウロクシギ					国際	VU	NT	
23				アカアシシギ						VU	VU	
24				コアオアシシギ							VU	
25				カラフトアオアシシギ					国内	CR	CR	
26				ミュビシギ							VU	
27				ヘラシギ					国内	CR	EN	
28			タマシギ科	タマシギ						VU	NT	
29			カモメ科	ズグロカモメ						VU	CR	
30				コアジサシ						VU	CR	
31		ウミスズメ科	ウミスズメ						CR	EN		
32			カンムリウミスズメ	国天					VU	CR		
33	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ						NT	VU		
34		タカ科		ハチクマ						NT	EN	
35				オジロワシ	国天				国内国際	VU	CR	
36				オオワシ	国天				国内	VU	CR	
37				チュウヒ					国内	EN	VU	
38				ハイロチュウヒ							VU	VU
39				ハイタカ							NT	NT
40				オオタカ							NT	VU
41				サシバ					○		VU	EN
42				イヌワシ	国天					国内	EN	CR
43				クマタカ						国内	EN	EN
44	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク							VU		
45			フクロウ								NT	
46			アオバズク								VU	
47			コミズク								NT	

備考 表中の①～⑦は表 3-24の番号と対応する。

表 3-26(2) 重要種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
48	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカシヨウビン							VU	
49			ヤマセミ							NT	
50	ハヤブサ目	ハヤブサ科	コチヨウゲンボウ							EN	
51			ハヤブサ					国内	VU	CR	
52	スズメ目	ヤイロチヨウ科	ヤイロチヨウ					国内	EN	CR	
53		サンシヨウクイ科	サンシヨウクイ						VU	VU	
54		カササギヒタキ科	サンコウチヨウ							NT	
55		キクイタダキ科	キクイタダキ							VU	
56		ムシクイ科	センダイムシクイ							NT	
57		センニュウ科	ウチヤマセンニュウ						EN	EN	
58		ヒタキ科	クロツグミ								NT
59			コマドリ								NT
60			コルリ								VU
61			キビタキ								NT
合計			11目	26科	61種	6	0	0	2	11	35

備考 表中の①～⑦は表 3-24の番号と対応する。

### (3) 爬虫類・両生類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている両生類のうち重要種は、表 3-27に示すとおり、2目3科3種である。

なお、爬虫類の重要種は確認されていない。

表 3-27 重要種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	有尾目	サンシヨウウオ科	カスミサンシヨウウオ						VU	VU
2	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル							NT
3		アカガエル科	ダルマガエル							VU
合計	2目	3科	3種	0	0	0	0	0	1	3

備考 表中の①～⑦は表 3-24の番号と対応する。

(4) 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている昆虫類のうち重要種は、表 3-28 (1) ~ (3)に示すとおり、10目59科135種である。

表 3-28(1) 重要種一覧 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	トンボ目	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ						CR	CR		
2		モノサシトンボ科	グンバイトンボ						NT	NT		
3		イトトンボ科		ベニイトトンボ						NT	VU	
4				ヒヌマイトンボ						CR	EN	
5				モートンイトトンボ						NT	VU	
6		ムカシトンボ科	ムカシトンボ								NT	
7		ヤンマ科		ネアカヨシヤンマ						NT	VU	
8				アオヤンマ						NT	EN	
9		サナエトンボ科		コサナエ							EN	
10				キイロサナエ						NT	VU	
11				ヒメクロサナエ								NT
12				オオサカサナエ							EN	CR
13				タバサナエ							NT	NT
14				フタスジサナエ							NT	NT
15		ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ								NT	
16		エゾトンボ科		キイロヤマトンボ						NT	VU	
17				ハネビロエゾトンボ						VU	CR	
18		トンボ科		アキアカネ							NT	
19				ミヤマアカネ							NT	
20				キトンボ							EN	
21				オオキトンボ							EN	CR
22	バッタ目	コオロギ科	ハマスズ							EN		
23			クチナガコオロギ							NT		
24		コロギス科	コバネコロギス								NT	
25		バッタ科		カワラバッタ							VU	
26				ヤマトマダラバッタ							NT	
27			ヒメフキバッタ							NT		
28	カメムシ目	セミ科	チツチゼミ							NT		
29		タイコウチ科	ヒメミズカマキリ								VU	
30		コオイムシ科		コオイムシ						NT	NT	
31				タガメ						VU	VU	
32		ミズムシ科		ミズナシミズムシ						NT	NT	
33				ホッケミズムシ						NT	NT	
34				ナガミズムシ						NT	NT	
35				ミヤケミズムシ						NT	NT	
36		イトアメンボ科	イトアメンボ							VU	EN	
37		アメンボ科		オオアメンボ							NT	
38				エサキアメンボ						NT	VU	
39				シロウミアメンボ						VU	NT	
40		ツチカメムシ科		シロヘリツチカメムシ						NT	NT	
41				ハマベツチカメムシ							NT	
42	キンカメムシ科	ニシキキンカメムシ								VU		
43	コウチュウ目	ミズスマシ科	オオミズスマシ						NT	EN		
44				ミズスマシ						VU	EN	
45				コオナガミズスマシ						VU	NT	
46				キイオナガミズスマシ							VU	
47		オサムシ科		カワラゴミムシ							EN	
48				ヒョウタンゴミムシ							NT	
49				オオヒョウタンゴミムシ						NT	VU	
50				イマダテメクラチビゴミムシ基亜種							NT	

備考 表中の①~⑦は表 3-24の番号と対応する。

表 3-28(2) 重要種一覧 (昆虫類)

51	コウチュウ目	オサムシ科	アオヘリアオゴミムシ						CR	CR
52			オオトックリゴミムシ						NT	VU
53			オオヨツボシゴミムシ							VU
54			イグチケブカゴミムシ						NT	NT
55			ナガホリアナヒラタゴミムシ							NT
56			ウガタオサムシ							CR
57		コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ						VU	VU
58		ゲンゴロウ科	キベリマメゲンゴロウ						NT	NT
59			コガタノゲンゴロウ						VU	CR
60			クロゲンゴロウ						NT	VU
61			ゲンゴロウ						VU	CR
62			シマゲンゴロウ						NT	NT
63			マルチビゲンゴロウ						NT	EN
64			キボシケシゲンゴロウ						DD	VU
65			ケシゲンゴロウ						NT	EN
66			キボシツブゲンゴロウ						NT	VU
67			ルイスツブゲンゴロウ						VU	EN
68		ガムシ科	セスジマルドロムシ						VU	CR
69			クロシオガムシ						NT	EN
70			コガムシ						DD	NT
71			エゾコガムシ						NT	EN
72			ガムシ						NT	NT
73			コガタガムシ						VU	NT
74		コブスジコガネ科	アイヌコブスジコガネ基亜種							NT
75		クワガタムシ科	オオクワガタ						VU	CR
76		コガネムシ科	キマダラマダコガネ							EN
77			ヒメコエンマコガネ							CR
78			キョウトアオハナムグリ							VU
79			アカマダラハナムグリ						DD	NT
80		タマムシ科	クロマダラタマムシ							VU
81			トゲフタオタマムシ							VU
82			オオムツボシタマムシ							VU
83		コウチュウ科	タマムシ							VU
84		コメツキムシ科	スナサビキコリ							VU
85		ホタル科	コクロオバボタル						EN	CR
86		ジョウカイボン科	カタキンイロジョウカイ							CR
87		ジョウカイモドキ科	ルリキオビジョウカイモドキ							VU
88			イソジョウカイモドキ						DD	VU
89		テントウムシ科	イセテントウ							EN
90			ジュウクホシテントウ							NT
91		ゴミムシシダマシ科	ホソハマベゴミムシシダマシ							VU
92			オオマルチビゴミムシシダマシ							NT
93			クロホシクチキムシ							VU
94			テントウゴミムシシダマシ							VU
95			クロズハマベゴミムシシダマシ							EN
96		ツチハンミョウ科	マルクビツチハンミョウ							EN
97		アカハネムシ科	ヘリハネムシ							NT
98		アリモドキ科	クロオビホソアリモドキ							NT
99			クロスジツカク基亜種							NT
100		カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ						EN	CR
101			クビアカモモトホソカミキリ							NT
102			ヤマトシロオビトラカミキリ							VU
103			オオトラカミキリ							VU
104			タケウチヒゲナガコバネカミキリ基亜種							NT
105		ハムシ科	セラネクイハムシ						DD	CR
106			ガガブタネクイハムシ							VU
107	アミメカゲロウ目	ツノトンボ科	オオツノトンボ							NT
108	カゲロウ目	ウスバカゲロウ科	コマダラウスバカゲロウ							NT

備考 表中の①～⑦は表 3-24の番号と対応する。

表 3-28(3) 重要種一覧 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
109	カゲロウ目	ウスバカゲロウ科	オオウスバカゲロウ							CR		
110	ハチ目	アナバチ科	キンモウアナバチ							NT		
111		スズメバチ科	モンズズメバチ						DD	NT		
112		ミツバチ科	クロマルハナバチ						NT	NT		
113	ハエ目	キアブモドキ科	フトヒゲナガキアブモドキ							NT		
114		ミズアブ科	コガタミズアブ							NT		
115		シギアブ科	シギアブの一種							NT		
116		ツルギアブ科	シオサイツルギアブ							VU		
117		ムシヒキアブ科	トラフムシヒキ								NT	
118			ハマベコムシヒキ								NT	
119		ニセミギワバエ科	ハイイロニセミギワバエ								NT	
120	トヒゲラ目	エグリトビケラ科	スジトビケラ							CR		
121	チョウ目	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ							NT	VU	
122			ミヤマチャバネセセリ								VU	
123		シロチョウ科	ツマグロキチョウ							EN	CR	
124		シジミチョウ科	ルーミスシジミ								VU	VU
125			ウラナミアカシジミ									VU
126			ウラナミアカシジミ紀伊半島南部亜種									NT
127			ウラジロミドリシジミ									NT
128			シルビアシジミ								EN	CR
129		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン								VU	EN
130			オオムラサキ								NT	NT
131			ウラナミジャノメ 日本本土亜種									VU
132		シャクガ科	クワトゲエダシャク								NT	VU
133		ヤガ科	カバフキシタバ									VU
134			ヌマベウスキヨトウ								VU	NT
135			オオキイロアツバ									NT
合計	10目	59科	135種	0	0	0	0	0	65	135		

備考 表中の①～⑦は表 3-24の番号と対応する。

(5) 貝類・底生動物

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている貝類・底生動物のうち重要種は、表 3-29 (1)、(2)に示すとおり、14目51科89種である。

表 3-29(1) 重要種一覧(貝類・底生動物)

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	原始腹足目	ニシキウズ科	イボキサゴ						NT	CR		
2		アマオブネガイ科	カノコガイ							NT		
3			ヒロクチカノコ						NT	NT		
4			ユキスズメガイ科	ミヤコドリ						NT	NT	
5				ヒナユキスズメ						NT	VU	
6			ゴマオカタニシ科	ゴマオカタニシ						NT	NT	
7	中腹足目	ヤマタニシ科	サドヤマトガイ						NT	NT		
8		ゴマガイ科	ベニゴマガイ						CR	VU		
9		タニシ科	マルタニシ							VU	VU	
10		タマキビ科	モロハタマキビ(セトウチヘソカドタマキビ)							NT	NT	
11		カワザンショウガイ科		ヨシダカワザンショウ						NT	NT	
12				ツブカワザンショウ(ヒメカワザンショウ)						NT	NT	
13				ヒナタムシヤドリカワザンショウ						NT	NT	
14				ホラアナゴマオカチグサ						CR	NT	
15				カハタレカワザンショウ							VU	NT
16				クビキレガイ科	ヤマトクビキレガイ							NT
17		ミズゴマツボ科		エドガワミズゴマツボ(ウミゴマツボ)						NT	NT	
18				ミズゴマツボ							VU	VU
19		カワグチツボ科		ワカウラツボ							VU	VU
20				カワグチツボ							NT	NT
21				サザナミツボ							NT	VU
22		イソマイマイ科	シラギク							NT	NT	
23		トゲカワニナ科	タケノコカワニナ(レバツカワニナ)							VU	EN	
24		カワニナ科	クロダカワニナ							NT	NT	
25		フトヘナタリ科	カワアイ							VU	NT	
26		ウミニナ科	イボウミニナ							VU	VU	
27		オニノツノガイ科	コゲツノブエ							VU	VU	
28		タマガイ科		ネコガイ						NT	NT	
29				カスミコダマ							NT	NT
30				フロガイダマン							VU	VU
31	新腹足目	ムシロガイ科	ムシロガイ						NT	NT		
32		エゾバイ科	バイ							NT	NT	
33		テングニシ科	テングニシ							NT	NT	
34		コロモガイ科	オリイレボラ							VU	VU	
35		クダマキガイ科	クワイロマンジ							NT	NT	
36	異腹足目	イトカケガイ科	クレハガイ						NT	NT		
37			セキモリ							NT	NT	
38	腸紐目	トウガタガイ科	ヌカルミクチキレ						NT	NT		
39	頭楯目	オオシイノミガイ科	オオシイノミガイ						NT	VU		
40			ムラクモキジビキガイ							NT	VU	
41	基眼目	オカミミガイ科	ナラビオカミミガイ							VU	EN	
42				オカミミガイ							VU	VU
43				クワイロコミミガイ							VU	VU
44				キヌカツギハマシイノミ							VU	EN
45			モノアラガイ科	モノアラガイ						NT	NT	
46	柄眼目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ						NT	NT		
47		キセルガイ科	ミカワギセル							NT	VU	
48				ホソヤカギセル							NT	NT
49				キイツムガタギセル							NT	VU
50				ヒロクチコギセル							CR	EN
51		ナンバンマイマイ科		シメクチマイマイ							NT	
52				ケハダピロウドマイマイ							NT	NT
53				ヒメピロウドマイマイ							VU	NT
54			シママイマイ								NT	
55		オナジマイマイ科		フチマルオオバツマイマイ						NT	NT	
56				カタマメマイマイ							VU	EN
57			ニオヤカマイマイ								NT	

備考 表中の①～⑦は表 3-24の番号と対応する。

表 3-29(2) 重要種一覧 (貝類・底生動物)

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
58	イガイ目	イガイ科	ハンレイヒバリ(カラスノマクラ)						CR	VU	
59	ウグイスガイ目	ハボウキ科	ズバタイラギ						NT	NT	
60			タイラギ(リシケタイラギ)						NT	NT	
61	マルスダレガイ目	ウロコガイ科	ニッポンマメアゲマキ						NT	NT	
62				スジホシムシモドキヤドリガイ						NT	VU
63				マツモトウロコガイ						NT	NT
64				バカガイ科	ミルクイ						VU
65			フジノハナガイ科	フジノハナガイ						NT	NT
66			ニッコウガイ科	サビシラトリ						NT	VU
67				サクラガイ						NT	NT
68				ウズザクラ						NT	NT
69			シオサザナミ科	ハザクラ						NT	NT
70				オチバ(コムラサキガイ)						NT	NT
71				ムラサキガイ						VU	VU
72			フナガタガイ科	タガソデモドキ						NT	NT
73			マメシジミ科	ドブシジミ							NT
74			マルスダレガイ科	シオヤガイ						NT	NT
75		ハマグリ							VU	NT	
76		イオウハマグリ							VU	VU	
77	オオノガイ目	オオノガイ科	ヒメマスオガイ						VU	VU	
78			クシケマスオガイ						NT	NT	
79	ウミタケガイモドキ目	オキナガイ科	オキナガイ						VU	NT	
80	十脚目	ムツハアリアケガニ科	クマノエミオスジガニ							VU	
81		ベンケイガニ科	ウモレベンケイガニ								NT
82				クシテガニ(オオユビアカベンケイガニ)							NT
83		モクズガニ科	ウモレマメガニ								VU
84			トリウミアカインソモドキ								NT
85		スナガニ科	シオマネキ					○		VU	EN
86			ハクセンシオマネキ					○		VU	VU
87		オサガニ科	チゴイワガニ								NT
88			オサガニ								NT
89			ワタリガニ科	ノコギリガザミ種群							NT
合計	14目	51科	89種	0	0	0	2	0	75	89	

備考 表中の①～⑦は表 3-24の番号と対応する。

## 2. 陸生植物相

対象事業実施区域及びその周辺の陸生植物相の状況について、既存資料を整理した。

確認した文献等は表 3-30に、重要な陸生植物種の選定根拠は表 3-31に示すとおりである。

表 3-30 陸生植物種の確認文献等

文 献 名	整理の対象とした種
「三重県レッドデータブック 2015 ～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」 (2015年3月 三重県農林水産部みどり共生推進課)	調査対象とした野生植物のうち伊勢市、明和町、玉城町を含むメッシュ内で確認された種。(絶滅および情報不足に指定されている種については除いている。)
「いきものログ」 (環境省 生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生植物のうち伊勢市、明和町、玉城町を含むメッシュ内で確認された種。(「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」で絶滅および情報不足に指定されている種については除いている。)

表 3-31 重要な陸生植物種の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令 による 指定	① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天)
	② 「三重県文化財保護条例」(昭和32年12月28日 三重県条例第72号)	・県指定天然記念物(県天)
	③ 「伊勢市文化財保護条例」(平成17年11月11日 条例第201号)	・市指定天然記念物(市天)
	④ 「三重県指定希少動植物種の指定」(平成16年5月11日 三重県告示)	・指定希少野生動植物種(O)
	⑤ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成4年6月5日 法律第75号)	・国内希少野生動植物種(国内) ・国際希少野生動植物種(国際) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特一) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特二) ・緊急指定種(緊急)
文献 による 指定	⑥ 「環境省レッドリスト2019」(平成31年1月24日改訂 環境省)	・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧I類(CR+EN) ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
	⑦ 「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」 (2015年3月 三重県農林水産部みどり共生推進課)	・野生絶滅生物(EW) ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT)

備考 表中の①～⑦は表 3-32(1)～(4)の番号と対応する。

(1) 陸生植物相の状況

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている植物種のうち重要種は、表 3-32 (1) ~ (4) に示すとおり、34目65科191種である。

表 3-32(1) 重要種一覧 (植物種)

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	ヒカゲノカズラ目	ヒカゲノカズラ	スギラン						VU	VU	
2	マツバラシ目	マツバラシ	マツバラシ						NT	VU	
3	ハナヤスリ目	ハナヤスリ	ハマハナヤスリ							EN	
4	コケシノブ目	コケシノブ	コケシノブ							VU	
5	ウラボシ目	ヤブレガサウラボシ	スジヒトツバ							NT	
6	サンショウモ目	サンショウモ	オオアカウキクサ						EN	NT	
7			サンショウモ						VU	VU	
8		デンジソウ	デンジソウ						VU	EN	
9		ウラボシ目	イノモトソウ	アイコハチジョウシダ							VU
10		チャセンシダ	カミガモシダ							EN	
11		イワデンダ	ミヤコイヌワラビ							NT	
12			サキモリイヌワラビ							NT	
13		ヒメシダ	ヒメハシゴシダ							VU	
14			アミシダ							NT	
15			テツホシダ							VU	
16		オシダ	ツクシヤブソテツ							EN	
17			オシダ							NT	
18			タカサゴシダ						NT	EN	
19			アスカイノデ							EN	
20		ウラボシ	ヌカボシクリハラシ							VU	
21	スイレン目	スイレン	ヒメコウホネ						VU	VU	
22	オモダカ目	オモダカ	マルバオモダカ						VU	CR	
23			アギナシ						NT	NT	
24		トチカガミ	スブタ						VU	VU	
25			イバラモ							VU	
26			オオトリゲモ							EN	
27			ミズオオバコ						VU	VU	
28		シバナ	シバナ						NT	EN	
29		アマモ	コアマモ							VU	
30		ヒルムシロ	イトモ						NT	VU	
31			リュウノヒゲモ						NT	EN	
32			ツツイトモ						VU	VU	
33			カワツルモ						NT	VU	
34	ヤマノイモ目	ヒナノシヤクジョウ	シロシヤクジョウ							EN	
35	タコノキ目	ホンゴウソウ	ホンゴウソウ						VU	EN	
36	ユリ目	ユリ	カタクリ							NT	
37			ユウスゲ								EN
38			ノカンゾウ								NT
39			ミズギボウシ								NT
40			ササユリ								NT
41			チャボホトギス								VU
42	キジカクシ目	ラン	シラン						NT	NT	
43			マメヅタラン							NT	NT
44			ムギラン							NT	NT
45			エビネ							NT	NT
46			カキラン								NT
47			タシロラン							NT	VU
48			マツラン							VU	EN
49			クロムヨウラン								VU
50			フウラン							VU	VU
51			ヨウラクラン								VU
52					トンボソウ						
53	イネ目	ガマ	ミクリ						NT	CR	
54			ヤマトミクリ						NT	EN	

備考 表中の①～⑦は表 3-31の番号と対応する。

表 3-32(2) 重要種一覧 (植物種)

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
55	イネ目	ガマ	ナガエミクリ						NT	NT		
56			ヨガマ							NT		
57		ホシクサ	ツクシクロイヌノヒゲ						VU	CR		
58			ゴマシオホシクサ						EN	EN		
59			クロホシクサ						VU	VU		
60			カヤツリグサ	クロヒナスゲ							EN	
61		ヤマアゼスゲ								VU		
62		ウマスゲ								EN		
63		カダスゲ								EN		
64		キノクニスゲ								NT	VU	
65		コミヤマカンスゲ									VU	
66		ヒゲスゲ(狭義)									NT	
67		マメスゲ									NT	
68		ジングウスゲ								NT	EN	
69		オオシロガヤツリ									VU	
70		シロガヤツリ									VU	
71		ピロードテンツキ									VU	
72		アゼテンツキ									VU	
73		トネテンツキ								VU	EN	
74		ネビキグサ									NT	
75		シズイ									EN	
76		マツカサススキ									VU	
77		ミカワシンジュガヤ								VU	VU	
78		コシンジュガヤ								NT		
79		イネ	チョウセンガリヤス								NT	
80			ヌマカゼクサ								EN	
81			ナルコビエ								VU	
82			トウササクサ								VU	
83			チャボチヂミザサ								NT	
84			アイアシ								VU	
85			ウキシバ								VU	
86			ヒゲシバ								CR	
87			オニシバ								VU	
88			ナガミノオニシバ								NT	
89		マツモ目	マツモ	マツモ							NT	
90		キンボウゲ目	メギ	ヘビノボラス							NT	
91			キンボウゲ	ユキワリイチゲ								NT
92				カザグルマ							NT	EN
93	トリガタハンショウヅル										NT	
94	ミスミウ									NT	EN	
95	ヒキノカサ							○		VU	CR	
96	ユキノシタ目	マンサク	トキワマンサク						EN	CR		
97		アリノトウグサ	ホザキノフサモ							VU		
98			ダチモ						NT	VU		
99			フサモ								VU	
100	マメ目	マメ	ハマナタマメ							NT		
101			シバハギ								NT	
102			ニワフジ								NT	
103			マキエハギ								EN	
104			ツルフジバカマ								EN	
105		ヒメハギ	ヒナノカンザシ							VU		
106	バラ目	バラ	バクチノキ							NT		
107			カララサイコ							VU		
108			マメナシ					○		EN	EN	
109			ピロードイチゴ								VU	
110			ハチジョウイチゴ								VU	
111			ナガボノワレモコウ(広義)								VU	
112			グミ	コウヤグミ							CR	
113		イラクサ	ラセイタンソウ							EN		
114	ブナ目	カバノキ	サクラバハノキ						NT	NT		
115	ウリ目	ウリ	ゴキツル							EN		

備考 表中の①～⑦は表 3-31の番号と対応する。

表 3-32(3) 重要種一覧 (植物種)

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
116	キントラノオ目	オトギリソウ	アゼオトギリ				○		EN	CR		
117		トウダイグサ	ノウルシ						NT	VU		
118			イワタイゲキ							NT		
119	フトモモ目	ミソハギ	ヒメミソハギ							NT		
120			ミズスギナ						CR	CR		
121			ミズマツバ						VU	NT		
122			ミズキカシグサ						VU	VU		
123			ムクロジ目	ミカン	タチバナ						NT	EN
124	アオイ目	アオイ	ハマボウ							VU		
125	アブラナ目	アブラナ	タチスズシロソウ						EN	CR		
126			ミズタガラシ								NT	
127	ナデシコ目	イソマツ	ハマサジ						NT	NT		
128		タデ	サイロクヌカボ						VU	VU		
129			ナガバノウナギツカミ							NT	VU	
130		モウセンゴケ	イシモチソウ							NT	VU	
131			モウセンゴケ								NT	
132			コモウセンゴケ								VU	
133			トウカイコモウセンゴケ								NT	
134		ヒユ	ヤナギイノロツチ								NT	
135			ハマアカザ								EN	
136			イノホウキギ								EN	
137			ハママツナ								NT	
138			ツツジ目	サクラソウ	カラタチバナ							NT
139		ハイノキ		クロノニシゴリ							NT	
140	ツツジ	ウメガサソウ									NT	
141		ヒロハドウダンツツジ									EN	
142		カイナンサラサドウダン									NT	
143		イワナシ									NT	
144		ジシゲウツツジ								VU	EN	
145	リンドウ目	アカネ	ナガバジュズネノキ							EN		
146			シチョウゲ							NT	VU	
147			イナモリソウ								NT	
148		リンドウ	コケリンドウ								CR	
149			ハルリンドウ								NT	
150			イヌセンブリ							VU	VU	
151		マチン	ホウライカズラ								NT	
152			アイナエ								VU	
153		キョウチクトウ	チョウジソウ							NT	VU	
154			フナバラソウ							VU	EN	
155			タチカモメヅル								NT	
156			スズサイコ								NT	VU
157	シソ目		ゴマノハグサ	マルバノサウトウガラシ						VU	VU	
158		クチナシグサ									VU	
159		イヌノフグリ								VU	NT	
160		タヌキモ	ノタヌキモ							VU	VU	
161			フサタヌキモ							EN	CR	
162			ヒメタヌキモ								NT	VU
163			ムラサキミカキグサ								NT	VU
164		クマツツラ	コムラサキ								VU	
165		シソ	ケブカツルカコソウ								EN	
166			タニジャコウソウ								NT	VU
167			ヤマジソ								NT	CR
168			スズコウジュ									NT
169			ミズトラノオ							VU	VU	
170			シマジタムランソウ							VU	EN	
171			ヤマジノタツナミノウ									VU
172	イガタツナミ										VU	
173	モチノキ目		モチノキ	ツゲモチ							VU	
174	キク目	キキョウ	バアソブ						VU	CR		
175			キキョウ							VU	NT	
176		キク	テイショウソウ(広義)								NT	

備考 表中の①～⑦は表 3-31の番号と対応する。

表 3-32(4) 重要種一覧 (植物種)

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
177	キク目	キク	ヒロハテイショウソウ							EN		
178			クサヤツデ								NT	
179			フクド							NT	VU	
180			ヤマジノギク								EN	
181			サワシロギク								NT	
182			ミヤマヨメナ(狭義)								VU	
183			シュンジュギク								EN	
184			オケラ								VU	
185			オグルマ								NT	
186			ノニガナ								VU	
187			ハマニガナ								NT	
188			ウラギク								NT	VU
189					ネコノシタ							VU
190	マツムシソウ目	スイカズラ	マツムシソウ							CR		
191	セリ目	セリ	イブキボウフウ							NT		
	34目	65科	191種	0	0	0	3	0	72	191		

備考 表中の①～⑦は表 3-31の番号と対応する。

## (2) 植生の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況について、「自然環境保全基礎調査（第6回・第7回）」（環境省ホームページ）をもとに整理した。

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は、図 3-15に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺は水田雑草群落及び畑雑草群落などが広がっており、対象事業実施区域の西側は工場地帯となっている。

また、対象事業実施区域南側に位置する相合川の河川敷においても、水田雑草群落等が広がっている。

## (3) 植物群落の状況

対象事業実施区域及びその周辺の特定植物群落の分布状況は表 3-33に、その位置は図 3-16に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の特定植物群落は明和町の1ヵ所となっており、対象事業実施区域内には分布していない。

表 3-33 特定植物群落の分布状況

番号 <sup>注1)</sup>	件名	選定基準 <sup>注2)</sup>	面積	相関
1	斎宮のハナショウブ	G、H	0.30ha	—

注1) 表中の番号は、図 3-16内の番号と対応する。

注2) 選定基準は以下のとおりである。

A：原生林もしくはそれに近い自然林

B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群

C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群

D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの

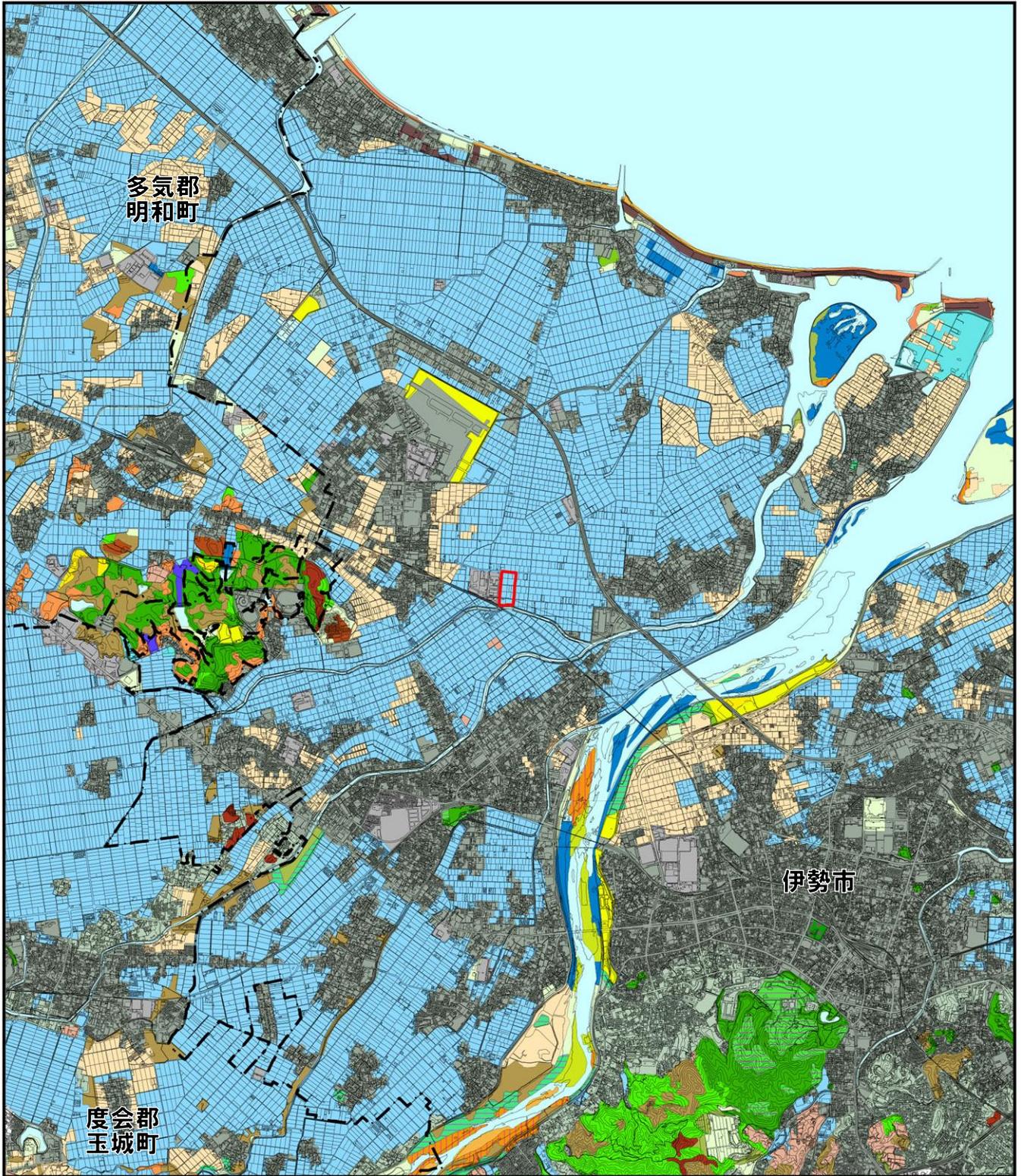
E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落が典型的なもの

F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採などの手が入っていないもの

G：乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植生群落または個体群

H：その他、学術上重要な植物群落または個体群

出典：「自然環境保全基礎調査（第2回）三重県」（環境省ホームページ）



凡 例



対象事業実施区域

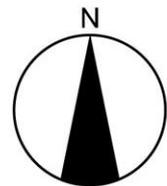


市町境

- |                  |              |          |
|------------------|--------------|----------|
| ルリミノキーイチイガシ群集    | ヨシクラス        | 果樹園      |
| カナメモチーコジイ群集      | 河川敷砂礫地植生     | 畑雑草群落    |
| ケヤキムクノキ群集        | 塩沼地植生        | 水田雑草群落   |
| ハンノキ群落 (VI)      | 砂丘植生         | 放棄水田雑草群落 |
| シイ・カシ二次林         | スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 市街地      |
| タブノキヤブニッケイ二次林    | アカマツ植林       | 緑の多い住宅地  |
| アベマキコナラ群集        | クロマツ植林       | 工場地帯     |
| アカメガシワカラスザンショウ群落 | 竹林           | 造成地      |
| モチツツジアカマツ群集      | ゴルフ場・芝地      | 開放水域     |
| メダケ群落            | 路傍・空地雑草群落    | 自然裸地     |
| ススキ群団 (VII)      |              |          |

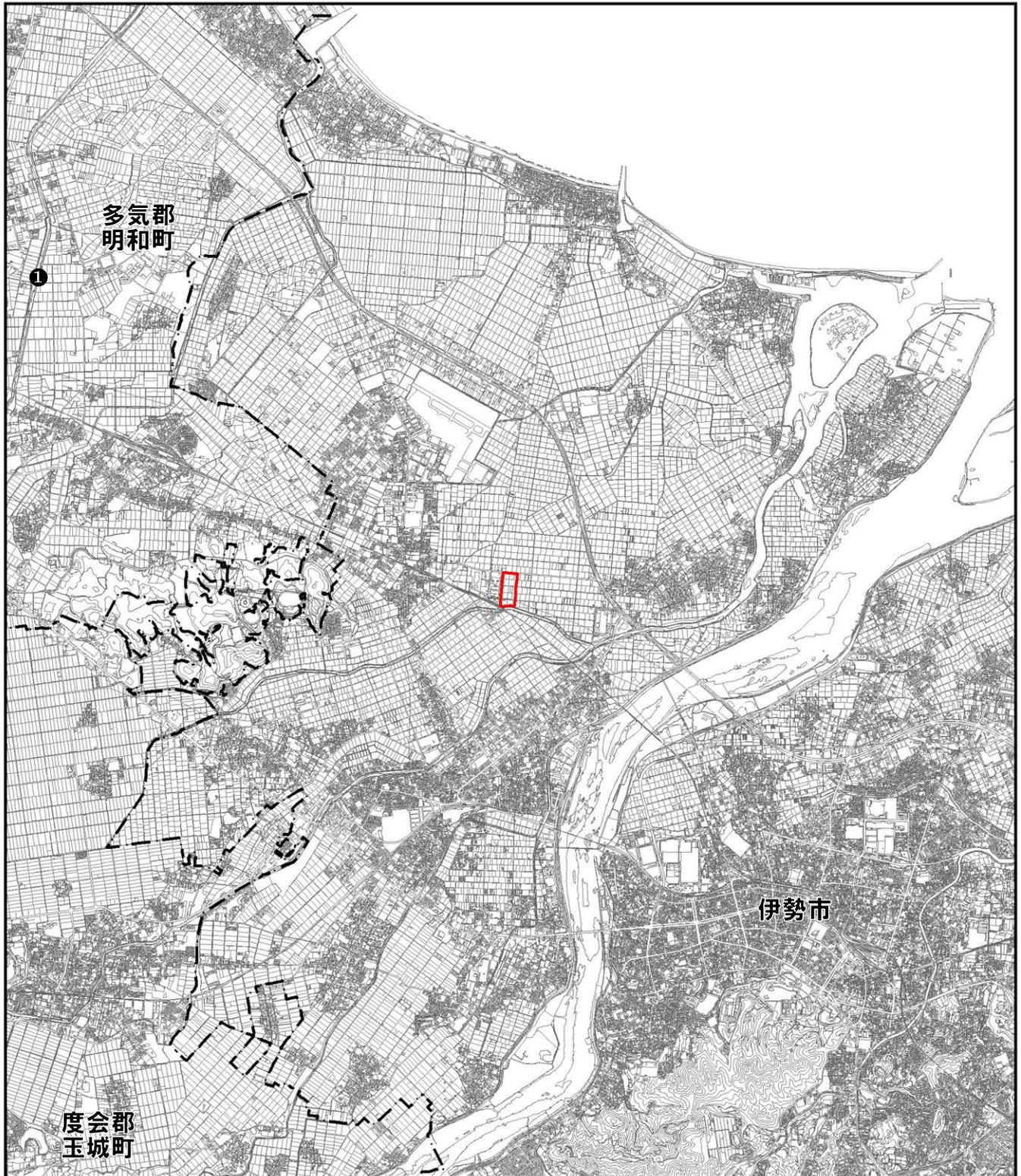
出典：「自然環境保全基礎調査（第6回・第7回）」（環境省ホームページ）

図 3-15 植生の状況



1:50,000

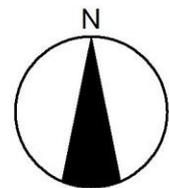




凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 特定植物群落

出典：「自然環境保全基礎調査（第2回） 三重県」（環境省ホームページ）



1:50,000



図 3-16 特定植物群落の分布

### 3. 水生生物

対象事業実施区域及びその周辺の水生生物の状況について、既存資料を整理した。

確認した文献等は表 3-34に、重要な水生生物の選定根拠は表 3-35に示すとおりである。

表 3-34 水生生物の確認文献等

文 献 名	整理の対象とした種
「三重県レッドデータブック 2015 ～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」 (2015年3月 三重県農林水産部みどり共生推進課)	調査対象とした水生生物（魚類）のうち伊勢市、明和町、玉城町を含むメッシュ内で確認された種。（絶滅および情報不足に指定されている種については除いている。）
「いきものログ」 (環境省 生物多様性センターホームページ)	調査対象とした水生生物（魚類）のうち伊勢市、明和町、玉城町を含むメッシュ内で確認された種。（「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」で絶滅および情報不足に指定されている種については除いている。）

表 3-35 重要な水生生物の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令 による 指定	① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天)
	② 「三重県文化財保護条例」(昭和32年12月28日 三重県条例第72号)	・県指定天然記念物(県天)
	③ 「伊勢市文化財保護条例」(平成17年11月11日 条例第201号)	・市指定天然記念物(市天)
	④ 「三重県指定希少動植物種の指定」(平成16年5月11日 三重県告示)	・指定希少野生動植物種(○)
	⑤ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成4年6月5日 法律第75号)	・国内希少野生動植物種(国内) ・国際希少野生動植物種(国際) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特一) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特二) ・緊急指定種(緊急)
文献 による 指定	⑥ 「環境省レッドリスト2019」(平成31年1月24日改訂 環境省)	・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧I類(CR+EN) ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
	⑦ 「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」 (2015年3月 三重県農林水産部みどり共生推進課)	・野生絶滅生物(EW) ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT)

備考 表中の①～⑦は表 3-36 の番号と対応する。

(1) 魚類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている魚類のうち重要種は、表 3-36に示すとおり、7目14科30種である。

表 3-36 重要種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類						VU	VU	
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ						EN	EN	
3	コイ目	コイ科	ヤリタナゴ						NT	VU	
4			アブラボテ						NT	EN	
5			カワヒガイ						NT	VU	
6			ズナガニゴイ							EN	
7			イトモロコ							VU	
8			コウライモロコ							VU	
9			ドジョウ科	トウカイコガタスジシマドジョウ						EN	EN
10				アジメドジョウ						VU	EN
11			フクドジョウ科	ホトケドジョウ					EN	VU	
12		ナマズ目	ギギ科	ネコギギ	国天			○		EN	CR
13	アカザ科		アカザ						VU	VU	
14	サケ目	シラウオ科	シラウオ							EN	
15		サケ科	サツキマス						NT		
16	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ						VU	NT	
17	スズキ目	カジカ科	カマキリ						VU	VU	
18			ウツセミカジカ(回遊型)						EN	VU	
19		ドンコ科	ドンコ							NT	
20		カワアナゴ科	カワアナゴ							VU	
21		ハゼ科	イドミズハゼ							NT	EN
22			ヒモハゼ							NT	NT
23			シロウオ							VU	VU
24			チワラスボ							EN	CR
25			アシシロハゼ								VU
26			マサゴハゼ							VU	NT
27	トウカイヨシノボリ								NT	CR	
28	チクゼンハゼ								VU	VU	
29	クボハゼ								EN	EN	
30	エドハゼ								VU	NT	
合計	7目	14科	30種	1	0	0	1	0	23	29	

備考 表中の①～⑦は表 3-35の番号と対応する。

#### 4. 生態系

調査範囲である伊勢市、明和町及び玉城町は伊勢平野に位置しており、伊勢平野は水田やため池、丘陵地、河川、干潟などの多様な環境で構成されている。また、「令和元（2019）年版 環境白書」（令和元年11月 三重県）によると、年平均気温は15～16℃、年降水量は1,800mm内外と温暖な気候である。

対象事業実施区域周辺は、北側には海が位置し、南東側から一級河川の宮川が注ぎ、河口には発達した中洲や干潟が見られる。宮川と並行し、外城田川やその支川の相合川が流れており、対象事業実施区域の南側は相合川に接している。

対象事業実施区域の約2 km西側には大仏山の丘陵地、約6 km南東側には伊勢志摩国立公園から繋がる丘陵地が広がっており、対象事業実施区域はこれらの丘陵地と海に囲まれた平坦地に位置している。平坦地は水田雑草群落広がっているが、沿岸部や平地の一部には工業地帯を含むまとまった人工改変地が分布している。

このような地形や土地利用の状況から、伊勢湾沿岸および宮川河口の三角洲と、そこに繋がる宮川や外城田川には水系のネットワークが存在し、シギ・チドリ類などの繁殖、中継、越冬の場所となっている。また、これらの生息基盤として、干潟には海浜植生や貝類の分布、河川域には河畔林やヨシ群落が見られる。

対象事業実施区域周辺の耕作地や社寺林などのまとまった緑地帯は、ネズミ類やノウサギ及びタヌキなどといった草原性中型動物の生息地となっており、さらにそれらを餌とする猛禽類などの餌場環境の一部であると考えられる。

また、対象事業実施区域周辺に広がる水田耕作地は、春季から夏季は水田に水が入り、湿潤な環境が出現するが、これらは水生昆虫や両生類の生息環境となり、秋季から冬季は乾いた草地や土壌に生息する小型哺乳類、鳥類の生息環境となることから、季節の環境変化に応じた生態系が形成されている。

### 3-1-7 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の概要は表 3-37に、その位置は図 3-17に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場としては、桜の名所である宮川堤公園や伊勢神宮ゆかりの離宮院公園などがあげられる。

表 3-37 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

番号 <sup>注)</sup>	主要な眺望点	概要
1	宮川堤公園	伊勢市内を流れる宮川の堤で、桜並木が1 kmに渡り咲き誇る。「さくら名所100選」の一つであり、毎年春に行われる春まつりは、大勢の花見客で賑わう。
2	大仏山公園（県営）	多目的広場や芝生広場、自然散策路、展望台などが整備されている。また、広場を利用してフリーマーケットが行われることもある。
3	離宮院公園	伊勢神宮の祭祀を司る斎王が奉仕のときに泊まった宿舎跡と云われる離宮院址。現在は、梅林や桜の整備がされた自然豊かな公園となっている。
4	宮川親水公園	伊勢市内を流れる宮川の左岸に位置しており、ふれあい広場や水辺の舞台、せせらぎなどがある。また、渡し体験をすることができる池がある。
5	宮川ラブリバー公園	宮川の河口近くに位置している。テニスコートやバーベキュー場があるため、アウトドアを楽しむことができる。また、春には宮川を背景に桜を見ることができる。
6	伊勢神宮外宮（豊受大神宮）	伊勢市の中心部、高倉山を背に位置している。鳥居をくぐると社寺林で囲まれ、木漏れ日のさす参道を歩くことができる。
7	城山公園（田丸城跡）	野面積みの石垣が美しい南北朝の城址である。1年を通して自然や景観が楽しめるスポットとして多くの人を訪れている。
8	業平公園	平安時代の頃、斎王が伊勢へ狩の使いにきた在原業平との別れを惜しみ、歌を交わしたという故事にあやかって、「業平松」と呼ばれるようになった松がある。

注) 表中の番号は、図 3-17 中の番号と対応する。

出典：「観光三重」（三重県ホームページ）

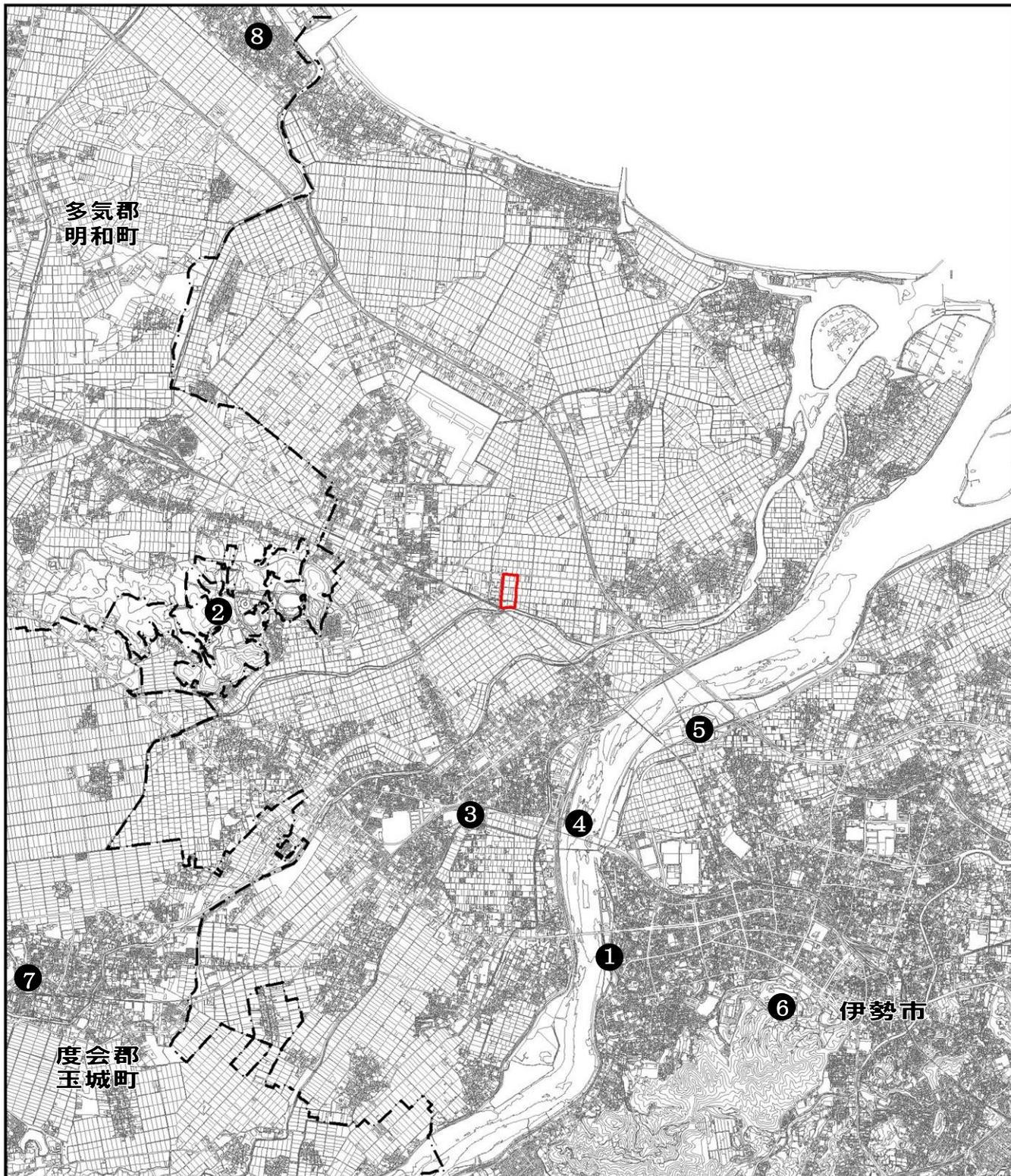
「伊勢市観光協会」（伊勢市観光協会ホームページ）

「伊勢市の文化財 記念物」（伊勢市ホームページ）

「桜の見どころ」（伊勢市ホームページ）

「明和町観光サイト」（明和町ホームページ）

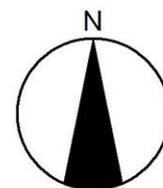
「のほほんたまき旅」（玉城町ホームページ）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 人と自然との触れ合いの活動の場

出典：「観光三重」（三重県ホームページ）  
 「伊勢市観光協会」（伊勢市観光協会ホームページ）  
 「伊勢市の文化財 記念物」（伊勢市ホームページ）  
 「桜の見どころ」（伊勢市ホームページ）  
 「明和町観光サイト」（明和町ホームページ）  
 「のほほんたまき旅」（玉城町ホームページ）



1:50,000



図 3-17 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

### 3-1-8 景観の状況

#### 1. 景観資源

対象事業実施区域及びその周辺には、「第3回自然環境保全基礎調査 三重県自然環境情報図」(平成元年 環境庁)において指定されている景観資源は存在しない。

#### 2. 主要な眺望地点

対象事業実施区域及びその周辺の主要な眺望地点の概要は表 3-38に、その位置は図 3-18に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の主要な眺望地点としては、宮川堤公園や大仏山公園などがあげられる。

表 3-38 主要な眺望地点の概要

番号 <sup>注)</sup>	主要な眺望点	概要
1	宮川堤公園	平成2年に「日本さくら名所100選」に選ばれ、1kmにわたって「一目千本桜」といわれた桜並木が続き人々を楽しませている。
2	宮川大橋	伊勢市内を流れる宮川に架かる橋であり、宮川沿岸および河口域を見渡すことができる。
3	大仏山公園(市営)	公園内には、展望台やつり橋などがある。また、静かな森の中を歩くことができ、自然を感じながらハイキングを楽しむことができる。
4	離宮院公園	伊勢神宮の祭祀を司る斎王が奉仕のときに泊まった宿舎跡と云われる離宮院址。現在は、梅林や桜の整備がされた自然豊かな公園となっている。
5	宮川親水公園	宮川の左岸に位置しており、宮川および伊勢市内を見渡すことができる。
6	宮川ラブリバー公園	宮川の河口近くに位置しており、宮川を見渡すことができる。
7	城山公園(田丸城跡)	野面積みの石垣が美しい南北朝の城址である。現在、城址には石垣や天守台などの建造物が当時の姿を留め、平野に沈む夕日など周囲を見渡すことができる。

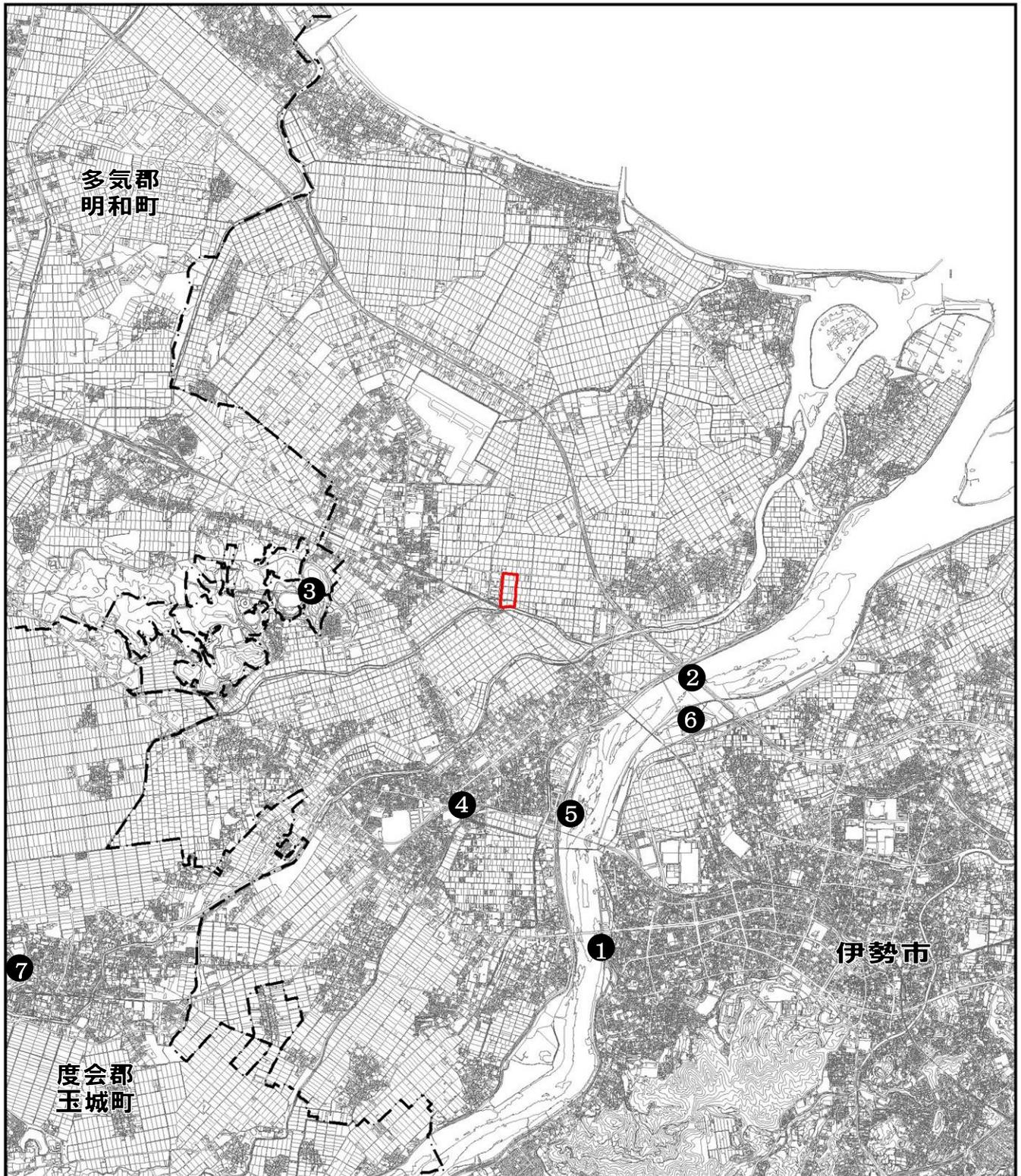
注) 表中の番号は、図 3-18 内の番号と対応する。

出典:「観光三重」(三重県ホームページ)

「伊勢市観光協会」(伊勢市観光協会ホームページ)

「伊勢市の文化財 記念物」(伊勢市ホームページ)

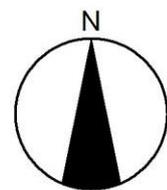
「のほほんたまき旅」(玉城町ホームページ)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 眺望地点

出典：「観光三重」（三重県ホームページ）  
「伊勢市観光協会」（伊勢市観光協会ホームページ）  
「伊勢市の文化財 記念物」（伊勢市ホームページ）  
「のほほんたまき旅」（玉城町ホームページ）



1:50,000



図 3-18 主要な眺望地点の分布状況

### 3-1-9 その他の状況

#### 1. 歴史的文化的な遺産の状況

##### (1) 埋蔵文化財包蔵地及び指定文化財等

対象事業実施区域及びその周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3-39に、その位置は図 3-19に示すとおりである。

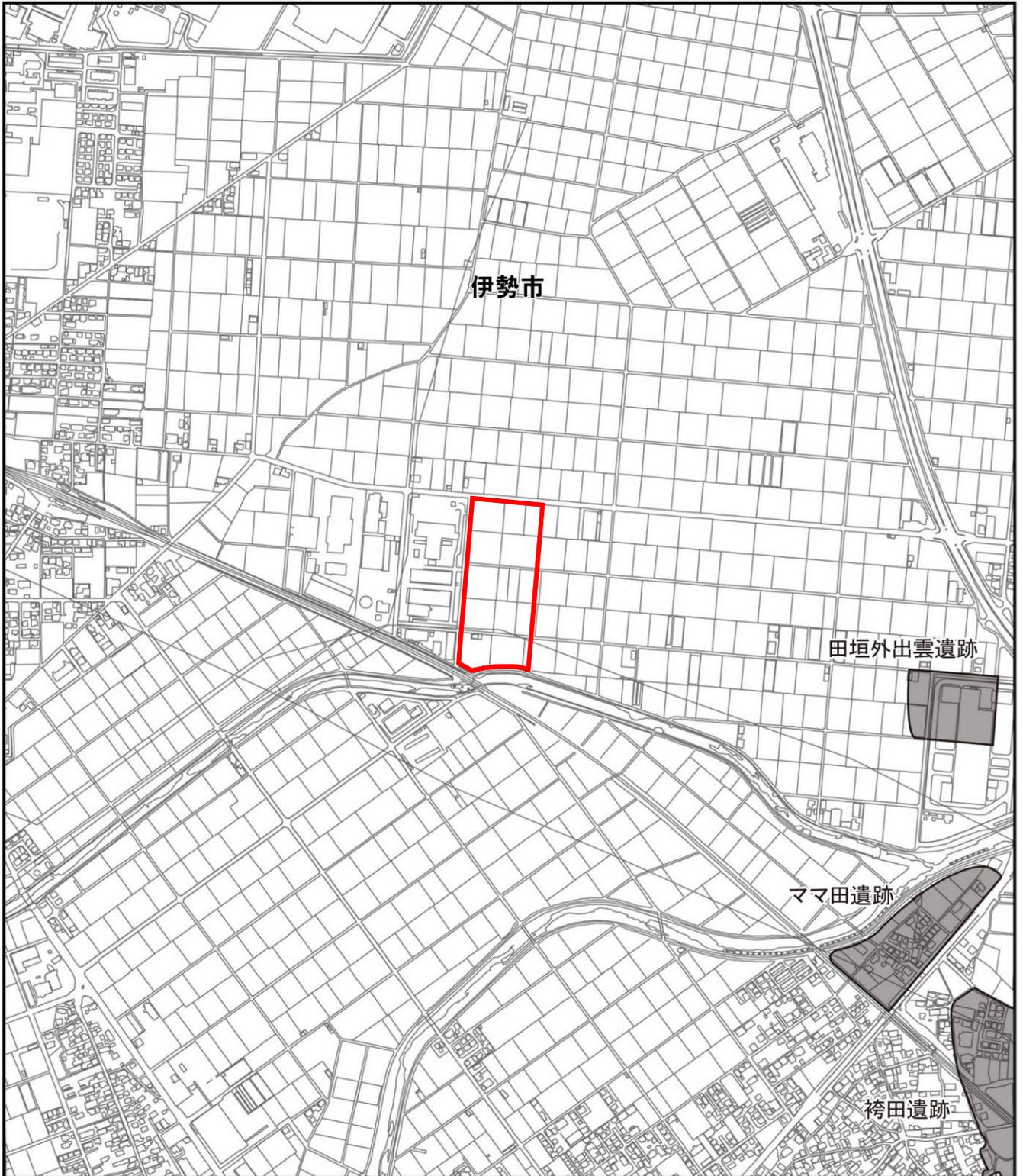
対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財等は存在していない。

表 3-39 埋蔵文化財包蔵地の状況

名称	時代	所在地
田垣外出雲遺跡	弥生・鎌倉以降	伊勢市西豊浜町野依字田垣外・出雲
ママ田遺跡	旧石器・弥生・古墳以降	伊勢市小俣町元町字ママ田・下稲葉
袴田遺跡	弥生・古墳以降	伊勢市磯町字コウタ・小俣町元町字北ノ垣外

出典：「小俣町史」(小俣町)  
「三重県伊勢市遺跡分布図」(伊勢市)



凡 例

 対象事業実施区域

 埋蔵文化財包蔵地

出典：「小俣町史」(小俣町)  
 「三重県伊勢市遺跡分布図」(伊勢市)



1:10,000



図 3-19 対象事業実施区域近傍の埋蔵文化財包蔵地

## 3-2 社会的状況

### 3-2-1 人口及び産業の状況

#### 1. 人口の状況

対象事業実施区域及びその周辺の4市町における人口及び世帯数の推移は、表 3-40に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する伊勢市には51,998世帯、123,631人が居住している（令和元年10月1日現在）。

また、全体的に人口は減少傾向となっている。

表 3-40 人口及び世帯数の推移

年	伊勢市		明和町		玉城町		度会町	
	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)
平成 27 年	127,817	50,938	22,586	7,697	15,431	5,260	8,309	2,626
平成 28 年	126,909	51,222	22,577	7,817	15,442	5,313	8,197	2,630
平成 29 年	125,934	51,500	22,588	7,955	15,333	5,295	8,126	2,666
平成 30 年	124,650	51,600	22,621	8,095	15,291	5,350	8,022	2,671
令和元年	123,631	51,998	22,584	8,182	15,192	5,393	7,892	2,703

備考1. 各年10月1日現在のデータを使用している。

備考2. 平成27年は国勢調査の年にあたるので、平成27年国勢調査人口等基本集計結果による数値となる。

出典：「みえ DataBox 人口・世帯の動き（月別人口調査結果）」（三重県ホームページ）

## 2. 産業の状況

対象事業実施区域及びその周辺の4市町における産業の状況は、表 3-41に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する伊勢市の事業所数の合計は6,635事業所であり、卸売業、小売業が1,872事業所と最も多くなっている。なお、従業者数の合計は53,975人となっている。

表 3-41 産業の状況

産業分類	伊勢市		明和町		玉城町		度会町		
	事業所 (事業所)	従業者 (人)	事業所 (事業所)	従業者 (人)	事業所 (事業所)	従業者 (人)	事業所 (事業所)	従業者 (人)	
第一次産業	農業、林業	18	235	3	65	5	55	9	92
	合計	18	235	3	65	5	55	9	92
	割合 (%)	0.3	0.4	0.4	0.8	1.0	0.8	2.6	4.9
第二次産業	漁業	2	19	1	4	—	—	—	—
	鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	1	4	1	21
	建設業	551	3,326	97	667	59	381	75	309
	製造業	551	10,497	97	1,723	63	3,790	50	385
	合計	1,104	13,842	195	2,394	123	4,175	126	715
割合 (%)	16.6	25.6	26.6	30.6	25.6	57.5	36.3	38.2	
第三次産業	電気、ガス、 熱供給、水道業	6	132	—	—	—	—	—	—
	情報通信業	38	387	2	27	2	21	—	—
	運輸業、郵便業	94	1,762	18	680	14	181	3	17
	卸売業、小売業	1,872	12,459	197	1,617	126	1,069	72	364
	金融業、保険業	114	1,246	9	61	2	17	2	6
	不動産業、物品賃貸業	550	1,284	14	94	5	26	5	11
	学術研究、 専門・技術サービス業	228	1,253	20	85	13	53	11	73
	宿泊業、飲食サービス業	862	6,520	66	492	46	365	26	125
	生活関連サービス業、 娯楽業	573	2,222	64	202	49	239	23	33
	教育、学習支援業	236	1,442	31	140	9	15	12	24
	医療、福祉	497	7,307	59	1,527	30	511	15	177
	複合サービス事業	42	640	12	129	6	40	8	146
	サービス業 (他に分類されないもの)	401	3,244	42	321	50	497	35	90
	合計	5,513	39,898	534	5,375	352	3,034	212	1,066
割合 (%)	83.1	73.9	73.0	68.6	73.3	41.8	61.1	56.9	
合計	6,635	53,975	732	7,834	480	7,264	347	1,873	

備考 平成 28 年 6 月 1 日現在。

出典：「平成 31 年刊三重県統計書」（三重県ホームページ）

(1) 農業

対象事業実施区域及びその周辺の4市町における農業の状況は、表 3-42に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する伊勢市の総農家数は2,237戸であり、そのうち1,515戸が販売農家となっている。

表 3-42 農業の状況

区分	総農家数(戸)	総販売農家数			
		自給農家数(戸)	総販売農家数(戸)	専業農家(戸)	兼業農家(戸)
伊勢市	2,237	722	1,515	468	1,047
明和町	855	259	626	142	484
玉城町	637	133	504	111	393
度会町	657	255	402	78	324

備考 平成27年2月1日現在。

出典：「平成31年刊三重県統計書」(三重県ホームページ)

(2) 林業

対象事業実施区域及びその周辺の4市町における林業の状況は、表 3-43に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する伊勢市の経営体数は12経営体であり、保有山林面積は43,668aである。

表 3-43 林業の状況

区分	経営体数(経営体)	保有山林面積 (a) 注1) 注2)				素材生産量 (m <sup>3</sup> ) 注2)
		保有山林			借入山林	
		所有山林	貸付山林			
伊勢市	12	43,668	43,668	—	—	X
明和町	4	X	X	X	X	X
玉城町	13	38,132	38,132	—	—	—
度会町	71	167,645	148,825	1,500	20,320	11,965

備考 平成27年2月1日現在。

注1) 1a(アール)=100m<sup>2</sup>

注2) Xは、2事業所以下に関する数値であるため、秘匿にした箇所である。

出典：「みえDataBox 三重県の農林業 2015年農林業センサス結果概要報告書」(三重県ホームページ)

### (3) 工業

対象事業実施区域及びその周辺の4市町における工業の状況は、表 3-44に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する伊勢市の事業所数は228事業所であり、従業者数は8,540人、製造品出荷額等は23,537,758万円である。

表 3-44 工業の状況

区分	事業所数 (事業所) 注1)	従業者数 (人) 注1)	製造品出荷額等 (万円) 注2)
伊勢市	228	8,540	23,537,758
明和町	49	1,831	2,235,163
玉城町	28	3,531	11,334,144
度会町	18	269	394,948

注1) 事業所数及び従業者数については、平成30年6月1日現在の数値。

注2) 製造品出荷額等については、平成30年1～12月の1年間の数値。

出典：「みえ DataBox 平成30年工業統計調査結果(速報)」(三重県ホームページ)

### (4) 商業

対象事業実施区域及びその周辺の4市町における商業の状況は、表 3-45に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する伊勢市の事業所数は1,653事業所であり、従業者数は10,631人、年間商品販売額は262,374百万円である。

表 3-45 商業の状況

区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円) 注)	1事業所当たり従業者数 (人)	1事業所当たり年間商品販売額 (百万円)
伊勢市	1,653	10,631	262,374	6.4	158.7
明和町	159	1,389	41,008	8.7	257.9
玉城町	104	591	17,576	5.7	169.0
度会町	69	257	4,985	3.7	72.2

注) 年間商品販売額は平成25年1月1日～平成25年12月31日の合計値

出典：「平成31年刊三重県統計書」(三重県ホームページ)

## 3-2-2 土地利用の状況

### 1. 土地利用分布及び面積

対象事業実施区域及びその周辺の4市町における土地利用の状況は、表3-46及び図3-20に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する伊勢市は山林の割合が40.3%と最も多くなっており、次いで田が22.8%、宅地が20.0%となっている。

対象事業実施区域及びその周辺は田が広がっており、対象事業実施区域西側に隣接して既存工場がある。また、一部にその他の農用地や低層建物、工場等がある。

表 3-46 土地利用の状況

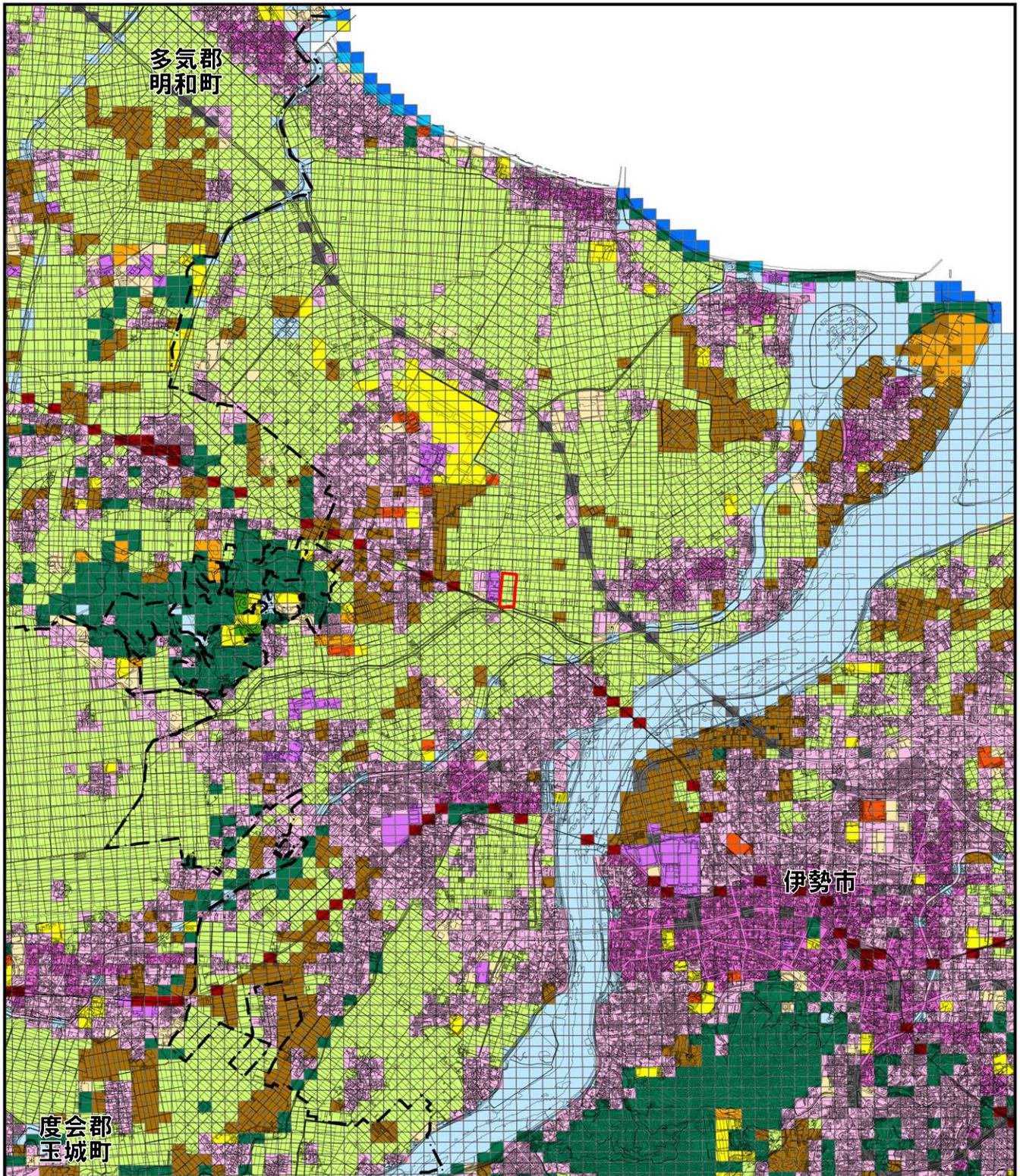
地目		伊勢市		明和町		玉城町		度会町		
		実数 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)	実数 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)	実数 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)	実数 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)	
総面積 (km <sup>2</sup> ) <sup>注)</sup>		208.35	—	41.04	—	40.91	—	134.98	—	
民有地 (m <sup>2</sup> )	総数	97,303,128	100.0	31,241,114	100.0	27,507,669	100.0	58,720,794	100.0	
	田	22,140,500	22.8	15,259,699	48.8	10,414,112	37.9	5,767,989	9.8	
	畑	10,167,978	10.4	5,943,841	19.0	4,446,156	16.2	2,789,859	4.8	
	宅地	小規模住宅用地	9,212,933	9.5	1,697,410	5.4	1,038,532	3.8	626,418	1.1
		一般住宅用地	4,251,846	4.4	1,602,301	5.1	1,201,549	4.4	826,798	1.4
		商業地等 (非住宅用地)	6,017,304	6.2	1,654,261	5.3	890,087	3.2	361,368	0.6
		計	19,482,083	20.0	4,953,972	15.9	3,130,168	11.4	1,814,584	3.1
	鉱泉地	—	—	—	—	—	—	—	—	
	池沼	39,524	0.0	159,179	0.5	—	—	—	—	
	山林	39,235,787	40.3	3,023,543	9.7	7,980,838	29.0	47,392,922	80.7	
	牧場	—	—	1,936	—	—	—	—	—	
	原野	550,749	0.6	373,155	1.2	220,452	0.8	471,476	0.8	
	雑種地	ゴルフ場の用地	447,948	0.5	283,886	0.9	313,604	1.1	—	—
		遊園地等の用地	—	—	—	—	—	—	—	—
鉄軌道用地		656,161	0.7	172,160	0.6	64,649	0.2	—	—	
その他の雑種地		4,582,398	4.7	1,069,743	3.4	937,690	3.4	483,964	0.8	
計	5,686,507	5.8	1,525,789	4.9	1,315,943	4.8	483,964	0.8		

注) 総面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」の数値(平成29年10月1日現在)。

備考1. 平成29年1月1日現在。

備考2. 割合は小数点第二位を四捨五入しているため、割合の合計が総数と異なる場合がある。

出典:「平成31年刊三重県統計書」(三重県ホームページ)



凡 例

- |  |   |   |
|--|---|---|
|  対象事業実施区域 |  市町境       |   |
|  田        |  低層建物      |  公園・緑地   |
|  その他の農用地  |  低層建物(密集地) |  河川地及び湖沼 |
|  森林       |  道路        |  海浜      |
|  荒地       |  鉄道        |  海水域     |
|  高層建物     |  公共施設等用地   |   |
|  工場       |  空地        |   |

出典：「土地利用細分メッシュ（平成 28 年度～（現行整備事業の整備済み範囲成果）」  
（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）



1:50,000



図 3-20 土地利用の状況

### 3-2-3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 漁業権の設定状況

対象事業実施区域及びその周辺の河川や海域における漁業権の設定状況は、表 3-47、表 3-48及び図 3-21に示すとおりである。

対象事業実施区域東側を流れる宮川において、第5種共同漁業権が設定されており、また対象事業実施区域北側に位置する伊勢湾において、共同漁業権及び区画漁業権が設定されている。

表 3-47 漁業権の状況（内水面）

免許番号	河川名	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	漁場の位置
三重内共第 15 号	宮川	あゆ漁業、あめご漁業、おいかわ漁業、こい漁業、うなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	平成26年1月1日 から平成35年12 月31日まで	伊勢市、度会郡大紀町、度会町、玉城町、多気郡多気町、大台町

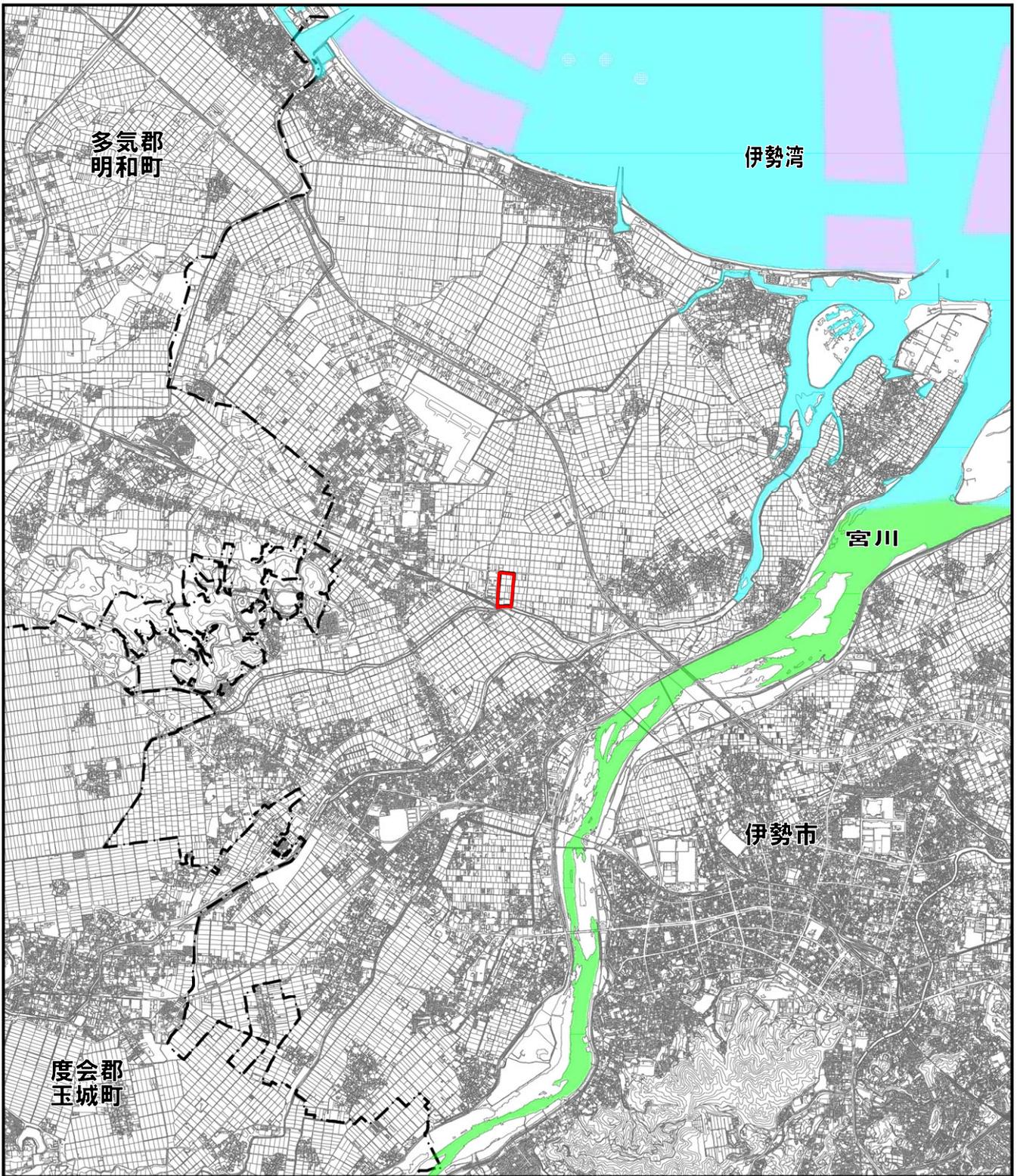
出典：「三重県内の第五種共同漁業権一覧」（三重県ホームページ）  
「宮川漁業協同組合三重内共第 15 号第 5 種共同漁業権行使規則」（宮川漁業協同組合）

表 3-48 漁業権の状況（伊勢湾）

免許番号	漁業権 <sup>注)</sup>	漁業の名称	漁業の時期	免許有効期間	所在地
共第 9 号	第 1 種共同漁業権	貝類漁業 10 件（あかがい、あさり等）、藻類漁業 2 件（おごのり、わかめ等）、その他漁業 4 件（えむし、しゃこ等）	1月1日から 12月31日まで	2013年9月1日から 2023年8月31日まで	三重県伊勢市東豊浜町地先ほか
	第 2 種共同漁業権				
共第 20 号	第 3 種共同漁業権	築磯漁業	周年	2013年9月1日から 2023年8月31日まで	三重県伊勢市村松町地先
共第 21 号	第 3 種共同漁業権	築磯漁業	周年	2013年9月1日から 2023年8月31日まで	三重県伊勢市村松町地先
共第 22 号	第 3 種共同漁業権	築磯漁業	周年	2013年9月1日から 2023年8月31日まで	三重県伊勢市村松町地先
区第 0044 号	第 1 種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 4月30日まで	2018年9月1日から 2023年8月31日まで	三重県伊勢市東大淀町地先
区第 0045 号	第 1 種区画漁業	のり養殖業	10月20日から 4月15日まで	2018年9月1日から 2023年8月31日まで	三重県伊勢市東大淀町地先
区第 0046 号	第 1 種区画漁業	のり養殖業	10月20日から 4月15日まで	2018年9月1日から 2023年8月31日まで	三重県伊勢市東大淀町地先
区第 0048 号	第 1 種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 4月30日まで	2018年9月1日から 2023年8月31日まで	三重県伊勢市東豊浜町地先
区第 0049 号	第 1 種区画漁業	のり養殖業	10月20日から 4月15日まで	2018年9月1日から 2023年8月31日まで	三重県伊勢市東豊浜町地先
区第 0050 号	第 1 種区画漁業	のり養殖業	10月20日から 4月15日まで	2018年9月1日から 2023年8月31日まで	三重県伊勢市東豊浜町地先
区第 0051 号	第 1 種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 5月31日まで	2018年9月1日から 2023年8月31日まで	三重県伊勢市東豊浜町、有滝町地先
区第 0052 号	第 1 種区画漁業	のり養殖業	10月20日から 4月15日まで	2018年9月1日から 2023年8月31日まで	三重県伊勢市東豊浜町、有滝町地先

注) 漁業権とは、特定の水面で特定の漁業や養殖業を営むことができる権利で、共同漁業（採貝採藻など）・区画漁業（魚類養殖など）・定置漁業（大型定置など）の3種類がある。

出典：「海洋状況表示システム」（海上保安庁ホームページ）  
「伊勢市提供データ」（伊勢市農林水産課 令和2年4月受領）



凡 例

対象事業実施区域

--- 市町境

共同漁業権

第5種共同漁業権

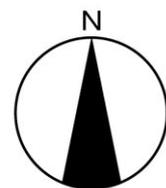
区画漁業権

出典：「海しる（海洋状況表示システム）」（海上保安庁ホームページ）

「宮川漁業協同組合管内河川略図」（宮川漁業協同組合）

「三重県漁業総合連絡図」（三重県）

図 3-21 漁業権図



1:50,000



## 2. 水道水源

対象事業実施区域周辺の水道水源地の位置は、図 3-22に示すとおりである。

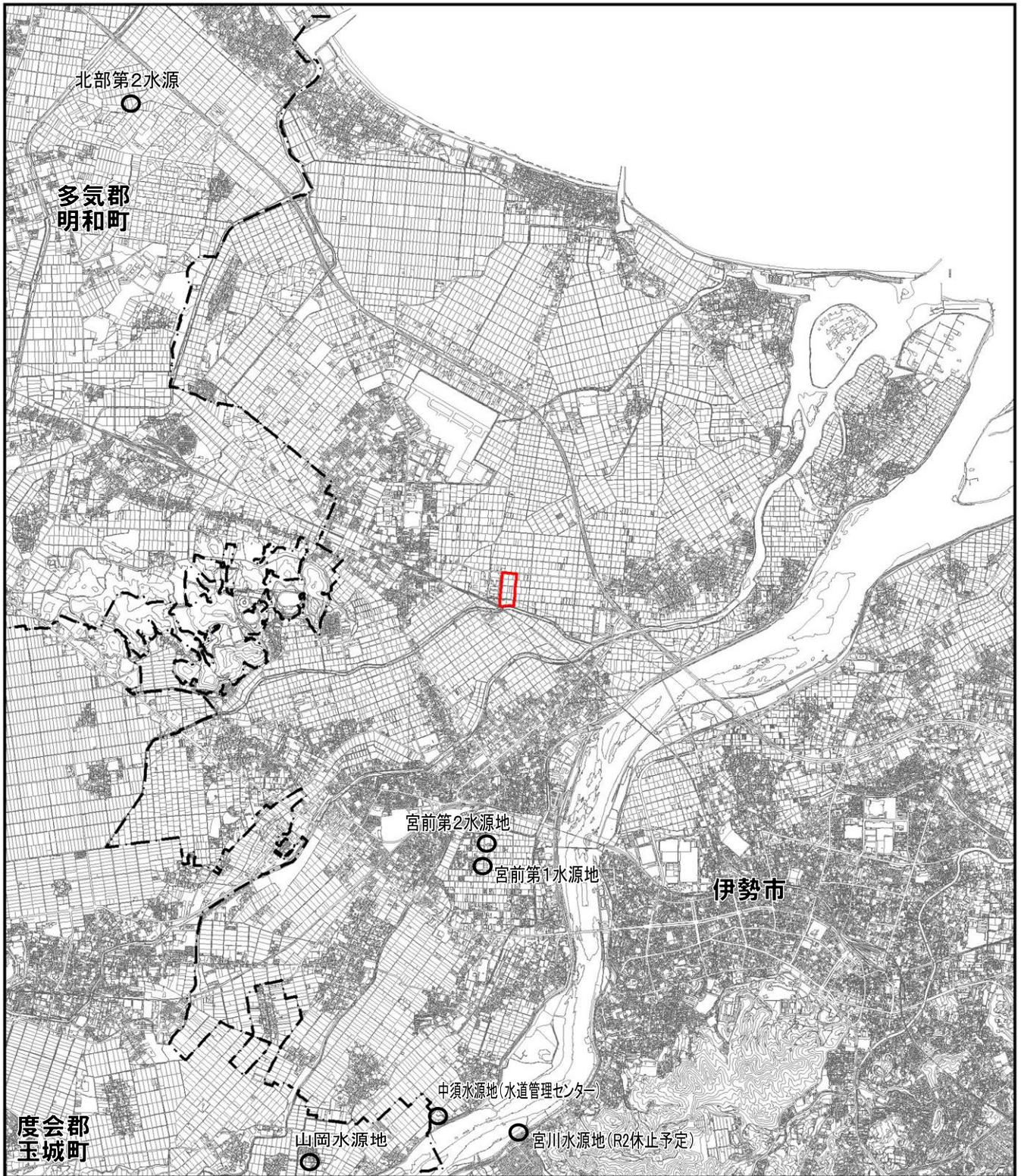
対象事業実施区域周辺には、伊勢市に4ヵ所、明和町に1ヵ所、玉城町に1ヵ所の水道水源地がある。なお、このうち伊勢市の宮川水源地については、令和2年度に休止予定である。

## 3. 農業用水

対象事業実施区域東側を流れる宮川及び宮川水系の主な水利用の一つとして、農業用水があげられる。「宮川総合開発事業」の経過を受けて、昭和32年（1957年）に「国営宮川用水農業水利事業」を着工し、粟生頭首工と導水路、幹線水路などの農業水利施設が昭和41年（1966年）に完成した。現在では、宮川周辺の1市4町（伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町）に広がる農地約4,600haにてかんがい用水として利用しており、対象事業実施区域周辺の水田も含まれている。

## 4. 工業用水

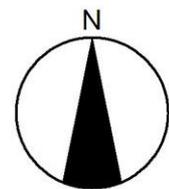
「みえの工業用水道」（令和元年 三重県企業庁工業用水道事業課）によると、伊勢市、明和町、玉城町及び構成市町である度会町には工業用水の配水はない。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 水道水源地

出典：「伊勢市水道事業ビジョン」（伊勢市ホームページ）  
 「平成31年度明和町上水道水質検査計画」（明和町ホームページ）  
 「玉城町水道事業経営戦略」（玉城町ホームページ）



1:50,000



図 3-22 水道水源地の位置

### 3-2-4 交通の状況

#### 1. 主要道路の交通量

対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路の状況は、図 3-23に示すとおりである。また、平成27年度における交通量調査結果は、表 3-50に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要道路として国道23号（23）、伊勢小俣松阪線（428）及び鳥羽松阪線（37）等があげられる。

平成27年度の調査結果をみると、最も交通量の多い一般国道23号（区間番号Q10240）では、昼間12時間自動車類交通量上下合計は36,465台、昼間12時間大型車混入率は5.9%となっている。

また、最寄りの調査地点である伊勢小俣松阪線（区間番号Q60830）では、昼間12時間自動車類交通量上下合計は6,435台、昼間12時間大型車混入率は4.6%となっている。

#### 2. 鉄道

対象事業実施区域及びその周辺の鉄道の状況は、図 3-24に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺には、近鉄山田線の明野駅及び小俣駅などがある。

また、各鉄道駅の乗降者数は、表 3-49に示すとおりであり、1日平均乗降者数は明野駅で1,182人、小俣駅で366人である。

表 3-49 対象事業実施区域周辺の鉄道駅乗降者数（平成 29 年度）

区分	総数（人） <sup>注）</sup>	普通（人）	定期（人）	1日平均（人）
近鉄山田線 <sup>注）</sup>	8,823,366	3,411,156	5,412,210	24,175
明星	243,570	75,690	167,880	667
明野	431,425	88,675	342,750	1,182
小俣	133,768	38,428	95,340	366
宮町	227,002	70,672	156,330	622
伊勢市	1,558,447	884,467	673,980	4,270
宇治山田	2,101,946	777,116	1,324,830	5,759
参宮線（JR） <sup>注）</sup>	1,143,208	471,059	672,149	3,140
田丸	204,059	16,096	187,963	559
宮川	94,091	30,877	63,214	258
山田上口	35,214	18,620	16,594	96
伊勢市	438,236	239,800	198,436	1,201

注）近鉄山田線、参宮線の総数は、各路線のすべての駅の合計値である。

出典：「平成31年刊三重県統計書」（三重県ホームページ）

表 3-50 交通量調査結果（平日）

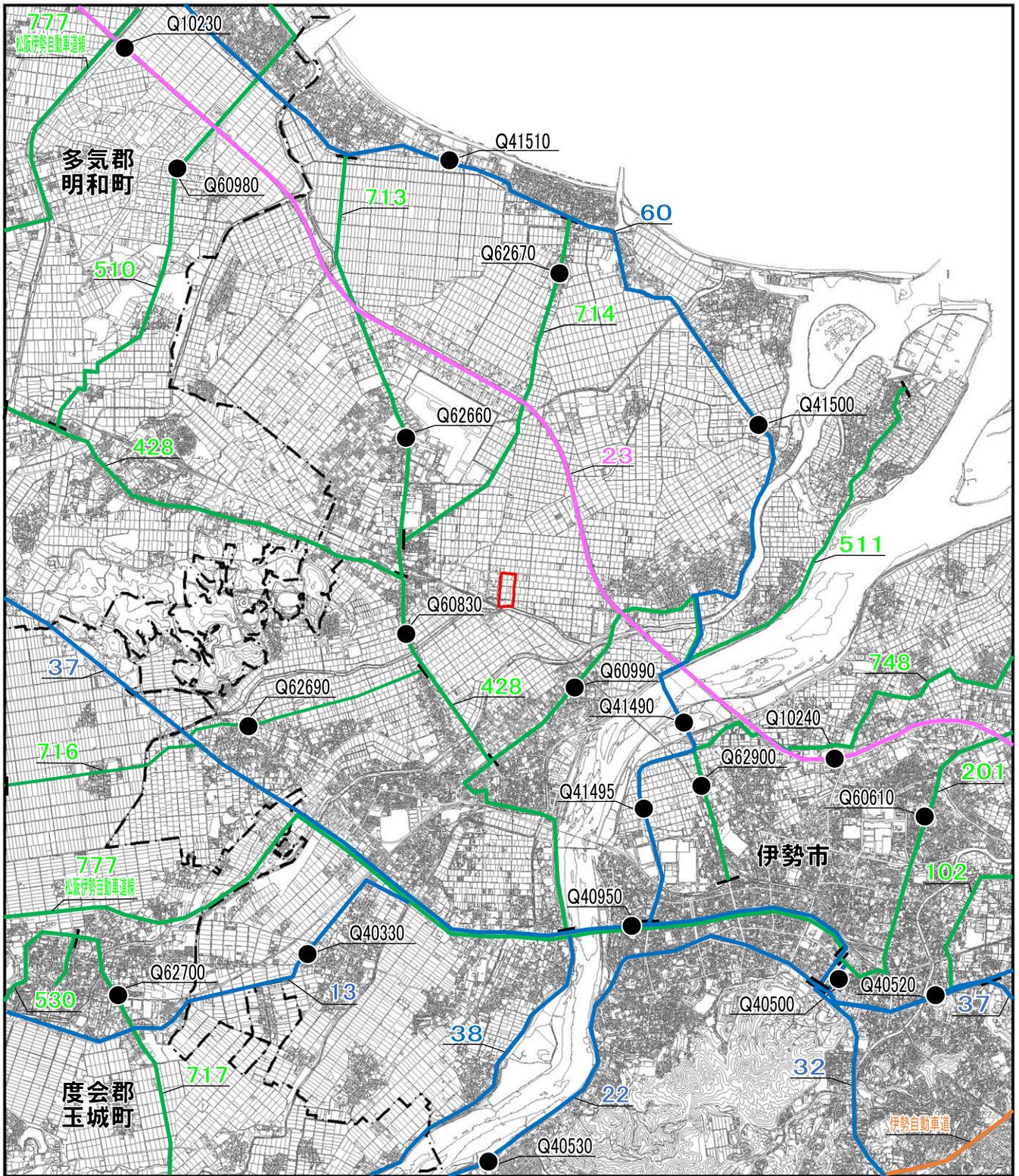
国道・ 県道 番号	路線名	区間 番号	調査 地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計（台）			24時間自動車類 交通量上下合計（台）			昼間 12時間 大型車 混入率 （%）
				小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
23	一般国道 23 号	Q 10240	伊勢市御薮町長屋	34,312	2,153	36,465	45,569	3,294	48,863	5.9
		Q 10230	多気郡明和町大淀	21,804	2,190	23,994	29,309	2,951	32,260	9.1
13	伊勢多気線	Q 40330	伊勢市上地町	7,154	428	7,582	8,893	812	9,705	5.6
22	伊勢南島線	Q 40500	伊勢市本町	455	28	483	535	45	580	5.8
		Q 40520	伊勢市岩淵 3 丁目	14,196	731	14,927	18,352	1,650	20,002	4.9
		Q 40530	伊勢市大倉町	5,002	501	5,503	6,009	543	6,552	9.1
37	鳥羽松阪線	Q 40950	伊勢市中島一丁目	27,154	1,267	28,421	36,178	4,180	40,358	4.5
60	伊勢松阪線	Q 41510	伊勢市東大淀町	415	16	431	503	31	534	3.7
		Q 41500	伊勢市西豊浜町	1,920	70	1,990	2,322	146	2,468	3.5
		Q 41490	伊勢市御薮町高向	4,342	105	4,447	5,360	332	5,692	2.4
		Q 41495	伊勢市御薮町高向	6,368	873	7,241	8,028	1,240	9,268	12.1
201	宇治山田港伊勢市停車場線	Q 60610	伊勢市船江 3 丁目	13,185	521	13,706	17,162	1,478	18,640	3.8
428	伊勢小俣松阪線	Q 60830	伊勢市小俣町組合	6,139	296	6,435	7,617	620	8,237	4.6
510	大淀港斎明線	Q 60980	多気郡明和町大淀	1,354	95	1,449	1,664	162	1,826	6.6
511	豊北港小俣線	Q 60990	伊勢市小俣町元町	11,934	767	12,701	14,560	1,316	15,876	6.0
713	東大淀小俣線	Q 62660	伊勢市小俣町明野	4,413	337	4,750	5,439	594	6,033	7.1
714	村松明野停車場線	Q 62670	伊勢市村松町	1,082	99	1,181	1,324	140	1,464	8.4
716	玉川小俣線	Q 62690	伊勢市小俣町湯田	5,752	369	6,121	7,137	698	7,835	6.0
717	岩出田丸線	Q 62700	度会郡玉城町佐田	3,460	113	3,573	4,213	289	4,502	3.2
748	大湊宮町停車場線	Q 62900	伊勢市御薮町高向	5,517	190	5,707	6,805	500	7,305	3.3
32	伊勢磯辺線	—	伊勢市宇治蒲田 3 丁目	9,376	750	10,126	11,969	1,296	13,265	7.4
38	伊勢大宮線	—	度会郡玉城町岩出	5,796	455	6,251	7,210	791	8,001	7.3
102	伊勢二見線	—	伊勢市黒瀬町	7,459	387	7,846	9,392	808	10,200	4.9
530	田丸停車場斎明線	—	度会郡玉城町玉川	7,334	772	8,106	9,410	1,209	10,619	9.5

備考 1. 表中の国道・県道番号は図 3-23内の国道・県道番号と対応する。

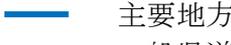
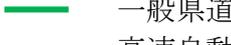
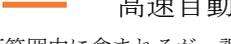
備考 2. 国道・県道番号 32、38、102、530 については、評価区間は図 3-23に示す図面範囲内に含まれるが、調査地点については図面範囲外であるため図示していない。

出典：「三重県の道路 平成 27 年度道路交通センサス交通量調査箇所図」（三重県ホームページ）

「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（国土交通省ホームページ）



凡 例

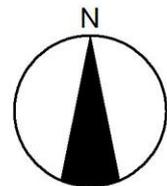
- |   |             |   |         |
|---|-------------|---|---------|
|  | 対象事業実施区域    |  | 一般国道    |
|  | 市町境         |  | 主要地方道   |
|  | Q00000 区間番号 |  | 一般県道    |
|  | 000 国道・県道番号 |  | 高速自動車国道 |

備考. 番号 32、38、102、530 については、評価区間は図面範囲内に含まれるが、調査地点については図面範囲外であるため図示していない。

出典：「三重県の道路 平成 27 年度道路交通センサス交通量調査箇所図」(三重県ホームページ)  
「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」  
(国土交通省ホームページ)

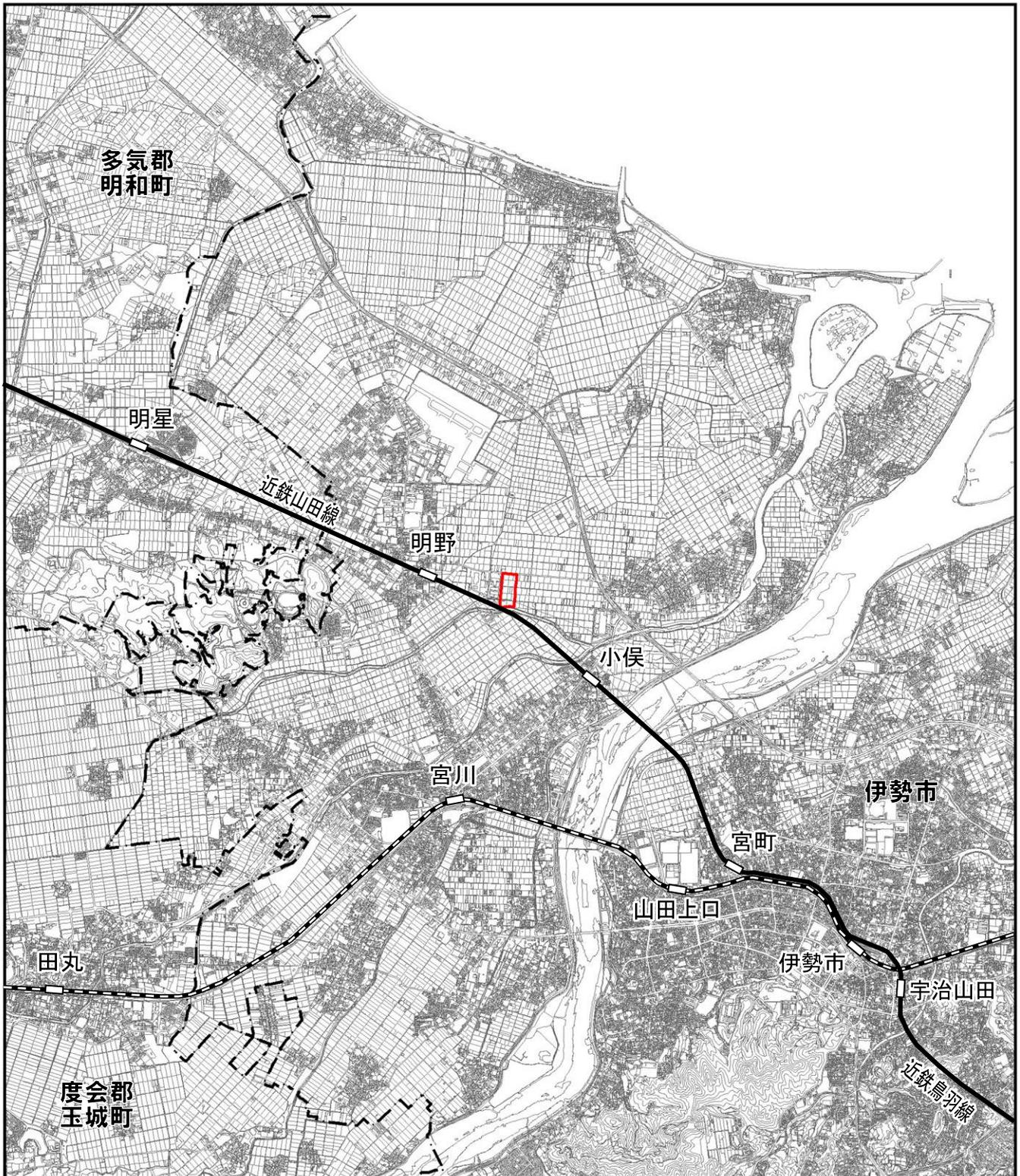
「伊勢建設事務所管内図 平成 31 年 4 月」(三重県)

図 3-23 主要な道路の状況及び交通量調査地点



1 : 50,000

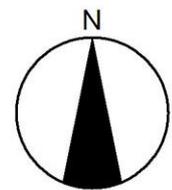




凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 参宮線 (JR)
- 近鉄山田線、近鉄鳥羽線

出典：「伊勢市くらしの便利帳」（令和元年12月 伊勢市）



1:50,000



図 3-24 主要な鉄道の状況

### 3-2-5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周辺における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は表 3-51(1)～(4)に、配置の状況は図 3-25 (1)～(3)に示すとおりである。

環境の保全についての配慮が特に必要な施設は対象事業実施区域の近傍には存在せず、最寄りの施設としては、西側約 600mに位置する福祉施設である「ケアパートナー 森伸小俣」及び「ケアパートナー 森伸明野」があげられる。

また、住宅の配置の状況については、図 3-26に示すとおりであり、最寄住居は相合川や近鉄山田線を挟んで対象事業実施区域南側約 80mの位置及び対象事業実施区域西側約 350mの位置にあり、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、西側の伊勢市小俣町明野及び南東側の伊勢市小俣町元町となっている。

表 3-51(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
小学校	伊勢市	1	明野小学校	小俣町明野 1939
		2	小俣小学校	小俣町元町 663-1
		3	北浜小学校	村松町 3285-1
		4	城田小学校	上地町 1494
		5	厚生小学校	一志町 1-4
		6	修道小学校	久世戸町 5-1
		7	早修小学校	常磐 3-10-19
		8	豊浜西小学校	西豊浜町 1779
		9	豊浜東小学校	東豊浜町 299-1
		10	中島小学校	二俣 1-2-17
		11	東大淀小学校	東大淀町 351
		12	御蔭小学校	御蔭町長屋 1074-9
		13	宮山小学校	旭町 319
		14	明倫小学校	岡本 1-18-21
		15	有緝小学校	船江 2-2-5
	玉城町	16	田丸小学校	佐田 1247
		17	有田小学校	長更 376
		18	下外城田小学校	小社曾根 776
	明和町	19	明星小学校	明星 1553
中学校	伊勢市	1	伊勢宮川中学校	二俣 4-5-3
		2	小俣中学校	小俣町相合 750
		3	城田中学校	粟野町 472
		4	厚生中学校	一之木 5-5-3
		5	桜浜中学校	植山町 461
		6	御蔭中学校	磯町 2225
	玉城町	7	玉城中学校	田丸 114-1
高等学校	伊勢市	1	宇治山田高校	浦口 3-13-1
		2	明野高校	小俣町明野 1481
専門学校	伊勢市	1	英心専門学校	河崎 1-3-25
		2	伊勢調理製菓専門学校	河崎 1-10-47
		3	勢京ビジネス専門学校	一之木 4-15-14
		4	伊勢志摩リハビリテーション専門学校	御蔭町高向 1658
		5	伊勢理容美容専門学校	八日市場町 17-27
特別支援学校	玉城町	1	玉城わかば学園	宮古 726-17

備考 表中の番号は、図 3-25 (1) 中の番号と対応する。  
 出典：「学校名簿 令和元年度版 令和元年5月1日現在」（三重県教育委員会ホームページ）  
 「県内の私立学校」（三重県ホームページ）  
 「市立小学校一覧」（伊勢市ホームページ）  
 「市立中学校一覧」（伊勢市ホームページ）  
 「専修学校一覧」（三重県ホームページ）

表 3-51(2) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設等）

区分	市町	No.	施設名	住所	
幼稚園	伊勢市	1	小俣幼稚園	小俣町本町 1	
		2	明野幼稚園	小俣町明野 1481	
		3	常盤幼稚園（私立）	岩渕 1-6-32	
		4	まるこ幼稚園（私立）	一之木 1-8-3	
		5	神宮高倉山幼稚園（私立）	八日市場町 17-20	
こども園	伊勢市	1	修道こども園	楠部町 48-40	
		2	暁の星こども園 宮前園舎	小俣町宮前 475-1	
		3	暁の星こども園 本町園舎	小俣町本町 1336	
		4	和順こども園	小俣町元町 214-3	
		5	マリアこども園	岡本 1-2-33	
		6	ゆたかこども園	御菌町王中島 23	
		7	有緝こども園	船江 2-2-29	
		8	めいりんこども園	岡本 1-18-65	
		9	中島こども園	中島 2-13-4	
		明和町	10	みょうじょうこども園	大字明星 1060
保育園	伊勢市	1	明倫保育所	吹上 2-11-42	
		2	きらら館	常磐 2-4-40	
		3	あけぼの園	小俣町明野 1653	
		4	しらとり園	小俣町湯田 359	
		5	ゆりかご園	小俣町本町 444	
		6	御菌第一保育園	御菌町長屋 416-1	
		7	御菌第二保育園	御菌町高向 731	
		8	村松保育園	村松町 143-1	
		9	船江保育園	船江 3-11-43	
		10	たけのこ保育園	常磐町 74-5	
		11	東大淀保育園	東大淀町 2-12	
		12	豊浜西保育所	磯町 1736	
		13	有滝保育園	有滝町 2102-55	
		14	中須保育園	中須町 416-43	
		15	なかよし保育所	勢田町 642-3	
		16	みややま保育園	旭町 348	
		17	えがお保育園	小俣町元町 569	
		18	にこにこ保育園	小俣町元町 545	
		19	あけの保育園	小俣町新村 558-20	
		20	いせの杜保育園(大世古保育所)	大世古 4-2-13	
		玉城町	21	田丸保育所	田丸 114-3
	22		有田保育所	長更 444-8	
	23		下外城田保育所 <sup>注)</sup>	山岡 1464	

注)「下外城田保育所」については、保育園及び認定こども園が併設する施設である。

備考 表中の番号は、図 3-25 (2) 中の番号と対応する。

出典：「幼稚園」（伊勢市ホームページ）

「保育所・認定こども園」（伊勢市ホームページ）

「保育所・認定こども園」（玉城町ホームページ）

「令和 2 年度認定こども園への入園」（明和町ホームページ）

表 3-51(3) 環境保全への配慮を要する施設（福祉施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
福祉型障害児入所施設	伊勢市	1	社会福祉法人 三重済美学院	辻久留 3-17-5
医療型障害児入所施設	明和町	2	なでしこ障害児入所施設	大字上野 435
介護老人保健施設	伊勢市	3	伊勢赤十字老人保健施設 虹の苑	御菌町高向 775-1
	玉城町	4	玉城町介護老人保健施設ケアハイツ玉城	佐田 881
共同生活援助 (介護サービス 包括型)	伊勢市	5	G Hいせ	村松町 1389-16
		6	ふらっと	辻久留 3-17-5
		7	ステップワンハウス ぱれっと	吹上 2-11-46
特別養護 老人ホーム	伊勢市	8	神路園	二俣町 577-9
		9	万亀会館	二俣町 557-1
		10	白百合園	上地町 3130
		11	正邦苑	村松町 3294-1
		12	正邦苑静乾	村松町 3355-1
		13	双寿園、第2 双寿園	河崎 3-15-33
	玉城町	14	雅之園	小俣町本町 341-104
	明和町	15	はなのその	勝田 3086-42
認知症対応型 共同生活介護	伊勢市	16	明和苑	大字上野 435
		17	グループホーム いせ	一之木 4-11-31
		18	認知症対応型共同生活介護事業所 正邦苑城田	中須町 402
		19	ケアパートナー 森伸小俣	小俣町明野 1308
		20	グループホームみそのむら	御菌町高向 481
		21	ケアパートナー 森伸明野	小俣町明野 1324-1
有料老人ホーム	伊勢市	22	グループホーム伊勢かわさき	河崎 3-756-6
		23	特定施設ひかりの橋	常磐 2-4-35
		24	和みの里	上地町 5019-1
		25	悠々	上地町 5019-3
		26	神都の杜	一之木 4-11-33
		27	介護付有料老人ホーム ウェルガーデンみその	御菌町長屋 3043
		28	住宅型有料老人ホームみその	御菌町長屋 3067-1
		29	ケントハウス	岩渕 1-13-41
		30	笑のいえ	上地町 2564-1
		31	介護付有料老人ホーム わが家伊勢	馬瀬町字上之山 850
		32	有料老人ホームいそかぜ	磯町 1023-3
		33	住宅型有料老人ホーム福郎の家	東大淀町字大浜 2-33
		34	アロハガーデン	勢田町 590
	明和町	35	煌	大淀 2229-1
養護老人ホーム、特別養護 老人ホーム	伊勢市	36	高砂寮	小俣町宮前 38
児童養護施設	伊勢市	37	いせ子どもの家	吹上 2-5-41

備考1. 表中の番号は、図 3-25 (3) 中の番号と対応する。

備考2. 福祉施設は有床施設を対象とした。

出典：「三重県社会福祉施設等名簿（平成31年4月1日現在）」（三重県ホームページ）  
「伊勢市提供データ」（伊勢市介護保険課 令和2年4月受領）

表 3-51 (4) 環境保全への配慮を要する施設（福祉施設・病院）

区分	市町	No.	施設名	住所
病院	伊勢市	1	伊勢赤十字病院	船江 1-471-2
		2	医療法人全心会伊勢慶友病院	常磐 2-7-28
		3	伊勢田中病院	大世古 4-6-47
		4	医療法人社団さかえ会 石橋外科内科	河崎 2-17-11
		5	医療法人 秀峰会 うにた医院	宮町 1-7-18
		6	畑肛門医院	宮後 1-8-7
		7	玉石産婦人科	御菌町長屋 2049
		8	小原産婦人科	宮後 1-5-3
		9	菊川産婦人科	一之木 5-15-5
		10	さいとう内科呼吸器科三重スリープクリニック	小俣町相合 446
		11	河崎クリニック	河崎 1-9-37
	玉城町	12	玉城町国民健康保険玉城病院	佐田 881
	明和町	13	三重ハートセンター	大字大淀 2227-1
		14	恩賜財団済生会明和病院	上野 435

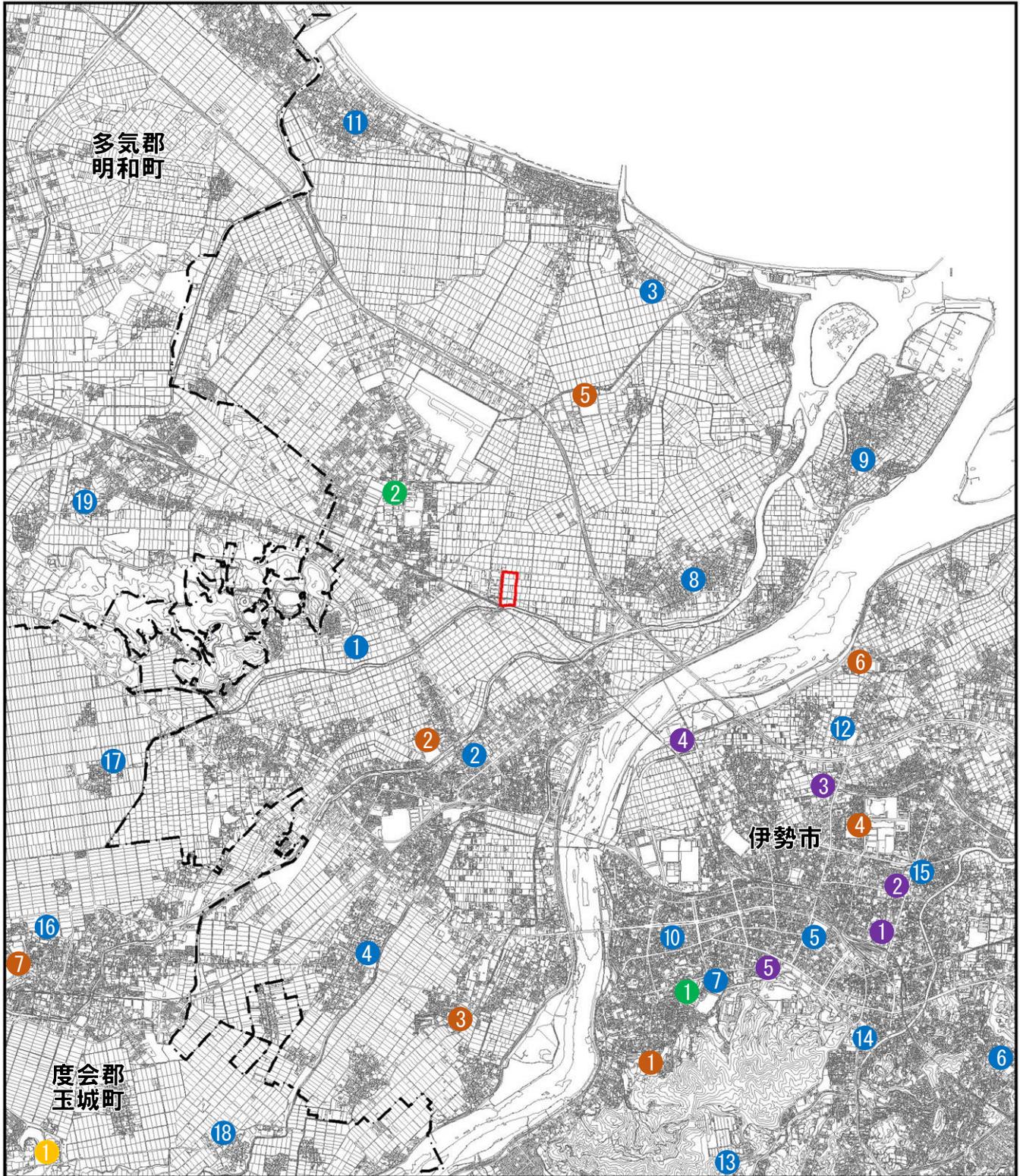
備考1. 表中の番号は、図 3-25 (3) 中の番号と対応する。

備考2. 病院は有床施設を対象とした。

出典：「三重県内の病院一覧」（三重県ホームページ）

「医療ネットみえ」（三重県ホームページ）

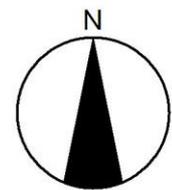
「伊勢市提供データ」（伊勢市健康課 令和2年4月受領）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 専門学校
- 特別支援学校

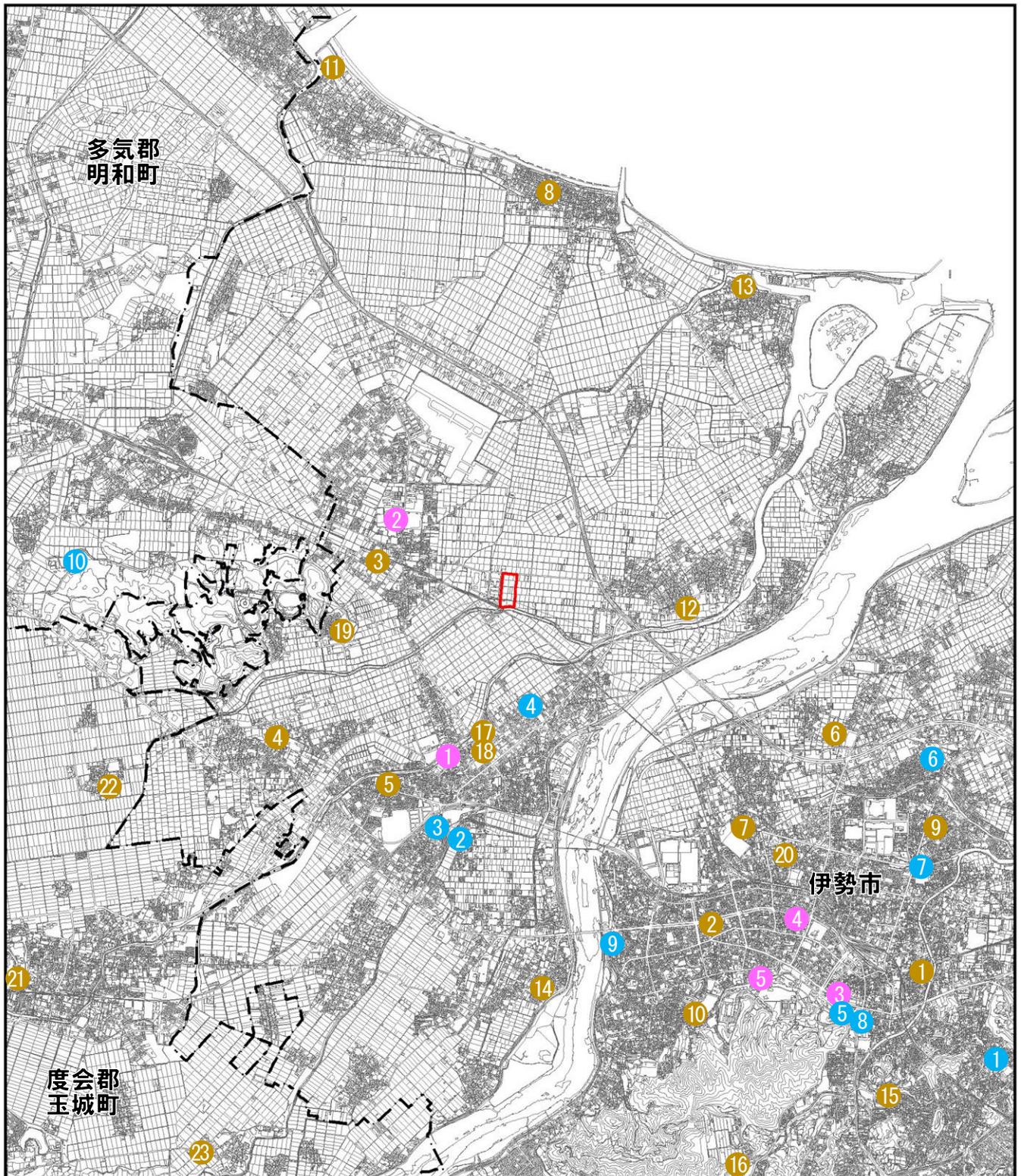
出典：「学校名簿 令和元年度版」(三重県教育委員会ホームページ)  
「県内の私立学校」(三重県ホームページ)  
「市立小学校一覧」(伊勢市ホームページ)  
「市立中学校一覧」(伊勢市ホームページ)  
「専修学校一覧」(三重県ホームページ)



1:50,000



図 3-25 (1) 配慮施設 (教育施設)



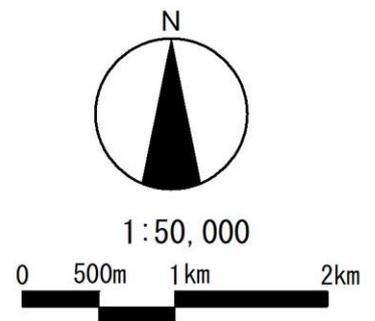
凡 例

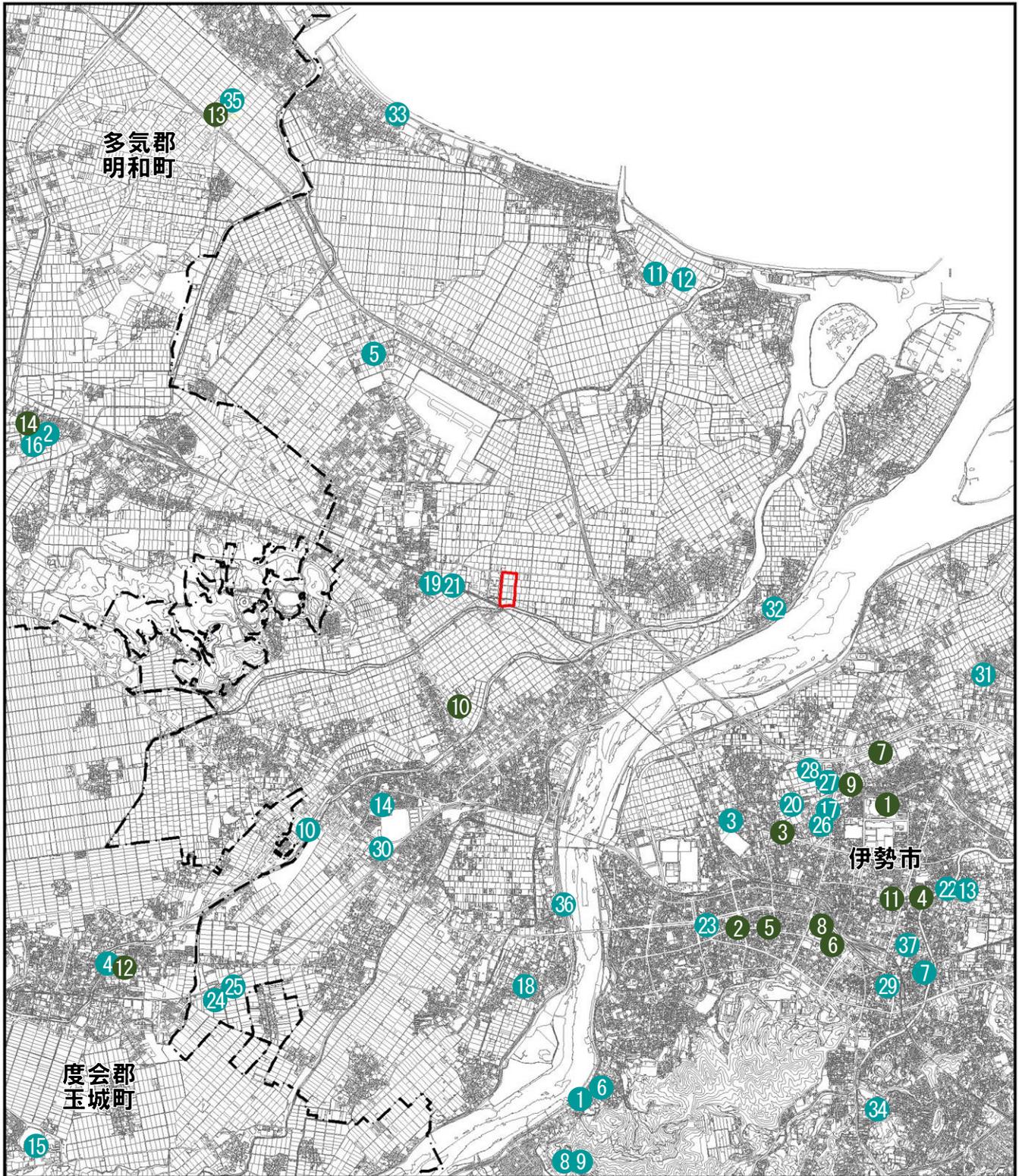
- 対象事業実施区域
- 幼稚園
- 保育園
- 市町境
- こども園

注) ⑳の「下外城田保育所」については、保育園及び認定こども園が併設する施設である。

出典：「県内にある私立幼稚園一覧」（三重県ホームページ）  
「幼稚園」（伊勢市ホームページ）  
「保育所・認定こども園」（伊勢市ホームページ）  
「保育所・認定こども園」（玉城町ホームページ）  
「令和2年度認定こども園への入園」（明和町ホームページ）

図 3-25 (2) 配慮施設（教育施設等）

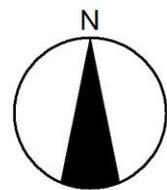




凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 福祉施設
- 病院

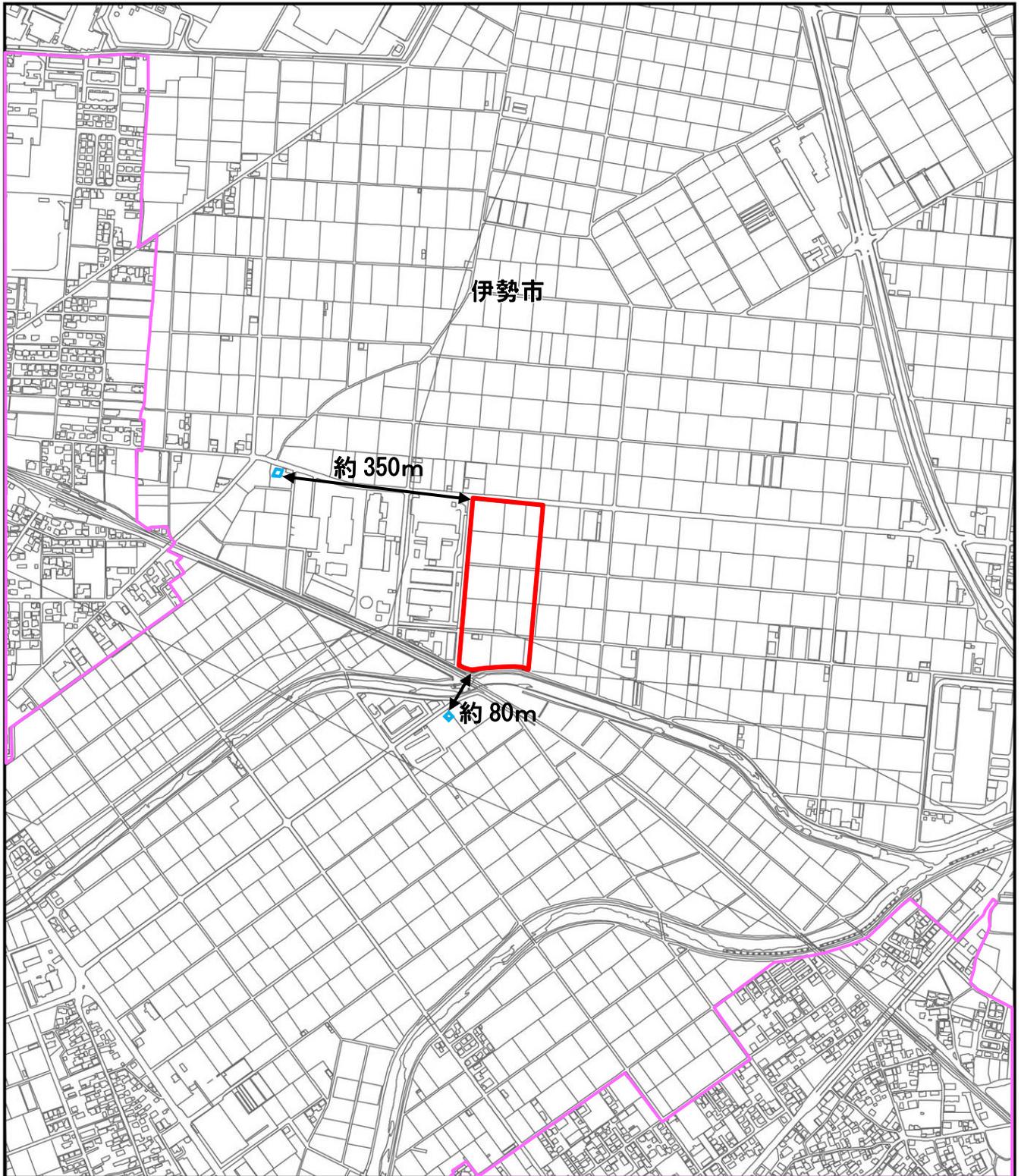
出典：「三重県社会福祉施設等名簿（平成 31 年 4 月 1 日現在）」（三重県ホームページ）  
 「三重県内の病院一覧」（三重県ホームページ）  
 「医療ネットみえ」（三重県ホームページ）  
 「伊勢市提供データ」（伊勢市介護保険課 令和 2 年 4 月受領）



1 : 50,000

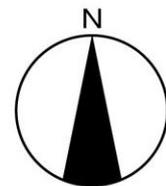


図 3-25 (3) 配慮施設（福祉施設・病院）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 最寄住居
- まとまった住宅地



1 : 10, 000



図 3-26 最寄住居及び住宅地の位置図

### 3-2-6 上下水道等の整備状況

#### 1. 上水道の普及状況

三重県及び構成市町における平成28年度末の上水道の普及状況は、表 3-52に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する伊勢市の行政区域内総人口は、128,288人であるのに対して、現在給水人口の総数は127,671人であり、普及率は99.5%である。

表 3-52 上水道の普及状況（平成 28 年度末）

区分	行政区域 内総人口 (人)	総数 (人)		上水道 (人)		簡易水道 (人)		専用水道 (人) 注1)		普及率 (%) 注2)
		計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給 水人口	現在給 水人口	計画給 水人口	現在給 水人口	
三重県	1,835,867	2,003,947	1,828,855	1,852,212	1,768,514	96,567	59,036	22,168	1,305	99.6
伊勢市	128,288	140,447	127,671	129,200	127,455	210	86	11,037	130	99.5
明和町	23,149	23,410	23,149	23,410	23,149	—	—	—	—	100.0
玉城町	15,674	18,800	15,637	16,400	15,637	—	—	2,400	—	99.8
度会町	8,430	9,517	8,419	—	—	9,517	8,419	—	—	99.9

注1) 専用水道には自己水源のみによるものを計上しており、それ以外の専用水道は総数からも除外している。

注2) 普及率は、総数（現在給水人口）÷行政区域内総人口による。

出典：「平成31年刊三重県統計書」（三重県ホームページ）

#### 2. 生活排水処理施設の整備の状況

三重県及び構成市町における平成29年度末の生活排水処理施設の整備状況は、表 3-53に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する伊勢市の生活排水処理施設の整備率は、74.3%である。

表 3-53 生活排水処理施設の整備状況（平成 29 年度末）

区分	行政区域 人口 (人)	集合処理施設					個別処理 施設	生活排水 処理施設 整備人口 合計 (人)	生活排水 処理施設 整備率 (%) 注1)
		下水道	農業集落 排水施設 等注2)	漁業集落 排水施設	コミュニ ティ・プラ ント	集合処理 施設合計			
三重県	1,827,210	978,573	94,037	6,277	3,298	1,082,185	459,549	1,541,734	84.4
伊勢市	127,064	66,429	—	—	—	66,429	28,022	94,451	74.3
明和町	23,166	3,676	4,060	—	—	7,736	9,200	16,936	73.1
玉城町	15,613	13,153	1,350	—	—	14,503	711	15,274	97.8
度会町	11,138	—	—	—	—	—	5,052	5,052	60.6

注1) 生活排水処理施設整備率とは、下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口（各家庭で住宅配管を行えば利用できる人口）を住民台帳で除して求めた率である。

注2) 農業集落排水施設等とは、農業集落排水施設、簡易排水施設の合計を表す。

出典：「平成 31 年刊三重県統計書」（三重県ホームページ）

### 3-2-7 廃棄物の処理の状況

#### 1. 一般廃棄物

三重県における平成25年度～平成29年度の一般廃棄物の発生量と処理状況の推移は、表3-54に示すとおりである。また、構成市町における平成30年度の一般廃棄物の搬入量は、表3-55に示すとおりであり、対象事業実施区域の位置する伊勢市のごみ搬入量の合計は、50,172tである。

表 3-54 一般廃棄物の発生量と処理状況の推移（平成 25 年度～平成 29 年度）

項目/年度	単位	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総人口	人	1,833,056	1,827,595	1,836,741	1,834,621	1,829,745
計画処理区域内人口	人	1,833,056	1,827,595	1,836,741	1,834,621	1,829,745
計画収集量	t/年	568,588	571,059	562,951	556,872	556,704
直接搬入量	t/年	65,356	56,798	61,187	61,784	56,297
集団回収量	t/年	25,424	23,044	20,618	17,737	16,771
災害廃棄物	t/年	63	—	22	—	1,449
ごみ総排出量	t/年	659,431	650,901	644,778	636,393	631,221
一人1日あたりごみ排出量	g/人・日	986	976	959	950	945
直接焼却量	t/年	412,954	421,237	424,243	439,336	435,551
直接資源化量	t/年	40,827	35,755	32,890	30,466	28,574
直接埋立量	t/年	27,242	19,429	17,756	6,443	7,572
堆肥化量	t/年	1,438	1,391	1,350	1,289	1,309
その他中間処理量	t/年	151,546	150,045	147,920	140,462	141,342
計	t/年	634,007	627,857	624,159	617,996	614,348
生活系ごみ	t/年	452,506	452,644	445,144	439,321	435,267
事業系ごみ	t/年	181,438	175,213	178,994	179,335	177,734
資源化率	%	30.4	29.7	28.5	27.4	27.3
再利用率	%	15.5	15.1	14.5	13.5	12.4

出典：「令和元（2019）年度版 環境白書」（令和元年11月 三重県）

表 3-55 一般廃棄物の搬入量（平成 30 年度）

区分	ごみ搬入量（t）				自家処理量（t）	家電4品目収集量（t）
	合計	生活系ごみ収集量	事業系ごみ収集量	直接搬入量		
伊勢市	50,172	32,138	17,377	657	0	3
明和町	7,201	4,937	1,288	976	182	0
玉城町	4,761	3,665	720	376	0	0
度会町	2,473	2,089	315	69	0	0

出典：「平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

## 2. し尿処理

伊勢広域環境組合における平成30年3月31日現在のし尿処理の状況は、表 3-56に示すとおりである。構成市町のうち、伊勢市、玉城町及び度会町の1市2町は伊勢広域環境組合クリーンセンターで、明和町は松阪地区広域衛生センターでし尿処理を行っている。

表 3-56 し尿処理の状況（平成30年3月31日現在）

名称	施設名称	処理方法											処理能力 (kl/日)	使用開始年度	年間処理量 (kl)		
		汚水処理						汚泥処理			資源化処理				し尿	浄化槽汚泥	
		好気	標準脱窒素	高負荷	膜分離	下水投入	その他	脱水	乾燥	焼却	メタン醗酵	堆肥化					その他
伊勢広域環境組合	クリーンセンター	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	270	1992	9,001	38,296
松阪地区広域衛生組合	松阪地区広域衛生センター	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	200	1994	10,455	54,386

出典：「令和元（2019）年度版 環境白書」（令和元年11月 三重県）

## 3. 産業廃棄物

伊勢市、玉城町及び度会町を含む伊勢志摩地域及び明和町を含む松阪・紀勢地域の産業廃棄物の状況は表 3-57に示すとおりである。対象事業実施区域の位置する伊勢市を含む伊勢志摩地域の産業廃棄物の発生量は491千t/年、排出量は399千t/年、搬出量は257千t/年である。

表 3-57 産業廃棄物の状況（平成25年度実績）

地域	発生量等（千t/年）			業種別発生量（%）				種類別発生量（%）				
	発生量	排出量	搬出量	製造業	建設業	電気・水道業	その他	汚泥	がれき類	ガラスくず	廃アルカリ	その他
伊勢志摩地域	491 (7.2)	399 (6.6)	257 (8.5)	16.4	64.7	17.7	1.2	28.4	55.3	5.4	-	10.9
松阪・紀勢地域	1,032 (15.2)	1,012 (16.8)	314 (10.5)	59.4	29.4	9.9	1.3	17.5	25.9	-	43.8	12.8

備考 ( ) は、三重県全体に対する割合 (%)。

出典：「三重県産業廃棄物実態調査報告書（平成25年度実績）」（平成27年3月 三重県）

### 3-2-8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

#### 1. 環境基準等

##### (1) 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」(平成5年11月 法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3-58に、有害大気汚染物質に係る環境基準は表 3-59に、微小粒子状物質に係る環境基準は表 3-60に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月 法律第105号)に基づく大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3-61に示すとおりである。

これらの大気汚染に係る環境基準は、全国一律に定められている基準である。

また、有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指標となる数値は表 3-62に示すとおりである。

表 3-58 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM) <small>注1)</small>	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 <small>注2)</small>	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox) <small>注3)</small>	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

注1) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

注2) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをならないよう努めるものとする。

注3) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典: 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

表 3-59 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

備考1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

備考2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典: 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

表 3-60 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質 <sup>注)</sup>	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

注) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）

表 3-61 ダイオキシン類（大気）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考1. 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

備考2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係わる環境基準について」

(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

表 3-62 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指標となる数値

物質名	指針値	指針値が示された答申
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第7次（平成15年7月）
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第7次（平成15年7月）
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第8次（平成18年11月）
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第8次（平成18年11月）
水銀及びその化合物	1年平均値が $40\text{ngHg}/\text{m}^3$ 以下であること。	第7次（平成15年7月）
ニッケル化合物	1年平均値が $25\text{ngNi}/\text{m}^3$ 以下であること。	第7次（平成15年7月）
ヒ素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下であること。	第9次（平成22年10月）
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第8次（平成18年11月）
マンガン及びその化合物	1年平均値が $140\text{ngMn}/\text{m}^3$ 以下であること。	第10次（平成26年5月）

出典：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申～第11時答申）」（中央環境審議会）

三重県では、二酸化硫黄及び二酸化窒素について独自の環境保全目標を定めている。環境保全目標は表 3-63に示すとおりである。

表 3-63 大気汚染に係る環境保全目標（三重県）

物質	環境保全目標
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	年平均値が0.017ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	年平均値が0.020ppm以下であること。

出典：「三重県の環境保全目標」（三重県ホームページ）

(2) 騒音に係る環境基準及び類型指定

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-64に示すとおりである。環境基準は類型指定された地域に対して、類型ごとの基準が適用される。

対象事業実施区域は用途地域の指定がないため、類型指定はされていない。

表 3-64 騒音に係る環境基準

地域の類型		基準値 <sup>注1)</sup>	
		昼間	夜間
一般地域	AA <sup>注2)</sup>	50デシベル以下	40デシベル以下
	A及びB <sup>注3)</sup> 注4)	55デシベル以下	45デシベル以下
	C <sup>注5)</sup>	60デシベル以下	50デシベル以下
道路に面する地域	A地域のうち2車線 <sup>注6)</sup> 以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路 <sup>注7)</sup> 注8) に近接する空間 <sup>注9)</sup>		70デシベル以下	65デシベル以下

- 注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 注3) A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- 注4) B：第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- 注5) C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- 注6) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 注7) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。
- 注8) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路とする。
- (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあたっては4車線以上の区域に限る。）
- (2) (1)の道路を除くほか、一般自動車であって都市計画法第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 注9) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じて道路端から距離によることとし、以下のとおりとする。
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- 出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示64号）  
「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月1日伊勢市告示第41号）

(3) 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定

「環境基本法」に基づく、人の健康の保護に関する環境基準は、表 3-65に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準については、全公共用水域に対し適用される。

表 3-65 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準 <sup>注1)</sup> (単位: mg/L)	測定方法
カドミウム	0.003以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと <sup>注2)</sup>	規格38.1.2 (規格38の備考11を除く。以下同じ。) 及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05以下	規格65.2 (規格65.2.7を除く。) に定める方法 (ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと <sup>注2)</sup>	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと <sup>注2)</sup>	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 <sup>注3)</sup>	10以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8以下	規格34.1 (規格34の備考1を除く。) 若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表7に掲げる方法
ほう素	1以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05以下	付表8に掲げる方法

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が、昭和46年環境庁告示第59号別表1に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

備考 平成30年5月に「産業標準化法」(昭和24年 法律第185号)が改正され、日本工業規格は日本産業規格となった。また、この法律の施行の際にすでに旧標準法(工業標準化法)により制定されている日本工業規格は、日本産業規格とみなす。

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

また、生活環境の保全に関する河川の環境基準（河川（湖沼を除く。））は、表 3-66(1)、(2)に示すとおりである。生活環境の保全に関する環境基準は、知事により類型指定がされた水域に対して適用されるものである。河川の利水目的などを勘案し、表 3-66(1) に示す利用目的の適応性の観点と、表 3-66(2) に示す水生生物の生育状況の適応性の観点から類型指定がなされる。

対象事業実施区域周辺では、外城田川の野依橋（相合川との合流点からやや下流）でC類型に指定されている。

表 3-66(1) 生活環境の保全に関する環境基準（ア）

類型	利用目的の適応性 <sup>注4)</sup>	基準値 <sup>注1)</sup>				
		水素イオン濃度 (pH) <sup>注2)</sup>	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO) <sup>注2)</sup>	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100 mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100 mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	-
	測定方法	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置 <sup>注3)</sup> によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置 <sup>注3)</sup> によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注3) 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。

注4) 「利用目的の適応性」の詳細は、以下に示すとおりである。

- 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3-66 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (イ)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 <sup>注)</sup>		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3-67に示すとおりである。

表 3-67 ダイオキシン類(水質)に係る環境基準

物質	基準値 <sup>注1) 注2)</sup>	測定方法
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

#### (4) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表 3-68に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3-69に示すとおりである。

表 3-68 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 <sup>注1)</sup>	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン <sup>注2)</sup>	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。

注 1) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注 2) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

備考 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年環境庁告示第46号付表に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

備考 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

備考 3. 「検液中に検出されないこと。」とは、測定結果が平成 3 年環境庁告示第46号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第46号）

表 3-69 ダイオキシン類（土壌）に係る環境基準

項目	基準値 <sup>注)</sup>
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/gであること。

注) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境省告示第68号）

(5) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水については、「環境基本法」に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-70に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」における地下水のダイオキシン類に係る環境基準は、表 3-71に示すとおりである。

表 3-70 地下水の水質汚濁に係る環境基準

単位：mg/L

項目	基準値 <sup>注1)</sup>	測定方法
カドミウム	0.003以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。 <sup>注2)</sup>	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
鉛	0.01以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。 <sup>注2)</sup>	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。 <sup>注2)</sup>	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン <sup>注4)</sup>	0.04以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 <sup>注3)</sup>	10以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1 c）（注 <sup>2)</sup> ）第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

表 3-71 ダイオキシン類（地下水）に係る環境基準

物質	基準値 <sup>注1)</sup> <sup>注2)</sup>	測定方法
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312に定める方法

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」

(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

(6) 大気汚染に係る規制基準及び指定地域

計画施設は、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日 法律第97号)及び「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」(平成13年3月27日三重県規則第39号)に定めるばい煙発生施設(廃棄物焼却炉)に該当する。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設(廃棄物焼却炉)に該当する。

① 硫黄酸化物

ア. 排出基準

「大気汚染防止法」では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設及びばい煙に係る指定施設から排出される硫黄酸化物の最大着地濃度が一定の値以下になるよう、排出口の有効高さに応じて許容される硫黄酸化物の量として定められている。排出基準は地域ごとに定められている定数(K値)を用い、次に示す算式により求められる。伊勢市では $K=17.5$ が適用される。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の量 ( $m^3_N/h$ )

K : 地域ごとに定められている定数 (伊勢市は $K=17.5$ )

$H_e$  : 補正された排出口の高さ (m)

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = 0.795 \sqrt{Q \cdot V / (1 + 2.58/V)}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = 1 / \sqrt{Q \cdot V \times (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1}$$

$H_e$  : 補正された排出口の高さ (m)

$H_o$  : 排出口の実高さ (m)

Q : 温度 15°Cにおける排出ガス量 (m<sup>3</sup>/秒)

T : 排出ガスの温度 (絶対温度)

V : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

Hm : 排出ガスの吹き出し運動による上昇高さ (m)

Ht : 排出ガスの温度浮力による上昇高さ (m)

## ② ばいじん

「大気汚染防止法」では、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設及びばい煙に係る指定施設の種類及び規模ごとに定められている。

なお、ばい煙発生施設において実測されたばいじん量は、排出ガス中の酸素濃度、標準的な酸素濃度により次の式で換算する。

$$C = (21 - O_n / 21 - O_s) \cdot C_s$$

C : 換算されたばいじんの量 (g/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

O<sub>n</sub> : 標準的な酸素濃度 (%)

O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

(排出ガス中の酸素濃度が 20%を超える場合は、O<sub>s</sub>=20 とする)

C<sub>s</sub> : JIS Z8808 に定める方法により実測されたばいじんの量 (g/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

また、廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表 3-72 に示すとおりであり、計画施設は、規模排出ガス量 4 万 m<sup>3</sup><sub>N</sub>/h 以上に該当する。

表 3-72 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準

ばい煙発生施設	規模排出ガス量 万 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )		O <sub>n</sub> %
		排出基準 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>		
		H10. 7. 1 までに 設置	H10. 7. 1 以後 設置	
廃棄物焼却炉	4 以上	0.08	0.04	12
	2 以上 4 未満	0.15	0.08	
	2 未満	0.25	0.15	

出典：「大気規制のあらまし」（平成30年3月 三重県）

なお、施設の規模に応じた上乘せ基準が定められているが、伊勢市では、上乘せ基準は適用されない。

③ 窒素酸化物

「大気汚染防止法」では、窒素酸化物の排出基準は、施設の種類及び規模ごとに定められている。排出ガスを希釈して排出基準に適合されることを防止するため、実測された窒素酸化物濃度は、排出ガス中の酸素濃度、標準的な酸素濃度より、次の式で換算することとなっている。

また、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表 3-73 に示すとおりであり、計画施設は③の平成 2 年 9 月 10 日～に該当する。

$$C = (21 - O_n / 21 - O_s) \cdot C_s$$

C : 換算された窒素酸化物の濃度 (ppm)

O<sub>n</sub> : 標準的な酸素濃度 (%)

O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

(排出ガス中の酸素濃度が 20% を超える場合は、O<sub>s</sub> = 20 とする)

C<sub>s</sub> : 実測された窒素酸化物の濃度 (ppm)

表 3-73 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

ばい煙発生施設	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 (最大定格 排ガス量) 万 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	標準的な 酸素濃度 O <sub>n</sub>	排出基準 (ppm)											
					設置年月日											
					～ 昭和 48年 8月 9日	昭和 48年 8月 10日 ～	昭和 50年 12月 10日 ～	昭和 52年 6月 18日 ～	昭和 52年 9月 10日 ～	昭和 54年 8月 10日 ～	昭和 58年 9月 10日 ～	昭和 59年 9月 10日 ～	昭和 60年 9月 10日 ～	昭和 62年 4月 1日 ～	平成 2年 9月 10日 ～	
廃棄物 焼却 炉	①	浮遊回転燃焼式 (連続炉)	4 以上	12	900				450							
			4 未満		900				450							
	②	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉) <sup>注)</sup>	4 以上	12	300				250							
			4 未満		900				700							
③	廃棄物焼却炉 (連 続炉で①、②以外)	4 以上	12	300				250								
		4 未満		300				250								
④	廃棄物焼却炉 (連 続炉以外)	4 以上	12					250								

注) 特殊廃棄物焼却とは「ニト化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

出典：「大気規制のあらまし」(平成30年 3月 三重県)

#### ④ 塩化水素

「大気汚染防止法」に基づく、廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準は表 3-74 に示すとおりである。

表 3-74 廃棄物焼却炉における有害物質（塩化水素）の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
廃棄物焼却炉	700 <sup>注)</sup>

注) 700mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>は濃度に換算すると430ppmに相当する。

出典：「大気規制のあらまし」（平成30年3月 三重県）

#### ⑤ 水銀

「大気汚染防止法」に基づく、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準は、表 3-75 に示すとおりであり、計画施設は廃棄物焼却炉（一般廃棄物・産業廃棄物・下水汚泥焼却炉）に該当する。

表 3-75 廃棄物焼却炉における水銀の排出基準

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の水銀排出 施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当 するもの)	排出基準 (μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	
			新規施設	既存施設 注1) 注2)
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物・産業廃棄物・ 下水汚泥焼却炉)	・火格子面積2m <sup>2</sup> 以上 ・焼却能力200kg/時以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃 棄物又は水銀含有再生資 源を取り扱う施設(加熱 工程を含む施設に限る) (施設規模による裾切り はなし)	50	100

注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。また、排出基準に適合させるための大幅な改修を行う場合には、改正法施行後最大2年間(改修にかかる期間に限る)の猶予がある。その場合、改修後に新規施設の排出基準が適用される。

注2) 「既存施設」は、施行日(平成30年4月1日)において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む)。

出典：「大気規制のあらまし」（平成30年3月 三重県）

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は表 3-76 に示すとおりであり、計画施設は焼却能力 4 t/h 以上に該当する。

表 3-76 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の排出基準

特定施設（大気基準適用施設）		排出基準（ng-TEQ/m <sup>3</sup> ）	
		新規施設 <sup>注）</sup>	既存施設
廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が 50kg/h 以上のもの <sup>注）</sup>	焼却能力		
	4 t/h 以上	0.1	1
	2 t/h 以上 4 t/h 未満	1	5
	2 t/h 未満	5	10

注）新設の排出基準を適用する施設：平成12年 1 月16日以降に設置工事がなされた特定施設  
出典：「大気規制のあらまし」（平成30年 3 月 三重県）

（7）騒音に係る規制基準及び指定地域

① 特定工場等に係る騒音規制基準

「騒音規制法」（昭和43年 6 月 法律第98号）及び「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成24年 4 月 1 日伊勢市告示第42号）並びに「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成13年 3 月27日三重県条例第 7 号）に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準は、表 3-77に示すとおりである。対象事業実施区域はその他の地域に該当し、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく第 5 種区域の基準が適用される。

表 3-77 特定工場等に係る騒音規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼 間 午前 8 時から 午後 7 時まで	朝・夕 午前 6 時から午前 8 時まで及び 午後 7 時から午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
第 5 種区域 <sup>注）</sup>	その他の地域 （工業専用地域を除く。）	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

注）第 5 種区域については、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき指定されている。

備考 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 法律第 98 号）

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日伊勢市告示第 42 号）

「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）

## ② 建設作業騒音に係る規制基準

「騒音規制法」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域」(平成24年4月1日伊勢市告示第44号)並びに「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する規制基準は、表3-78に示すとおりである。

対象事業実施区域はその他の地域に該当し、1号区域の基準が適用される。

表 3-78 特定建設作業に係る騒音の基準

規制項目	区域区分 <sup>注1)</sup>	基準等	適用除外 <sup>注3)</sup>
基準値 <sup>注2)</sup>	—	85 デシベル	—
作業禁止時間	1号区域	午後7時～翌日の午前7時	①②③④
	2号区域	午後10時～翌日の午前6時	
最大作業時間	1号区域	10時間/日	①②
	2号区域	14時間/日	
最大作業日数	—	連続6日	①②
作業禁止日	—	日曜日その他の休日	①②③④⑤

注1) 区域区分

1号区域： 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、その他の地域(2号区域を除く)

2号区域： 工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く区域

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注3) 適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
- ④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
- ⑤変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

備考 勧告・命令

基準値を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業については、騒音又は振動の防止の方法の改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間(1号区域の場合、10時間未満4時間以上)において短縮させることができる。

出典：「騒音規制法」(昭和43年6月 法律第98号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域」(平成24年4月1日伊勢市告示第44号)

「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成13年3月27日三重県条例第7号)

## ③ 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法」及び「騒音規制法第7条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による市長が定める区域」(平成24年4月1日伊勢市告示第45号)に基づく自動車騒音に係る要請限度は、表3-79に示すとおりである。

表 3-79 自動車騒音に係る要請限度

区域区分		時間の区分	
		昼間	夜間
a 区域及び b 区域	1 車線を有する道路	65 デシベル	55 デシベル
a 区域	2 車線以上の車線を有する道路	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	2 車線以上の車線を有する道路	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	車線を有する道路	75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域		75 デシベル	70 デシベル

備考 1. 「昼間」、「夜間」及び「幹線交通を担う道路」とは、それぞれ騒音に係る環境基準と同じ。

備考 2. 「a 区域」、「b 区域」、「c 区域」及び「幹線交通を担う道路に近接する区間」とは、それぞれ騒音に係る環境基準の該当地域の「A」、「B」、「C」及び「幹線交通を担う道路に近接する区域」と同じ。

出典：「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 法律第 98 号）

「騒音規制法第 7 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による市長が定める区域」（平成 24 年 4 月 1 日伊勢市告示第 45 号）

(8) 振動に係る規制基準及び指定地域

① 特定工場等に係る振動規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 法律第 64 号）及び「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日伊勢市告示第 47 号）並びに「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準は、表 3-80 に示すとおりである。

対象事業実施区域はその他の地域に該当し、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき第 2 種区域の基準が適用される。

表 3-80 特定工場等に係る振動規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日午前 8 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 その他の地域（工業専用地域を除く。） <sup>注</sup>	65 デシベル	60 デシベル

注）その他の地域については、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき指定されている。

備考 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 法律第 64 号）

「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日伊勢市告示第 47 号）

「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）

## ② 建設作業振動に係る規制基準

「振動規制法」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域」並びに「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する規制基準は、表 3-81 に示すとおりである。

対象事業実施区域はその他の地域に該当し、1号区域の基準が適用される。

表 3-81 特定建設作業に係る振動の基準

規制項目	区域区分 <sup>注1)</sup>	基準等	適用除外 <sup>注3)</sup>
基準値 <sup>注2)</sup>	—	75 デシベル	—
作業禁止時間	1号区域	午後7時～翌日の午前7時	①②③④
	2号区域	午後10時～翌日の午前6時	
最大作業時間	1号区域	10時間/日	①②
	2号区域	14時間/日	
最大作業日数	—	連続6日	①②
作業禁止日	—	日曜日その他の休日	①②③④⑤

注1) 区域区分

1号区域： 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、その他の地域（2号区域を除く）

2号区域： 工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く区域

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注3) 適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
- ④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
- ⑤変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

備考 勧告・命令

基準値を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業については、騒音又は振動の防止の方法の改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間（1号区域の場合、10時間未満4時間以上）において短縮させることができる。

出典：「振動規制法」（昭和51年6月 法律第64号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域」（平成24年4月1日伊勢市告示第44号）

「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成13年3月27日三重県条例第7号）

③ 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」及び「振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間の区分」  
 (平成 24 年 4 月 1 日伊勢市告示第 48 号) に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表  
 3-82 に示すとおりである。

表 3-82 道路交通振動に係る要請限度

区域区分		時間の区分	
		昼間 8 時～19 時	夜間 19 時～8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

備考 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 法律第 64 号）  
 「振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間の区分」（平成 24 年 4 月 1 日伊勢市告示第 48 号）

(9) 悪臭に係る規制基準及び指定地域

ア. 事業場の敷地境界線の地表における規制基準（特定悪臭物質1号規制）

「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）及び「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」（平成24年4月1日伊勢市告示第49号）に基づく、事業場の敷地境界線の地表における悪臭の規制基準は、表3-83に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は都市計画区域内であり、規制基準が適用される。

表 3-83 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質名	1号規制規制基準 (ppm)
アンモニア	大気中における含有率は100万分の1
メチルメルカプタン	大気中における含有率は100万分の0.002
硫化水素	大気中における含有率は100万分の0.02
硫化メチル	大気中における含有率は100万分の0.01
二硫化メチル	大気中における含有率は100万分の0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率は100万分の0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率は100万分の0.05
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率は100万分の0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率は100万分の0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率は100万分の0.02
ノルマルバレールアルデヒド	大気中における含有率は100万分の0.009
イソバレールアルデヒド	大気中における含有率は100万分の0.003
イソブタノール	大気中における含有率は100万分の0.9
酢酸エチル	大気中における含有率は100万分の3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率は100万分の1
トルエン	大気中における含有率は100万分の10
スチレン	大気中における含有率は100万分の0.4
キシレン	大気中における含有率は100万分の1
プロピオン酸	大気中における含有率は100万分の0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率は100万分の0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率は100万分の0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率は100万分の0.001

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」（平成24年4月1日伊勢市告示第49号）

イ. 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準（特定悪臭物質 2 号規制）

「悪臭防止法」及び「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」に基づく、事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準は、次の換算式によって得られた排出口における排出量である。

なお、規制対象物質はアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの 13 物質である。

なお、対象事業実施区域は都市計画区域内であり、規制基準が適用される。

$$Q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

Q：流量（単位温度 0 度、圧力 1 気圧の状態に換算した  $m^3/h$ ）

$H_e$ ：補正された排出口の高さ、有効煙突口（m）ただし、5 m 未満の場合は適用しない。

$C_m$ ：敷地境界線の地表における規制基準値（1 号規制基準値）

ウ. 事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準（特定悪臭物質第 3 号規制）

「悪臭防止法」及び「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」に基づく、事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準は、表 3-84 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は都市計画区域内であり、規制基準が適用される。

表 3-84 事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準

特定悪臭物質名	排水の量 Q ( $m^3/s$ ) 注)	3 号規制規制基準 (ppm)
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03
	0.001 以上 0.1 以下	0.007
	0.1 以上	0.001
硫化水素	0.001 以下	0.1
	0.001 以上 0.1 以下	0.02
	0.1 以上	0.005
硫化メチル	0.001 以下	0.3
	0.001 以上 0.1 以下	0.07
	0.1 以上	0.01
二硫化メチル	0.001 以下	0.6
	0.001 以上 0.1 以下	0.1
	0.1 以上	0.03

注) 排水の量 Q の算出方法は 2 号規制基準と同様である。

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 法律第 91 号）

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日伊勢市告示第 49 号）

(10) 水質汚濁に係る規制基準及び指定地域

① 有害物質に係る排水基準

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月 法律第138号)に基づく一律排水基準は、表3-85(1)、(2)に示すとおりである。また、排出水の汚染状態に係る排水基準は表3-86(1)、(2)に、地下浸透基準は表3-87に示すとおりである。

排出水の汚染状態に係る排水基準については、三重県において事業種及び排水量に応じて上乘せ基準を定めるものであり、対象事業実施区域は、第二種水域に該当する。

計画施設からの排水のうち生活系排水については現在検討中であり、公共用水域に放流する場合には、これらの基準が適用される。なお、排出水の汚染状態に係る排水基準については、50m<sup>3</sup>/日以上排水がある場合のみ適用となる。

表 3-85(1) 排水基準 (有害物質)

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。 <sup>注)</sup>
PCB	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/L 海域15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注)「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典:「水質規制のあらまし」(平成27年12月 三重県)

表 3-85(2) 排水基準（その他の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度		海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量		160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量		160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質量		200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキササン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量		120mg/L（日間平均60mg/L）
磷含有量		16mg/L（日間平均8mg/L）

備考1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

備考2. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

備考3. 窒素含有量、磷含有量についての排水基準は、窒素又は磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用される。

備考4. 計画施設からの排水のうち生活系排水については現在検討中であり、公共用水域に放流する場合には、これらの基準が適用される。なお、排水水の汚染状態に係る排水基準については、50m<sup>3</sup>/日以上の排水がある場合のみ適用となる。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月 総理府令第35号）

表 3-86(1) 排出水の汚染状態に係る排水基準

適用区域	項目	新設の特定事業場		新設の特定事業場以外の特定事業場	
		業種	許容限度	業種	許容限度
第一種水域	pH(水素イオン濃度) 但し、海域に排出されるもの	全業種	海域に排出されるもの 5.8 以上 6.8 以下	—	—
	BOD (生物化学的酸素要求量) (mg/L)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均 100)	1. 毛紡績業(洗毛を行うものに限る。)	120 (日間平均 90)
		2. 全業種 (一の業種を除く)	25 (日間平均 20)	2. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均 100)
				3. 全業種 (一及び二の業種を除く)	65 (日間平均 50)
	COD (化学的酸素要求量) (mg/L)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均 100)	—	—
		2. 全業種 (一の業種を除く)	25 (日間平均 20)	—	—
	SS (浮遊物質) (mg/L)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均 100)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均 100)
		2. 全業種 (一の業種を除く。)	90 (日間平均 70)	2. 全業種 (一の業種、砕石業及び砂利採取業を除く)	90 (日間平均 70)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	全業種	日間平均 1	全業種 (毛紡績業(洗毛を行うものに限る)を除く)	日間平均 1	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/L)	全業種	日間平均 10	—	—	
フェノール類含有量 (mg/L)	全業種	—	全業種	—	
銅含有量 (mg/L)	全業種	—	全業種	—	

注) 第一種水域とは、次に掲げる河川(その支派川を含む。)及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

木曾川、員弁川、明朝側、三滝川、内部川、鈴鹿川本川、鈴鹿川派川、安濃川、雲出川、阪内川、櫛田川、祓川、笹笛川、大堀川、宮川、加茂川、迫子川、桧山路川、南張川、五ヶ所川、小方川、古和川、奥川、大谷川、木曾川、名張川、赤羽川、銚子川、矢ノ川、古川、逢川、湊川、西郷川、井戸川、尾呂志川、熊野川、神内川

備考 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

備考 2. この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50m<sup>3</sup>以上である新設の特定事業場に係る排水水について適用する。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量)についての排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 400m<sup>3</sup>以上である新設の特定事業場に係る排水水について適用する。

備考 3. この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

出典: 「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 46 年 12 月 三重県条例第 60 号)

表 3-86(2) 排水水の汚染状態に係る排水基準

適用区域	項目	新設の特定事業場		新設の特定事業場以外の特定事業場	
		業種	許容限度	業種	許容限度
第一種水域	pH(水素イオン濃度) 但し、 海域に排出されるもの	全業種	海域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下	全業種	海域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下
	BOD (生物化学的酸素要求量) (mg/L)	1. コーンスターチ製造業及び植物油 脂製造業	75 (日間平均 55)	1. コーンスターチ製造業及び植物油 脂製造業	75 (日間平均 55)
		2. 全業種 (一の業種、 パルプ又は紙加工業及び石油精製業を 除く)	130 (日間平均 100)	2. 全業種 (一の業種、 パルプ又は紙加工業、石油精製業及び 蒸りゆう酒又は混成酒製造業を除く)	130 (日間平均 100)
	COD (化学的酸素要求量) (mg/L)	1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業 及び植物油脂製造業	75 (日間平均 55)	1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業 及び植物油脂製造業	75 (日間平均 55)
		2. 全業種 (一の業種、 パルプ又は紙加工業及び石油精製業を 除く)	130 (日間平均 100)	2. 全業種 (一の業種、 パルプ又は紙加工業、石油精製業及び 蒸りゆう酒又は混成酒製造業を除く)	130 (日間平均 100)
	SS (浮遊物質) (mg/L)	1. コーンスターチ製造業、石油化学工業 (石油精製業 及び熱硬化性樹脂製造業を除く。)、 グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油 脂製造業	140 (日間平均 110)	1. コーンスターチ製造業、石油化学工業 (石油精製業 及び熱硬化性樹脂製造業を除く。) グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油 脂製造業	140 (日間平均 110)
		2. 熱硬化性樹脂製造業	110 (日間平均 90)	2. 熱硬化性樹脂製造業	110 (日間平均 90)
		3. 化学工業 (石油化学工業を除く)	180 (日間平均 140)	3. 化学工業 (石油化学工業を除く)	180 (日間平均 140)
		4. 全業種 (一、二及び三の業種、 毛紡績業 (洗毛を行うものに限る)、 石油精製業並びにパルプ又は紙加工業 を除く)	130 (日間平均 100)	4. 全業種 (一、二及び三の業種、 毛紡績業 (洗毛を行うものに限る)、 石油精製業、パルプ又は紙加工業、 蒸りゆう酒又は混成酒製造業、 砕石業並びに砂利採取業を除く)	130 (日間平均 100)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	石油化学工業	日間平均 1	石油化学工業 (潤滑油製造業を除く)	日間平均 1
フェノール類含有量 (mg/L)	全業種	—	全業種	—	
銅含有量 (mg/L)	全業種	—	全業種	—	

注) 第二種水域とは、第一種水域に属しない公共用水域(天白川水域を除く。)をいう。

備考 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

備考 2. この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である新設の特定事業場に係る排水水について適用する。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量)についての排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 400m<sup>3</sup> 以上である新設の特定事業場に係る排水水について適用する。

備考 3. この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

備考 4. 計画施設からの排水のうち生活系排水については現在検討中であり、公共用水域に放流する場合には、これらの基準が適用される。なお、排水水の汚染状態に係る排水基準については、50m<sup>3</sup>/日以上以上の排水がある場合のみ適用となる。

出典: 「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 46 年 12 月 三重県条例第 60 号)

表 3-87 地下浸透基準（有害物質）

項目	最大（許容限度）	検出限界
カドミウム及びその化合物	検出されないこと	0.001mg/L
シアン化合物	検出されないこと	0.1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る）	検出されないこと	0.1mg/L
鉛及びその化合物	検出されないこと	0.005mg/L
六価クロム化合物	検出されないこと	0.04mg/L
砒素及びその化合物	検出されないこと	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検出されないこと	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	検出されないこと	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	検出されないこと	0.0005mg/L
ジクロロメタン	検出されないこと	0.002mg/L
四塩化炭素	検出されないこと	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	検出されないこと	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	検出されないこと	0.002mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	検出されないこと	0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	検出されないこと	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	検出されないこと	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	検出されないこと	0.0002mg/L
チウラム	検出されないこと	0.0006mg/L
シマジン	検出されないこと	0.0003mg/L
チオベンカルブ	検出されないこと	0.002mg/L
ベンゼン	検出されないこと	0.001mg/L
セレン及びその化合物	検出されないこと	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	検出されないこと	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	検出されないこと	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 <sup>注)</sup>	検出されないこと	アンモニア性窒素0.7mg/L 亜硝酸性窒素0.2mg/L 硝酸性窒素0.2mg/L
塩化ビニルモノマー	検出されないこと	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	検出されないこと	0.5mg/L

注) (検出限界) アンモニアまたはアンモニウム化合物にあつては、アンモニア性窒素 0.7mg/L、亜硝酸化合物にあつては、亜硝酸性窒素0.2mg/L、硝酸化合物にあつては、硝酸性窒素0.2mg/L

備考 「検出されないこと」とは、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める方法により、特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検査した場合において、その結果が当該検定方法の検出限界を下回ることをいう。

出典：「水質規制のあらまし」（平成27年12月 三重県）

## ② 水質総量規制

伊勢湾では「水質汚濁防止法」第4条の2第1項の規定により、排水量が50m<sup>3</sup>/日以上  
上の特定事業所に対して以下の化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る総量規制基準が  
適用される。

総理府令における総量規制基準の算式

$$L=C \times Q \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C：都道府県知事が業種ごとに定める一定の値 (mg/L)

Q：特定排出水の量 (m<sup>3</sup>/日)

化学的酸素要求量の総量規制基準

$$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \cdot 10^{-3}$$

L<sub>c</sub>=排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1 日につきキログラム)

C<sub>c</sub>=30 (化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム))

Q<sub>c</sub>=特定排出水の量 (単位 1 日につき立方メートル)

C<sub>c<sub>j</sub></sub>=30 (化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム))

C<sub>c<sub>i</sub></sub>=30 (化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム))

C<sub>c<sub>o</sub></sub>=C<sub>c</sub> と同じ値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)

Q<sub>c<sub>j</sub></sub>=平成 3 年 7 月 1 日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する  
特定排出水の量 (単位 1 日につき立方メートル)

Q<sub>c<sub>i</sub></sub>=昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までの間に特定施設の設置又は  
構造等の変更により増加する特定排出水の量  
(単位 1 日につき立方メートル)

Q<sub>c<sub>o</sub></sub>=特定排出水の量 (Q<sub>c<sub>j</sub></sub>、Q<sub>c<sub>i</sub></sub> を除く) (単位 1 日につき立方メートル)

窒素含有量の総量規制基準

$$L_n = (C_{n_i} \cdot Q_{n_i} + C_{n_o} \cdot Q_{n_o}) \cdot 10^{-3}$$

L<sub>n</sub>=排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1 日につきキログラム)

C<sub>n</sub>=20 (窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム))

Q<sub>n</sub>=特定排出水の量 (単位 1 日につき立方メートル)

C<sub>n<sub>i</sub></sub>=10 (窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム))

C<sub>n<sub>o</sub></sub>=20 (窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム))

Q<sub>n<sub>o</sub></sub>=特定排出水の量 (Q<sub>n<sub>i</sub></sub> を除く) (単位 1 日につき立方メートル)

Q<sub>n<sub>i</sub></sub>=平成 14 年 10 月 1 日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する  
特定排出水の量 (単位 1 日につき立方メートル)

りん含有量の総量規制基準

$$L_p = (C_{p_i} \cdot Q_{p_i} + C_{p_o} \cdot Q_{p_o}) \cdot 10^{-3}$$

L<sub>p</sub>=排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1 日につきキログラム)

C<sub>p</sub>=1.5 (りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム))

Q<sub>p</sub>=特定排出水の量 (単位 1 日につき立方メートル)

C<sub>p<sub>i</sub></sub>=1 (りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム))

C<sub>p<sub>o</sub></sub>=C<sub>p</sub> と同じ値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)

Q<sub>p<sub>i</sub></sub>=平成 14 年 10 月 1 日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する  
特定排出水の量 (単位 1 日につき立方メートル)

Q<sub>p<sub>o</sub></sub>=特定排出水の量 (Q<sub>p<sub>i</sub></sub> を除く) (単位 1 日につき立方メートル)

出典：「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(平成29年 三重県告示第444号)

「窒素含有量に係る総量規制基準」(平成29年 三重県告示第445号)

「りん含有量に係る総量規制基準」(平成29年 三重県告示第446号)

③ 排出水に係るダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出水の排出基準は、表 3-88 に示すとおりである。

表 3-88 ダイオキシン類の排出基準（排水）

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年 総理府令第67号）

(11) 土壤汚染対策法に基づく指定の基準

「土壤汚染対策法」(平成14年4月 法律第53号)においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模(3,000m<sup>2</sup>)以上の形質の変更が行われる土地、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、表3-89に示す特定有害物質による汚染の可能性のある場合に、土壤汚染状況調査、区域の指定及び健康被害防止のための措置を行うことが定められている。

表 3-89 「土壤汚染対策法」で定める特定有害物質

特定有害物質の種類	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	—	0.002 以下
シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと
チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
水銀及びその化合物	0.0005 以下 かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	0.0005 以下
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
鉛及びその化合物	0.01 以下	—	0.01 以下
砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	1 以下
ベンゼン	0.01 以下	4,000 以下	0.01 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	—	1 以下
ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P N)	検出されないこと	—	検出されないこと

出典:「土壤汚染対策法施行令」(平成14年 政令第336号)  
「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年 環境省令第29号)

## 2. 自然環境保全に係る指定・規制地域

自然環境の保全等に係る主な指定及び規制地域の状況は、次のとおりである。

### (1) 自然公園

対象事業実施区域及びその周辺の自然公園の指定状況は、図 3-27に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、対象事業実施区域の北西側から南東側にかけて近畿自然歩道が整備されている。また、対象事業実施区域南東側には伊勢志摩国立公園が指定されている。

### (2) 鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周辺の鳥獣保護区等は、図 3-28に示すとおりである。

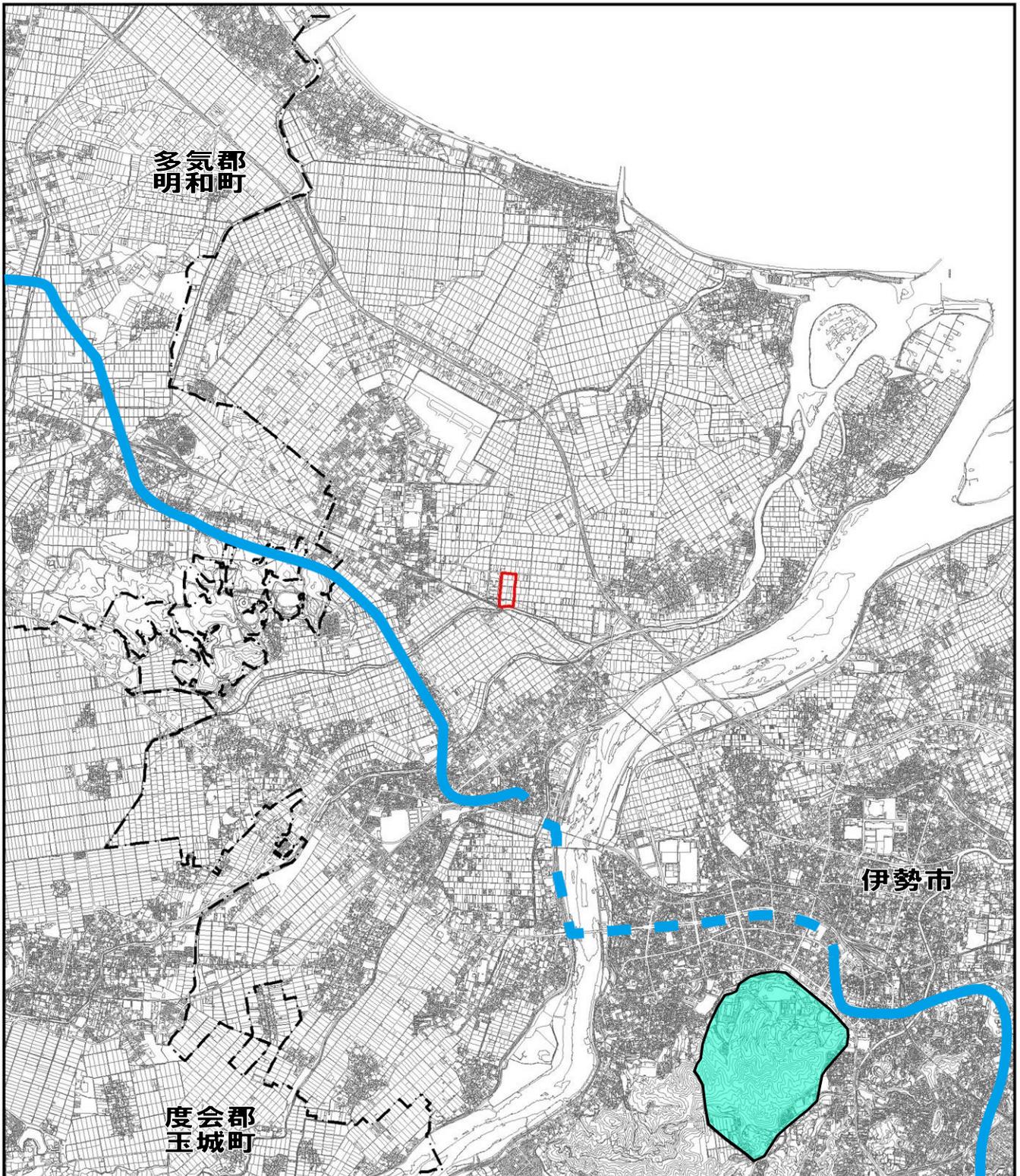
対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）に指定されている。また、対象事業実施区周辺では、伊勢志摩国立公園が鳥獣保護区特別保護地に指定されている。

### (3) 保安林等

対象事業実施区域及びその周辺の保安林等の指定状況等は、図 3-29に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、伊勢市辻久留町、二俣町、浦口町及び明和町の一部で保安林に、伊勢市小俣町の一部で土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺では、砂防指定地域及び地滑り防止区域は指定されていない。



凡 例

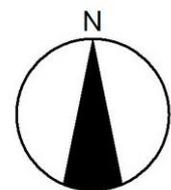
 対象事業実施区域

 市町境

 近畿自然歩道

 国立公園 (伊勢志摩国立公園)

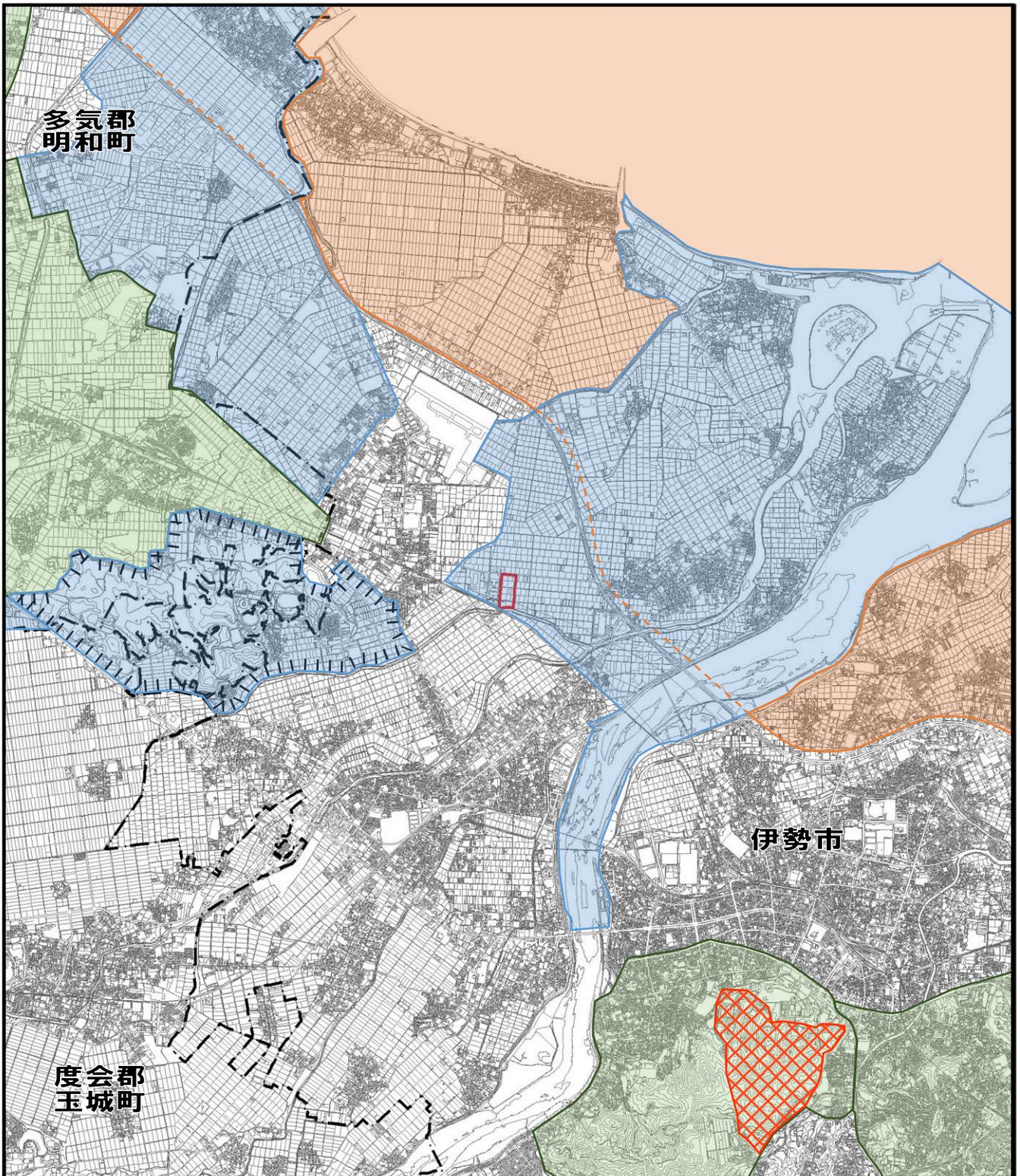
出典：「三重県自然公園図 平成 27 年 12 月」(三重県ホームページ)



1:50,000

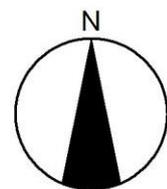


図 3-27 自然公園の指定状況



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- オリエンテーリングパーマネントコース
- 鳥獣保護区特別保護地
- 指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止）
- 特定猟具使用禁止区域（銃）
- 鳥獣保護区

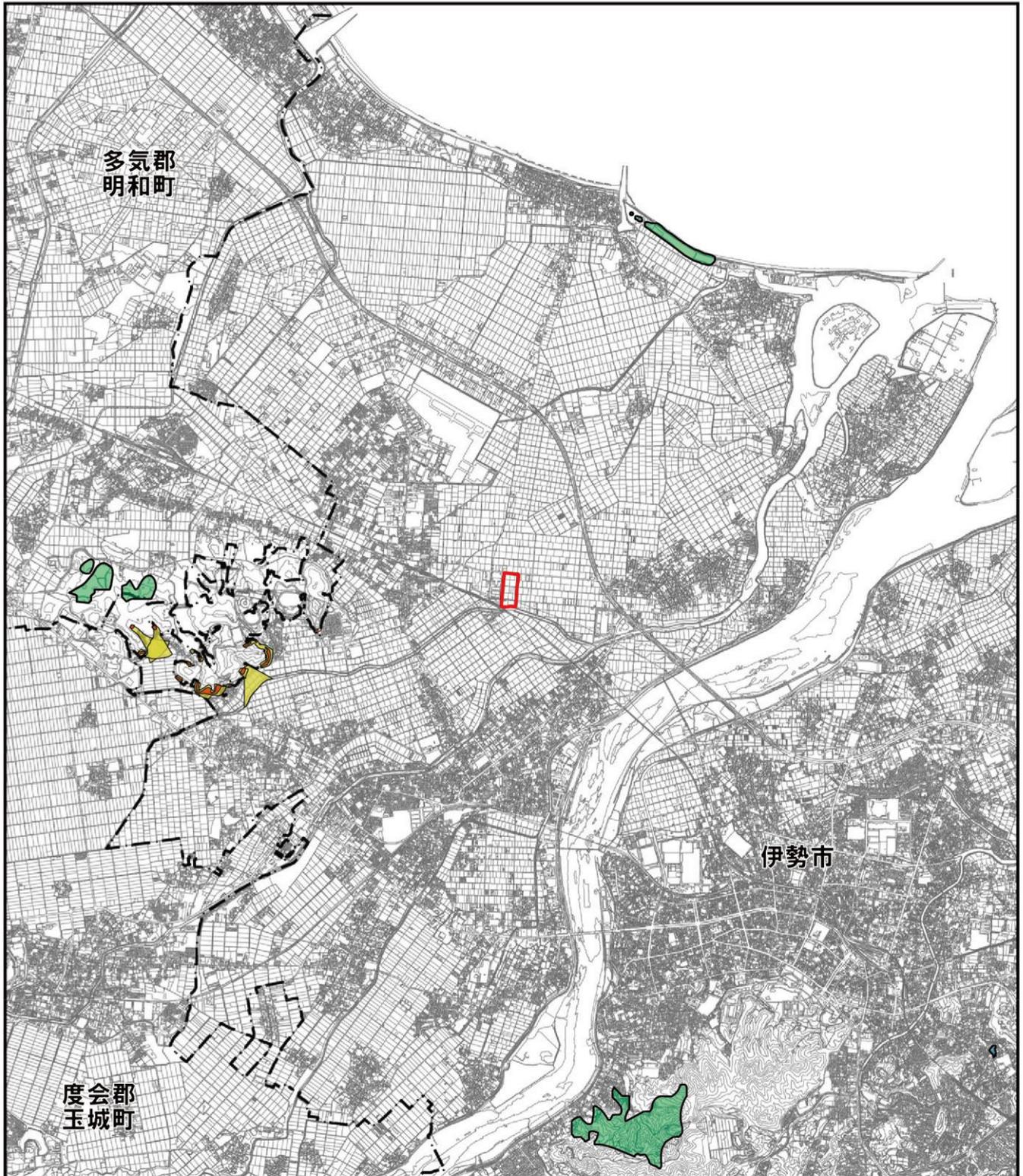


1:50,000



出典：「令和元年度 三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

図 3-28 鳥獣保護区等位置図



凡 例

- 対象事業実施区域
- 保安林
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 市町境

出典：「三重県土砂災害提供システム」(三重県ホームページ)  
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省ホームページ)



1:50,000



図 3-29 保安林等の指定状況

### 3. 関係法令に基づく地域指定等の状況

対象事業実施区域における関係法令に基づく地域指定等の状況は、表 3-90に示すとおりである。

表 3-90 その他の関係法令に基づく指定状況

区分	関係法令等	地域地区の名称など	指定等の有無
土地利用関連	都市計画法	都市計画区域	○
		市街化区域	×
		用途地域	×
		風致地区	×
	都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区	×
	土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区	×
	工場立地法	製造業、電気・ガス・熱供給に供される特定工場	△ 売電を行う場合該当
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）	揚水設備により地下水を採取する場合	△ 揚水設備の設置による
	海岸法	海岸保全区域	×
	港湾法	臨港地区	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○
		農用地区域	○
	都市緑地法	緑地保全地域	×
河川法	河川区域	○	
	河川保全区域	×	
自然環境保全関連	自然公園法	国立公園	×
		国定公園	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×
	三重県自然環境保全条例	自然環境保全地域及び緑地環境保全地域	×
	三重県立自然公園条例	県立自然公園	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	×
		特別保護区	×
		特定猟具使用禁止区域（銃）	○
森林法	保安林	×	
	森林計画に係る民有林	×	
防災関連	砂防法	砂防指定地	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	×
		土砂災害特別警戒区域	×
その他	文化財保護法	史跡	×
		名勝	×
		天然記念物	×
		埋蔵文化財包蔵地	×
	景観法	三重県景観計画区域	×
		伊勢市景観計画区域	○

### 3-2-9 その他の事項

#### 1. 三重県

##### (1) 三重県環境基本条例（平成7年3月15日）

三重県環境基本条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進している。

##### (2) 三重県環境基本計画（令和2年3月）

三重県環境基本計画は、三重県環境基本条例に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、環境保全に関する目標、施策の方向および配慮の指針、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めている。

新たな計画ではSDGsの考え方をふまえ、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会「スマート（SMART）社会みえ」の実現をめざすこととしている。

SDGsの目標年が2030年であること、パリ協定に基づく国の温室効果ガス排出削減に係る中期目標年度が2030年度であることなどをふまえ、2030（令和12）年度を計画の目標年度としている。

##### (3) 三重県廃棄物処理計画（平成28年3月）

三重県廃棄物処理計画は、「廃棄物処理法」第5条の5の規定により、国の基本方針や社会情勢をふまえ、県内の廃棄物や課題に対応した廃棄物の減量や処理に関して策定している。

廃棄物の3Rと適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざすことを基本理念として、「ごみゼロ社会の実現」「産業廃棄物の3Rの推進」「廃棄物処理の安全・安心の確保」の3つの取り組み方向を設定し、施策を推進している。

計画期間は、平成28年度から令和2年度（平成32年度）の5年間としている。

#### (4) 「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針

三重県内の一人当たりのごみ排出量については、若干の増減はあるものの、10年前とほとんど同じレベルで推移しており、温暖化ガスや有害物質の排出など環境に対する負荷や、資源の浪費、ごみの収集・運搬、処分に要する費用の確保といった大きな問題を抱えている。このような現状をふまえ、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を目指すための基本方針である。

#### (5) ごみゼロ社会実現プラン（平成26年3月改定）

持続可能な循環型社会の構築という大きな目標に向けて、住民、事業者、行政など多様な主体が共有すべき取組の指針であり、長期的な展望のもとに参画・協働していくためのプランである。

計画期間は、平成17年から令和7年（平成37年）までの20年間であり、「ごみゼロ社会」の実現を目指している。また、ごみの排出量を30%削減することや、排出されたごみの50%は資源として再利用することなど、7つの目標の達成に向けて取り組むこととしている。

#### (6) 三重県地球温暖化対策実行計画（平成24年3月）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3において定められている地方公共団体実行計画として位置づけており、従来の三重県地球温暖化対策推進計画（計画対象：三重県域から排出される温室効果ガス）及び三重県庁地球温暖化対策率先実行計画（計画対象：三重県の庁舎・施設等から排出される温室効果ガス）に替わる計画として策定している。

本計画では、県民、事業者、行政等の様々な主体が力を合わせて地球温暖化対策に取り組むことにより、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現を目指しており、三重県の温室効果ガス排出量を令和2年度（平成32年度）までに平成2年度比で10%、平成17年度比で20%削減することを目標としている。

(7) 三重県新エネルギービジョン改定（令和2年3月改定）

本ビジョンは15年先を見据えつつ、平成28年度を初年度とし、令和12年度（平成42年度）を目標年度とする長期計画である。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画に対応して、令和2年度から令和5年度までの4年間の中期目標と取組方向についてもあわせて示している。また、「エネルギー・イノベーションと協創によるみえの地域エネルギー力の向上」を基本理念とし、新エネルギーの導入が進んだ社会、環境に配慮し効果的なエネルギー利用が進んだ社会、環境・エネルギー関連産業の振興による元気な社会の3つの社会の実現をめざしている。

(8) 三重県景観計画（平成29年1月6日変更）

平成17年6月の「景観法」の全面施行を受け、県は、景観行政を担う主体（景観行政団体）として、美しい景観づくりを県内全域で展開していくため、広域的な行政主体の立場から、長期的、総合的視野に立った景観づくりの目標や基本方針を示している。

景観計画は、景観行政団体が景観行政を進めるために定める基本的な計画であり、「景観法」に基づき、景観計画区域や区域内における良好な景観づくりに関する方針を定めるとともに、一定規模以上の「建築物の建築」、「工作物の建設」、「開発行為」、「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」に対する制限（景観形成基準による誘導）を行うもので、平成20年4月1日からこれらの行為には、届出が必要となっている。

## 2. 伊勢市

(1) 伊勢市環境基本条例（平成17年11月1日）

「環境基本法」の精神にのっとり、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに市民の福祉に貢献することを目的としている。

「環境保全は本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。」など、4項目の基本理念を定めている。

また、基本方針として、「自然環境と共生する健康で文化的な生活環境づくりの推進」や「廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ効率的な利用等により、物質の循環が図られること」など、7つの項目があげられている。

## (2) 第3期伊勢市環境基本計画（令和2年3月）

第3期伊勢市環境基本計画は、「伊勢市環境基本条例」第8条に基づき、同条例に掲げた基本理念及び基本方針に則り、「環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について定めている。

本計画においては、めざす環境像を「継承と創造 環境文化都市 伊勢」とし、その実現のため5つの基本目標「低炭素で地球にやさしい社会の構築」「資源を大切にする循環型社会の構築」「豊かな自然と人が共生する社会の形成」「歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成」「環境保全に取り組むための基盤づくり」を定め、取り組みを進めることとしている。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「伊勢市地球温暖化防止実行計画」を内包しており、伊勢市の特性に応じた温室効果ガス排出量の削減のための取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス排出削減目標とともに、目標達成のために取り組むべき施策と取組を示している。

計画期間は、令和2年度から令和11年度の10年間としている。

## (3) 伊勢市ごみ処理基本計画（平成30年）

伊勢市ごみ処理基本計画は、ごみに関係する各種法令と関連を踏まえながら、上位計画である「伊勢市環境基本計画」などで掲げたごみ処理に関する目標の実現に向け、ごみ処理における今後の施策の方向性及び目標とする社会の姿を定めている。

本計画は、市全域で発生するごみ（一般廃棄物に限る）の処理を対象とし、2018（平成30）年度を初年度、2022（令和4）年度を中間目標年度、その5年後の2027（令和9）年度を最終目標年度としており、適宜見直しを行うこととしている。

## (4) 伊勢市景観計画（平成30年11月1日改定）

伊勢市全域に広がる豊かな景観を後世に引き継いでいくため、伊勢市景観計画では市全域を景観計画区域とし、景観計画区域、沿道景観形成地区、重点地区の3つの地区に区分

して、良好な景観の形成を図っている。

また、都市マスタープランの土地利用、軸、拠点の分類を基本として、景観形成と関係の深いものについて、土地利用ゾーン別の景観形成の方針、軸別の景観形成の方針、拠点別の景観形成の方針をそれぞれ定めている。

### 3. 明和町

#### (1) 明和町環境基本条例（平成15年4月1日）

明和町環境基本条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

また、自然環境と共生する健康で文化的な生活環境づくりの推進や廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ効率的な利用等により、物質の循環が図られること、生態系の多様性の確保、野生動物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること、公害を防止し、健康で安心して生活のできる生活環境を確保し、自然環境が適正に保全されること、環境の保全に関する環境学習の推進を図ることを基本方針としている。

#### (2) 明和町環境基本計画

明和町環境基本計画は、「明和町環境基本条例」に基づき、地域事情に沿った具体的な目標や、町民・事業者・町のパートナーシップで取り組む行動指針を定めている。

また、「第4次明和町総合計画」の中でまちの将来像に掲げる「快適で活力ある 歴史と文化と緑のまち 明和」を環境面から実現するため、明和町の環境の現状と動向を把握するとともに、環境づくりの長期的な課題を明らかにし、環境の保全に関する総合的な計画としている。

本計画の長期の目標年度は令和6年（平成36年）としている。また、実効性のある計画とするため、進行管理を行うにあたって中間年度の平成26年度の具体的目標も定めており、明和町を取り巻く環境や社会的状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて適宜計画の見直しと修正を行い、社会経済の状況や町民意識の変化に適応することとしている。

#### 4. 玉城町

##### (1) 玉城町環境保全条例（昭和 49 年 10 月 12 日）

玉城町民が健康で文化的な生活を営むうえにおいて、恵まれた自然と良好な生活環境を積極的に確保することが重要であるとかんがみ、法令等に定めるもののほか良好な環境の確保に関して、町、事業者及び町民等それぞれの義務と責任を明らかにし、環境と自然を守るための施策の基本となる事項を定めることを目的としている。

##### (2) 一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年 3 月）

本計画は、廃棄物処理を取巻く社会・経済情勢等の変化や玉城町におけるごみ処理体制等の変化を踏まえて、計画対象区域における一般廃棄物の安全で効率的な処理と循環型社会の構築を目標に住民によるごみ発生抑制、収集運搬、中間処理、最終処分に至る計画としている。

また、平成27年度を初年度とし、令和11年度（平成41年度）を最終年度とする15年間の基本政策の方向付けを行っている。

#### 5. 度会町

##### (1) 一般廃棄物処理（ごみ）基本計画（平成 29 年 4 月）

一般廃棄物処理（ごみ）基本計画は、度会町が長期的・総合的視野に立ち、計画的にごみ処理を推進していくために策定したものである。

国の 3 R の推進による循環型社会の構築におけるごみ処理の現状や新たな課題などを踏まえ、新たに平成29年度から令和 8 年度（平成38年度）までの10年間を基本計画とする「度会町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、環境への負荷を抑制した「循環型社会の形成」を目指すこととしている。

